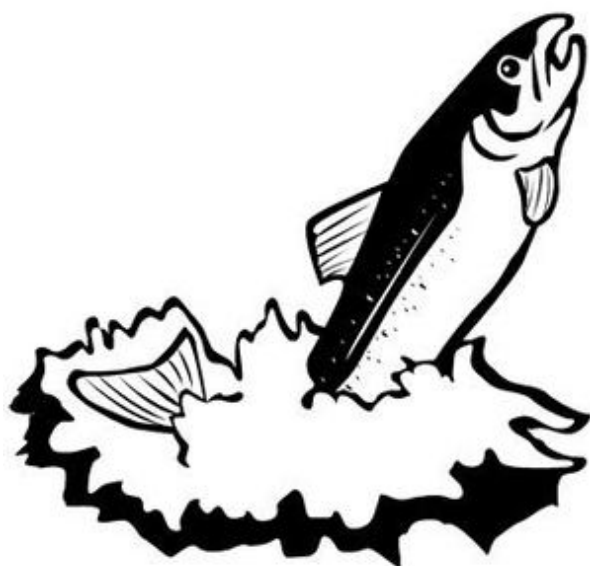


水源開発問題全国連絡会

第21回総会資料



2014.11.30

茨城県城里町

~~~~~目次~~~~~

|          |    |
|----------|----|
| 事務局からの報告 | 3P |
|----------|----|

各地からの報告

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 北海道のダム問題                        | 11P |
| 成瀬ダム                            | 12P |
| 思川開発事業（南摩ダム）                    | 16P |
| 霞ヶ浦導水事業                         | 17P |
| ハッ場ダム                           | 20P |
| 内ヶ谷ダム・木曽川水系導水路・長良川河口堰（長良川市民学習会） | 26P |
| 木曽川水系導水路（導水路はいらない愛知の会）          | 28P |
| 設楽ダム                            | 30P |
| 川上ダム                            | 32P |
| 安威川ダム                           | 33P |
| 平瀬ダム                            | 36P |
| 石木ダム                            | 38P |
| 立野ダム                            | 43P |

水源開発問題全国連絡会総会 ダム問題討議資料資料（2014 年）

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| I 水需要が縮小し、水余りがますます進む時代 完成済みダムの見直しを！            | 45P |
| 1 水余りがますます進む時代へ                                |     |
| 2 国土交通省の思惑                                     |     |
| 3 完成済みダムの見直しを！                                 |     |
| II 真の治水対策を実現させよう                               | 52P |
| 1 河川整備基本方針の破綻                                  |     |
| 2 想定外の洪水への対応策の推進を阻む国交省                         |     |
| 3 内水氾濫対策が急務                                    |     |
| 4 建築規制、立地規制：滋賀県の「流域治水の推進に関する条例」                |     |
| III 自然の回復を目指し、真の治水対策を進める<br>河川整備計画の再策定を求める運動を！ | 61P |
| IV 取り組むべき課題                                    |     |
| ○ ダムの撤去                                        | 64P |
| ○ ダムの堆砂問題                                      | 65P |
| ○ 「流水の正常な機能の維持」の虚構                             | 66P |
| V 参考資料                                         |     |
| ○ 新水道ビジョンの本質                                   | 68P |
| ○ 既設社会資本の維持管理・更新が待ったなしの時代へ                     | 69P |
| ○ ダム見直しの経過とダム事業の現状                             | 70P |

# 事務局からの報告

## 1. 全体の状況

今年もダム問題を抱える各地で懸命な取り組みがされました。

E メールの水源連 ML には熊本県白川の上流、阿蘇外輪山の切れ目にほど近い国立公園内に九州地方整備局が進めつつある立野ダム事業に対する取り組み、球磨川の撤去が進む荒瀬ダムの状況とその上流にある瀬戸石ダム撤去を求める活動、長崎県からの付け替え道路着工抗議行動を通行妨害とした仮処分申立てへの対応・収用裁決申請への対応などの石木ダム事業への取り組み、高松地裁の事業認定取消訴を中心とした内海ダム総合開発事業に対する取り組み、山口県の平瀬ダム事業への取り組み、大阪府が進める安威川ダム事業に対して公金支出差し止めを求める住民訴訟提訴を中心にした取り組み、長良川河口堰開門と木曽川水系連絡導水路事業への取り組み、設楽ダム現地での設楽町長選と同事業への取り組み、ハッ場ダム事業への取り組み、霞ヶ浦導水路問題の取り組み、最上小国川ダム事業に関する山形県の許しがたい対応とその取り組み、住民訴訟の進行を中心とした成瀬ダム事業への取り組み、北海道のダム事業群に対する取り組みなど、たくさんの現地生情報が投稿・報告されました。あわせて、水源連MLには、ダム問題に限らず、私たちにとって貴重な情報と解説が寄せられました。多くの情報を提供いただいた皆様に厚く感謝いたします。

水源連ホームページには水源連事務局が特にかかわってきた行動について掲載し、情報の共有を図りました。

安倍政権になってから公共事業バラマキが復活し始め、その勢いにはすさまじいものがあります。脱デフレという名目で、あるいは 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災を理由に、国土強靱化と称し、あるいは地方創生などと称して、公共事業がばらまかれています。ダム事業に関するならば、2010 年から始まったダム事業の検証検討は、本来は見直しの対象とすべき 140 余事業の中で、当時本体着工中ということで検証対象外になったダムの大半がすでに完成し、80 事業以上が現在も事業中です。その中には、立野ダムや内ヶ谷ダムのようにこれまでは休眠状態であったものを目覚ましてしまったダム計画もあります。

本体工事中とみなされ検証対象外になったダムの中で、路木ダムはほぼ完成してしまいましたが、住民訴訟の熊本地裁判決で治水目的が違法とされました。内海ダム再開発事業は試験湛水が何故か延々と続いている状態の中、高松地裁は 10 月 6 日に事業認定取消訴訟で原告敗訴の判決を出しました。原告の皆さんはこの判決を許し難いとしながらも、高齢化で控訴を断念せざるを得ないと判断されました。事業認定取消訴訟としては辰巳ダムの金沢地裁判決も原告敗訴判決です。事業認定に対する取り組みとしては、石木ダム建設絶対反対同盟と支援者が事業認定不服審査請求を起こすとともに、2013 年 12 月 5 日に結成された石木ダム対策弁護団とともに、起業者である長崎県知事と佐世保市長に石木ダムの必要性に関する公開質問状を継続的に提出しています。そして、起業者に回答を出させたうえで説明会を開かせ、石木ダム事業の必要性を問いただしています。その繰り返しを経る中で、石木ダムを必要としている起業者の言い分に根拠がないこと、多くのウソが露呈しています。

ダム事業推進にまい進する山形県は、こともあろうに小国川漁業協同組合の漁業権更新に付け込んで、「最上小国川ダム事業に同意しないと漁業権更新をしないぞ！」とばかりの脅しを小国川漁協組合長に

かけ、沼沢組合長が耐えかねて自死されるという痛ましくも悔しい事態になりました。ダム事業の強硬推進がすさまじい勢いで進んでいることに有効な対策を講じることが私たちの緊急課題です。

## 2. 水源連事務局が取り組んだこと

その中で水源連事務局が取り組んだことを記します。

### ① 石木ダム関係

事業認定処分が 9 月 6 日に下されたときからその対応として準備を始めた石木ダム対策弁護団が 2013 年 12 月に結成されました。事業認定に対しては事業認定取消訴訟がこれまでの定番でした。水源連も石木ダム建設絶対反対同盟からの要請に応じて共有地運動を展開し、事業認定取消訴訟になった時の原告適格保持者を増やすことに協力してきました。

しかし、日本においては事業認定取消訴訟で勝てる確率があまりに低いこともありますが、自分たちの将来を裁判長（司法）という第三者に委ねるのではなく、起業者との話し合いを重ねる中で、中止を獲得する道を先ずは歩むことを弁護団に勧められました。石木ダム建設絶対反対同盟とその支援者たちはそれに賛同し、起業者へ公開質問状の提出、回答要請、回答の説明会開催の要請を行い、それを実現させてきました。その繰り返しで現在に至っています。

事業認定未保留分についての収用裁決申請提出期限間際になって、起業者側は知事・佐世保市長・川棚町長が説明会に出席しました。それもつかの間、起業者は収用裁決申請提出期限 9 月 7 日に先立つ 9 月 5 日に収用裁決申請を長崎県収用委員会に提出しました。

水源連は、2011 年と 2013 年に全国集会・総会を石木ダム問題に焦点を合わせて開催して石木ダム問題を全国の皆さんとの共有を図りました。事務局は、公開質問内容の検討、回答の検討と説明会参加、弁護団会議に参加など、現地の皆さん及び弁護団の皆さんの活動を支援してきました。

現在、現地では収用委員会対応、付け替え道路着工中止要請行動を通行妨害とみなした長崎県からの通行妨害禁止仮処分申請への対応とともに、佐世保市民や長崎県民にこの問題の真実を知らせるために、ブックレットの作成・配布、チラシの配布、街頭署名活動などを精力的に取り組んでいます。このような石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんの不屈な闘いと、ともに戦う支援者の皆さんの積極果敢な取り組みが、長崎県民・佐世保市民・川棚町民の世論を大きく変えようとしています。

事業認定保留分については 2017 年 9 月 6 日が収用裁決申請の期限になっています。起業者がいつ事業認定保留解除を申し出るかは起業者の自由です。私たちは、起業者がそれを断念する状況を作り上げていくことが必要です。

### ② 内海ダム再開発関係

本体着工済みダムは検証対象外になるので、香川県知事は 2009 年に前原国交大臣からの検証要請を拒否し、急遽駆け込みで内海ダム再開発の本体工事着工の手続きを取りました。現在、堤体はすでに完成し試験湛水が続いています。名勝寒霞溪のふもとに民家に至近距離でコンクリートの壁が 447m にわたって築かれたのですから、まったく異様な景観になってしまいました。

水道水源の一部であった旧内海ダムが新ダムの中に水没して使用不能になるので、利水目的としては既に運用が開始されています。

工事中から周辺では井戸水がにごる・異臭がするという障害が起きています。堤体は完成間もないにもかかわらず、壁面のヒビ割れ、漏水が生じています。

この事業は反対地権者に対して土地収用法を適用して所有地を収用して強行されてきました。



反対地権者たちは事業認定取消し訴訟、香川県知事・小豆島町長を被告とした公金支出差し止め訴訟を提起して、内海ダム再開発は必要性がなく、寒霞溪の自然と景観を破壊する事業であり、違法であること立証してきました。

事業認定取消し訴訟は 2014 年 10 月 6 日に高松地方裁判所によって原告敗訴判決が出されました。原告の皆さんはこの判決を許し難いとしながらも、高齢化で控訴を断念せざるを得ないと判断されました。

水源連は「寒霞溪の自然を守る連合会」からの要請を受けて全国集会・総会を小豆島で 2004 年に開催して全国化を図る、2009 年には当時の前原国交大臣との会見への同行、アンケート調査実施支援、事業認定取消訴訟での証人陳述、裁判長に公正判決を求める署名活動など、全国の皆さんからのご協力・支援をいただいて、支援を続けてきました。私たちが力及ばず勝訴できなかったことは本当に悔しいですが、地元の皆さんと運動の共有ができたことは水源連運動のよりどころであると思います。

この事業は、必要性をでっちあげただけでなく、あたかも（旧）内海町民の総意であるかのごとき装いを作り出すために、反対する人たちを徹底的な孤立状態にしてしまう囲い込み策がとられたことで、地域社会を滅茶苦茶に壊してしまいました。

### ③ 最上小国川ダム関係

最上小国川ダムが計画されている最上小国川はアユ釣り全国大会が年に数回開かれる日本有数のアユ釣り漁場です。この小国川を守り続けてきたのが小国川漁業協同組合です。このアユの宝庫・最上小国川の上流に山形県は「自然に優しいダム」と称していわゆる穴あきダム形式の最上小国川ダムの建設を進めようとしています。山形県は、すぐ下流の赤倉温泉街を洪水から守るためにダムが必要だとしています。昨年から山形県は、小国川漁協の漁業権更新に際して「最上小国川ダム建設事業への協力」がその条件であるがごとき対応をして小国川漁協を苦しめてきました。その結果が小国川漁協の組合長・沼沢勝善さんの自死でした。

水源連はこの山形県の一連の対応を厳しく批判・糾弾し、「最上小国川の清流を守る会」の皆さんとともに山形県庁に向いて同ダムの中止を求めてきました。川辺川ダムに反対し続け、人吉市内でアユ販売業を営む吉村勝徳さんを現地にお招きして、最上小国川ダムに反対する皆さんにアドバイスをしていただきました。川辺川上流域には穴あきダムと同様の大きな砂防ダムがあるために、斜面崩壊による土砂が砂防ダム上流に堆積し、それが 2 年間にわたって流出して川辺川が白濁してアユが商品にならなくなったことなどを報告されました。

5 月 17～18 日のシンポジウム「最上小国川の真の治水を求めて」にも参加し、最上小国川ダムは大洪水時には赤倉温泉街をむしろ氾濫の危険にさらすものであり、河床掘削こそが有効な治水対策であること、ダムが最上小国川の生態系に多大な影響を与えることなどを報告しました。

しかし、9 月 28 日の小国川漁協の総代会決議で最上小国川ダムを認めてしまったことで、この 11 月には本体工事の入札公告が行われました。法的には、漁協の最高決定機関である総会を開かせて、同ダム容認が 2／3 を超さない状況を示すことが、同ダム進行に「待った！」をかけることができる道です。その道を何とか切り開くことができるようにしなければならないのですが、残された期間は 1 か月しかありません。

### ④ 2009 年度に計画中・事業中であったダムのその後(2013 年 8 月 27 日)

2009 年の政権交代時に全国で 145 のダム事業が計画中・工事中でした。

そのうち、本体工事中、本体工事駆け込み契約、既設ダム改造という理由で、検証対象から外されたダムを除く84ダム事業が検証対象となりました。

ダム検証が2010年秋から始まって3年近く経ち、68ダム事業の検証が終わりました。

検証対象のうち、問題となっているダムのほとんどは事業継続でした。

検証中のダムはあと16ダムです。

2009年度に計画中・事業中であった145ダムのデータを整理して水源連HPに掲載しました。

検証の結果のほかに、2009～14年度の各ダムの予算も掲載してあります。

<http://suigenren.jp/reference/information/>

今総会の配付資料にも添付してあります。

## ⑤ 公共事業改革市民会議関係

「コンクリートから人へ」の頓挫が明確になった2012年度補正予算から、2011年東日本大震災復興も理由にして国土強靱化・脱デフレをかけ声とした公共事業バラマキが始まりました。

① 今取り組むべきことは、「国土強靱化」にみられるような旧来型の公共事業のバラマキではなく、真に国民の生命・財産の保護に有効な事業への転換であり、一方で、持続的な社会の構築をめざす人的支援を推進すること、

② 公共事業のあり方を根本から変革し、未来を私たちの手に取り戻すために、第一の課題として国土強靱化政策の方向転換に向けて活動すること

を念頭に置いて、各種公共事業に対して闘っている市民団体がお互いの連絡組織として、公共事業改革市民会議を2013年1月に立ち上げました。水源連はこの事務局を引き受けています。

この会議が発足してから、特に取り組んできたのは江戸川区スーパー堤防問題です。

全く実現性のないスーパー堤防計画を江戸川区は治水対策として強く推進させる方針を立てています。スーパー堤防の用地を確保するため、江戸川区は土地区画整理事業で無理矢理、住民を追い出し、そこに築堤して出来上がった土地を区画整理の換地にしようとしています。

区画整理事業は恐ろしい方式で進行します。住宅の持ち主がこの事業に応じない場合は、時間を切って強権的にその住宅を排除できることになっています。それこそNO!を言わせない法システムで区画整理事業は進んでいます。こんなに怖い方式がまかり通るわけですから、おいそれと反対できません。それでも長年住んでいたところから離れるのは大変なことです。区画整理事業なので造成が済めばそこに戻ることになりますが、築堤の造成が終わるまで長い年月がかかり、高齢の方は生きているうちにそこに戻ることができるのかわからないという不安感に襲われます。区画整理事業は、古い建物は補償の評価額が低いので、補償だけでは同規模の家を建てることができません。反対して住み続けていると物理的に除去されてしまうのですから、自己防衛上、転居に応ずるしかありません。その心労は私たちの想像を絶するものがあります。

リニア新幹線にしてもしかりです。その必要性は実際は不明なまま事業推進の音頭が沸き上がり、地方自治体は誘致合戦を繰り広げます。そんなものが本当に必要なのか、安全性はどうか、環境への影響は、……。疑問が検証されないまま事業が進行します。

このような実際の被害者と直面することで、「住民不在で決定し、住民不在で進行してしまう公共事業を何とか食い止めたいたい！」という想いは強くなるばかりです。

今行われなければならない公共事業は、老朽化した社会資本の徹底点検と修理・整理であり、

2011.3.11 東日本大震災の復旧・復興です。新規事業に回す金などありません。

私たちはダム部門だけでなく、公共事業各部門で闘う皆さんと連帯して、公共事業の市民改革を進めていく端緒につきました。

#### ✧ 運動・活動経過

2月15日 緊急集会 公共事業ありきの補正予算 13兆円!? そのまま通して予算委員会 (いいんかい) ?

3月15日 連続公開講座 第1回 マクロ経済政策は日本を救えるか? ~経済学の基礎から考える

4月3日 連続公開講座 第2回 バラマキで老朽化インフラの危険はなくなる!

先進自治体の実践に学ぶ「選択と集中」

4月22日連続公開講座 第3回 税金の使い方ー開発型公共事業か、対人支援サービスへの公共投資かー

6月13日 参議院選直前 緊急集会 「国土強靱化が日本を壊す」

「国土強靱化から日本を守るには」

「前年度補正予算と今年度予算のバラマキの実態」

「巨大防潮堤計画は被災地住民を幸福にするか」

9月8日 緊急集会 大義なきスーパー堤防復活を許すな!

9月30日 江戸川区長にスーパー堤防と強制立ち退きに関する公開質問書を提出

その後も公開質問書の提出と、江戸川区の担当者との話し合いを続けました。

10月17日 連続公開講座「リニア中央新幹線」

具体的なテーマとして、「江戸川区スーパー堤防」、「リニア新幹線」、「諫早干拓・水門年内開門」の問題などに取り組んでいます。

公共事業改革市民会議関係の詳細は同会のホームページ下記 URL を御覧ください。

<http://www.stop-kyoujinka.jp/>

### 3. 私たちの課題 新年度の活動方針

脱デフレ、国土強靱化、地方創生・・・と言葉をかえながらの中央からの公共事業バラマキとその誘致合戦に凌ぎを削る地方自治体、この連鎖を断ち切るには何ととっても、各現地での闘いを闘いぬくことに尽きるでしょう。

水源連の関係者が関わっているダム問題を打開する条件を探てみます。

それらを含め 2015 年度の獲得目標を記します。

#### 1) 進行中のダム事業の中止獲得を目指す

- ① 水源連総体として、石木ダム中止に向けての取り組みを強化し、石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 名を守り抜く。
- ② 立野ダム、山鳥坂ダム、平瀬ダム、安威川ダム、川上ダム、木曽川連絡導水路、設楽ダム、ハツ場ダム、南摩ダム、霞ヶ浦導水、最上小国川ダム、成瀬ダム、鳥海ダム、平取ダム、サンルダムなどの建設事業反対運動と連携を取り合い、中止に向けて取り組む。

#### 2) ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す。

- ① とりわけ不要が明確で地域社会・自然環境に弊害をもたらすことも明白な路木ダム、新内海ダム、太田川ダム等について、建設間もないことから撤去は難しいと思われるので、と

りあえず水抜き空っぽ運用を目指す。

- ② 瀬戸石ダムの撤去、諫早干拓の開門、長良川河口堰の開門、霞ヶ浦・常陸川逆水門の開門など、水路の遮断によって自然環境が破壊されたところの回復を目指す運動と連帯する。
  - ③ 水路の遮断によって破壊された自然環境の回復を目指すために、現在使われていないダムリストを作成し、公表する。
  - ④ もはやダム建設が必要とする時代が終焉していることを広く知らせるとともに、失われた自然と地域社会の回復に全力を入れる時代であることをパタゴニアなどと連携して、広くわかりやすくキャンペーンする。
  - ⑤ パタゴニアの「日本の川に自由な流れを取り戻そう」キャンペーン、DAMNATION 上映運動を積極的に支援する。
- 3) 「住民不在の公共事業を排除する」キャンペーンを展開する。
- ① 「住民不在の公共事業を排除」を実現するうえでのツールを創出・発見・再認識する。
  - ② 地方自治体の公共事業依存体質克服を目指すには、私たちに何ができるのかを検討する。
  - ③ 公共事業改革市民会議構成団体として、公共事業全般にわたる問題を意識し、ともに連帯して応援しあうと共に、共通課題についてはその克服をはかる。
- 4) 国会、政府対応
- ① 「公共事業チェック議員の会」等と連携して国会議員との情報共有を図ると共に、国にあたる。
  - ② ダム中止後の生活再建支援法の成立をめざす。

#### ① 石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 名を守り抜く。

- 物心両面にわたって全国からの支援を確立して、守り抜く取り組みです。
  - ・ 水源連事務局は弁護団会議参加（スカイプ参加を含む）、収用委員会参加、起業者との交渉参加、作戦会議等を通して、現地及び石木ダム対策弁護団との情報交換・意思疎通をしっかりとる。
  - ・ 共有地権者を中心とした「水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を運営する。
  - ・ 「水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」は石木ダム建設絶対反対同盟から水源連への要請に応じて支援をおこなう。会計は独立会計とする。
  - ・ 「水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」は石木ダム建設絶対反対同盟の活動を支援するために、水源連の各種媒体を借用して水源連の皆さんに情報提供、意見交換を図っていきます。全国の皆さんに活動面と財政面でのご協力をお願いします。

#### ② 事業中のダムのストップ

今の状況ではダム検証により、問題のあるダム事業は「推進」の決定がされてきています。各ダム事業をストップさせるためには、水源連仲間はもちろんのこと、公共事業問題を抱えて運動している仲間たち（公共事業改革市民会議）、国会・地方議会議員などとの連帯を確立し、力を合わせることが不可欠です。それを全国的にも、地域的にも強めていきたいと考えます。

水源連が 2001 年 3 月から提案している「公共事業審査法案」、日弁連が 2012 年 6 月に提案した「公共事業改革基本法案」、オーフス条約、住民投票制度・・・等のツールを検討・活用して、「住民不在の公共事業」にストップをかけましょう。

### ③ ダム建設がますます不要になる時代を訴える → ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す

利水面では人口減少と節水型機器の普及で水需要の上昇はあり得ない時代に入っています。

治水面ではダムはギャンブル的なツールであり有効性が極度に限られています。あわせて、ダムで流量調節することで河道の受け持ち分が小さく設定され、さらに、ダム事業に河川予算が投入されるため、脆弱な堤防が放置されています。ダム建設ではなく、いかなる洪水がきても壊滅的な被害を食い止める治水行政を目指します。

既にその目的を喪失しているダム・堰等、川の流れを分断している河道施設については、開門・撤去をめざし、破壊された地域社会・自然環境の復活をはかります。

この試みはこれまでの水源連運動の範疇を超えるものですが、川の本来あるべき姿を取り戻そうという呼びかけは、多くの皆さんとの新しい繋がりが期待されます。

### ④ ダムの水抜き空っぽ運用

明らかに利水上も治水上も不要であるダムがぞろぞろと造られています。これらのダム事業の中止を求めてきましたが、残念ながら工事が進み新内海ダムや路木ダムのように堰堤が完成してしまったダム、太田川ダムのように利水上不要どころか湛水後に堤体からの水漏れや堤体が上流側に傾斜するなどという危険きわまりないダムが存在します。これらのダムについてはダムによる災害を防ぐため、まずは「水抜き空っぽ運用」を勝ち取るべく運動を目指します。

### ⑤ 公共事業チェック議員の会

2012年の衆議院選挙、2013年の参議院選挙で「公共事業チェック議員の会」の多くの議員が議席を失ってしまいました。再選を果たした環境派・公共事業慎重派の議員はあまりに少なく一人で多くの課題を背負っていることから、「公共事業チェック議員の会」は閉店状態が続いていました。同議員の会を頼りにしてきた「無駄な公共事業中止」を目指す私たちは、活動再開を求めてきました。何とか活動再開がされるよう、国会議員の皆さんに働きかけていきます。

### ⑥ ダム中止後の生活再建支援法の制定

「ダム中止」となった場合の地元住民の生活再建が必要と考え、水源連は十数年前からダム中止後の生活再建支援法案を作成して提案してきました。水源連の案がベースになった生活再建支援法案が2012年の国会に上程されましたが、審議されないまま、廃案になってしまいました。

川辺川ダムはダム中止後の生活再建支援法による裏付けがないため、五木村の「ダム中止後の生活再建」が中途半端なままになっています。

ダム中止後の生活再建支援法を制定し、抜本的な生活再建、地域社会の再建を可能にするシステムの確立が急務です。

この法律は、ダムが中止になっても町おこしが図られる内容になっているので、ダム依存しか選択しようがないと考えている自治体にとって、これまでの選択を変える支えになることが期待できます。

### ⑦ ダム問題を広く知っていただくために

ダム事業の徹底見直しを実現するには問題意識を広く共有できるツールの活用が必要です。昨年、パタゴニア日本支社の支援で、水源連ホームページを新しく作り直しました。これまで通りの「水源連だより」、水源連MLの活用に加えて、この水源連新ホームページの充実を図っていきます。水源連ホームページは水源連仲間だけではなく全国の皆さんへの情報発信・情報交換の場として活用していきます。皆様からの情報提供をよろしくお願い致します。

新年度はパタゴニアの「DAMUNATION」上映キャンペーンと連携して、これまでとは違う皆さんにダム問題と川の望ましい姿について語り合うよう努めます。

**⑧ 今年度の運営体制（案）**

|      |           |
|------|-----------|
| 顧問   | 藤田 恵      |
| 共同代表 | 嶋津暉之 遠藤保男 |
| 事務局長 | 遠藤保男      |
| 会計   | 和波一夫      |
| 会計監査 | 川合利恵子     |

## 1 サンルダム

今年の4月に入札公告がなされました。9月には恒例のサクラマス産卵観察会がサンル川で開催されました。現在3つの活動がすすめられています。(1) パタゴニアによる、北海道高橋はるみ知事宛てサンルダム中止要請のインターネット署名(Change.org)、11月19日現在署名数1225名。(2) サンル川を守る会が中心となってサンルダム建設と並行して行われているサクラマスのための魚道の問題点の検討が進められています。(3) 北海道自然保護協会が中心となって、ダムより河川改修を！署名の準備がすすめられています。その中心点は、河川改修により予算が必要ということだが、サクラマスをはじめとする水生生物が失われる費用をどのように考えるのかと言う問題を正面から問題提起します(国交省のダム検証方法には、自然保護の費用について触れていない)。河川改修を切り口に、人口減少が続く北海道で将来を展望した河川行政の在り方を含め、大きな視点からサンルダム問題を取り上げて、道民に考えてもらうことを検討しているが、具体的な署名のスタートは明確ではありません。パタゴニアのダムネーション映画のDVDが手に入れば、上映と署名活動をセットした活動を展開したいという希望をもっていて、パタゴニアにもお願いしています。

## 2 平取ダム

10月に入札公告がなされました。この間、平取ダム関連団体で、アイヌ文化の保全、とくに希少動植物の保全について室蘭開発建設部へ質問書を提出してきましたが、十分な回答が無く過ぎてきました。平取ダムでも、ダム建設ではなく河川改修を！の署名活動を進めたいと考えています。その中心点は、アイヌ文化の保全と堆砂問題です。アイヌ文化の重要な場のほとんどが平取ダムに水没してしまいます。昨年行われたパブコメでは20名ほどのアイヌの人々が、ダムではなく河川改修を要望しましたが、現地のアイヌ協会は開発局の方針に賛同しているので、容易ではありませんが、アイヌの人だけでなく北海道の貴重な文化保存の立場で問題点を指摘します。平取ダムでは雪解け時から夏季(4~7月)にダム下方の4.6m x 4.6mの水門を開放して堆砂を防ぐとしていますが、大きな疑問があります。さらに二風谷ダムの堆砂が進むとともに、二風谷上流と額平川の合流点では沙流川も額平川でも河床の上昇傾向が顕著で、今後の治水に悪影響がでる懸念があり、専門家と相談して、しかるべき要望書を作成する予定です。

## 3 当別ダム

現在の札幌市の一日最大給水量は60~65万m<sup>3</sup>/日です。一人一日最大給水量は減少傾向にあり、札幌市の人口は今がピークです。それなのに札幌市は2035年には87.5万m<sup>3</sup>/日の水源が必要であり、それを補うために当別ダムからの給水が必要とのべてきました。2012年に当別ダムが建設されると、2014年春に突如計算の誤りがあったとして必要水源量を61.79m<sup>3</sup>/日へ大幅に引き下げました。当然、当別ダムからの取水は不要なのに、引き続き当別ダムから取水する方針を示しました。あまりに無責任な対応を質すために、総務省への要請書を検討するとともに、札幌市民に広くこの実態を知らせて、無駄な費用を使うべきでないことをキャンペーンしたいと考えています。



## 成瀬ダム住民訴訟、12月22日最終口頭弁論 来春（提訴から丸6年）判決！？

**12月22日（月）11時** 場所：秋田地裁

■自然保護と環境アセスメント

（最近のイヌワシ、クマタカの繁殖確認）

■成瀬ダムの安全性

（ダムサイトの断層・破砕帯、耐震設計サボタージュの杜撰、未検討で本体着工する無責任追及）

**同日 1～3時** 場所：文化会館

拡大報告集会

「原発、ダムの安全性の論点」

～泊原発、路木ダム、成瀬ダム裁判から～

講師；市川守弘弁護士

●内外の情勢

・安倍政権の謀略的解散・総選挙…有権者に政策判断させる時間的余裕与えず／公開質問状・立会演説会開会が時間的に不可能！？（秋田3区では過去2回市民グループ共同で開催してきたが）  
・農家が受け取る米価（概算金）の暴落（11,500円→8,500円）…農村の疲弊は深刻  
来年度の減反率は50%（現在は約40%）へ近づく？・・・水需要の一層の減少は必至  
それでも「百姓一揆」は起きない、農村のあきらめムード・・・耕作放棄地急増か？

「（秋田県の人口減の）原因はコメだ。・・・（対策として）  
県内の稲作を極限まで減らす決断すら必要になるかもしれない」

（佐竹知事：5月の定例会見）

・・・なら、ダムに巨額のお金をかけるなんて・・・  
即刻、成瀬ダムの負担金支払いを停止せよ！

●成瀬ダム裁判を振り返る

2008年・・・成瀬ダム裁判、提訴を決意。住民監査請求を準備

2009年・・・県の負担金（260億円）支払い停止請求棄却→5月提訴

2009年9月・・・民主党政権誕生。ダム「見直し」宣言。

2009年10月・・・秋田県・横手市にて県現連総会・成瀬ダム問題全国集会開催

2009年11月・・・「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」設置

2010年・・・官僚に丸め込まれる政治。

2010年9月・・・「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」→各ダム検証へ  
パブコメや意見発表に積極的に参加するも地方整備局主導に住民意思反映されず。

2011年1月・・・成瀬ダムから上水を取水する横手市（負担金5.5億円）を提訴

2011年3月・・・東日本大震災、東電第一原発事故。

成瀬ダム裁判でも「安全性」クローズアップ。

2012年11月・・・東北地方整備局「成瀬ダムが最も有利」→有識者会議、追認→国交省決定。

2012年12月・・・自民党圧勝。安倍政権誕生。アベノミクス。



2013 年 4 月～ 成瀬ダム本体工事に向けた準備作業、工事用道路の建設開始  
2014 年 2 月、5 月・・・成瀬ダム裁判、2 回（被告側 2 名、原告側 2 名）にわたる証人尋問  
計 20 回にわたる口頭弁論を経て 12 月 22 日結審。

### 証人尋問で明らかになったこと

## 成瀬ダムの治水効果はあまりに乏しい！ なのに、便益は過大では？

証人尋問 1（国交省東北地方整備局：河川部長）

「成瀬ダムの洪水調節機能はわずかでは？ 計算によると基準点（秋田市樺川）では水位を 19 cm 下げるだけだが…」

（答）「成瀬ダムの効果は基準点以外でも発揮されるので、便益はある」

「昭和 54 年の洪水被害額は 23 億円余だ。ところが、10 年に一度程度ある降雨で洪水被害想定額 528 億円としている。あまりにも過大ではないか？」

（答）「過去の洪水に基づいて調査し、計算している」

## ダム周辺地盤には断層破碎帯があるのでは？ だが、当局は断層否定に躍起！

証人尋問 2（国交省東北地方整備局湯沢河川国道事務所・所長）

「成瀬川沿いに成瀬川断層の存在が指摘されている。断層がダムまで延びているのでは？」

（答）調査結果から地滑りの痕跡と見なしている。断層ではない。

（ボーリングのデータを示し）

「ダムの左岸やダム基底部に断層破碎帯が見られるが…？」

（答）「新旧の地層が重なり合っているのであり、断層とは判断していない」

## レベル2地震動の設計はこれから… 工費大幅超過はないのか！？

「レベル 2 地震動の照査、現時点でどの程度進んでいるのか？」

（答）「これからだ」（「全く手付かずか？」の確認に「はい」の回答）

「これから検討して設計変更が必要になるかもしれないし、（地質の条件からダムは）難しいということになるかもしれない」

(答)「そういうことはありうるが、そうならないように設計する」

「そういう（検討が）不明な段階で秋田県に負担金を求めるのか？」

(答)「今までの設計指針でやって甚大な被害を受けたダムはない」

証人尋問 3（治水問題専門家・嶋津暉之氏）

「成瀬ダムの集水面積は、流域面積の 1.6%に過ぎず、治水効果は極めて小さい。対策を要する雄物川中下流域にはその効果はほとんど及ばない。」

### 資料①

### 乙第65号証の2

#### 成瀬ダムの治水効果を算出した計算資料

| 洪水名 <sup>※1</sup> | 降雨型    | 実績規模（降雨実績）における効果率（推定）                          |             |                             |        |
|-------------------|--------|------------------------------------------------|-------------|-----------------------------|--------|
|                   |        | 椿川地点の推定流量<br>(m <sup>3</sup> /s) <sup>※2</sup> |             | 効果流量<br>(m <sup>3</sup> /s) | 効果率（%） |
|                   |        | 成瀬ダムなし<br>①                                    | 成瀬ダムあり<br>② | ③=①-②                       | ④=③/①  |
| S19.07            | 全流域型   | 6,171                                          | 6,076       | 95                          | 1.5%   |
| S22.07            | 全流域型   | 8,497                                          | 8,470       | 27                          | 0.3%   |
| S22.08            | 全流域型   | 4,035                                          | 4,031       | 5                           | 0.1%   |
| S30.06            | 全流域型   | 3,984                                          | 3,944       | 40                          | 1.0%   |
| S40.07            | 全流域型   | 2,861                                          | 2,853       | 8                           | 0.3%   |
| S41.07            | 玉川流域型  | 2,267                                          | 2,263       | 4                           | 0.2%   |
| S44.07            | 本川上流域型 | 4,579                                          | 4,506       | 73                          | 1.6%   |
| S47.07            | 玉川流域型  | 3,758                                          | 3,752       | 7                           | 0.2%   |
| S54.08            | 玉川流域型  | 2,467                                          | 2,437       | 29                          | 1.2%   |
| S56.08            | 本川上流域型 | 3,076                                          | 2,930       | 146                         | 4.7%   |
| S62.08            | 全流域型   | 3,833                                          | 3,738       | 95                          | 2.5%   |
| H14.08            | 玉川流域型  | 3,172                                          | 3,160       | 12                          | 0.4%   |
| H19.09            | 玉川流域型  | 4,460                                          | 4,456       | 4                           | 0.1%   |

※1 「雄物川水系河川整備基本方針」において検討の対象とした平成18年までの12洪水と、平成19年以降に椿川地点において、はん濫注意水位を超えた1洪水を対象とした。

※2 椿川地点の流量は、実績洪水時の降雨の地域・時間分布の違いのみに着目し、その他の条件については、全て同一と仮定したうえで、河道のはん濫がない状態で現時点の既設6ダムがあったものとして算定した推定値である。

「R18ブロック（成瀬川＋皆瀬川 6.0～9.0km）の氾濫開始流量の不当な設定を見直

すだけでも氾濫被害軽減額は大幅に減り、B/Cは1を下回る。」

「『不特定（流水の正常な機能の維持）』の費用便益比の計算は必ずB/Cが1を超える計算手法が採られており、不当である。」

証人尋問4（原告代表・農家 奥州光吉氏）

「減反は4割にも達しているにもかかわらず、水需要は過大に設定されている。」

「成瀬ダムに係る農水省の水利事業でも、農業用水が足りないのではなく、当地の用水利用形態が『上流部で優先取水され、下流部ではほとんど利用できない極めて不均衡な状態にある』としている。」

#### 平鹿平野地区 幹線用水路型式の検討

H13.9.18

##### 1. 本地区の用水管理の実態

本事業は、昭和21年に着工し昭和55年に完了した国営雄物川筋農業水利事業により造成された頭首工、用水路等用水施設の改修と用水管理施設を新設し、合理的な用水配分と維持管理等の軽減を図るものである。

本地区の用水利用形態は、上流部で優先取水され、下流部ではほとんど利用できない極めて不均衡な状況にある。

また、用水管理は、成瀬、皆瀬頭首工は取水量だけの管理であり、幹線用水路は土地改良区から委託された水路監視人が管理しているのが実態である。

##### 2. 水路型式の検討理由

本事業は、近年の営農形態の変化等に伴い、地区内用水の上下流における不均衡を本事業により解消することを目的としており、本地区の皆瀬1号と皆瀬7号幹線用水路が並行する区間及び県営事業旭川地区では、水路用地の制約や下流専用水路の要望などから複断面水路を実施していることなどの事例を参考に、地区調査段階から地元土地改良区と施設計画について、途中に分設計画とすることに決定した。

問合せ先

奥州幸吉

090-66235279

oshu@rnac.ne.jp



## 活動報告

|       |                                  |     |             |
|-------|----------------------------------|-----|-------------|
| 団体名   | 思川開発事業を考える流域の会・ムダなダムをストップさせる栃木の会 |     |             |
| 対象事業名 | 思川開発事業(南摩ダム)                     |     |             |
| 事業地名  | 栃木県鹿沼市上南摩町                       | 事業者 | 独立行政法人水資源機構 |

### 1 事業概要

利根川支流の思川支川の南摩川（鹿沼市上南摩町）に南摩ダム（総貯水容量 5100 万 m<sup>3</sup>、堤高 86.5m、ロックフィル）を建設し貯水池と思川支川黒川、大芦川を導水路（約 9km）で連絡する事業。目的は下記のとおり。利水参画団体は栃木県（栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）、鹿沼市、小山市、茨城県古河市、五霞町、埼玉県、北千葉広域水道企業団。利水負担金は全体で 449 億円。栃木県は 0.403m<sup>3</sup>/s で参画し 64 億円の負担予定。

①洪水調節 130m<sup>3</sup>/s→5m<sup>3</sup>/s（ダム地点） ②河川の流水の正常な機能の維持 ③新規利水 2.984m<sup>3</sup>/s ④異常渇水時等の緊急水補給



### 2 この1年の活動報告

#### (1) 2014 年中の活動

- ・ 4月26日 南摩ダム予定地のヤマナシお花見と自然観察会。
- ・ 5月19日 ムダなダムをストップさせる栃木の会総会開催
- ・ 8月30日 水資源機構に公開質問（渇水対策容量関係）。
- ・ 9月24日 ダム事業検証の検討主体（関東地方整備局・水資源機構）に申入書提出（利水について道理がなく事業継続の結論を出さないこと）。
- ・ 10月25日 南摩ダム予定地のヤマナシ収穫祭と自然観察会。
- ・ 流域の会定例会開催（月1回）、会報「思川通信」発行（3回）、ムダなダムをストップさせる栃木の会事務局だより発行（4回）

#### (2) 3ダム（南摩ダム、湯西川ダム、ハツ場ダム）訴訟の動き

- ・ 1月27日 控訴審（東京高裁）判決言渡し
- ・ 2月 7日 上告書、上告受理申立書提出
- ・ 5月14日 上告理由書、上告受理申立理由書提出

#### (3) 思川開発事業の検証作業の動静

- ・ 2012年6月29日に「検討の場」第3回幹事会が開催されて以来、2年以上にわたり全く進行していない。
- ・ 栃木県だけが水道用水供給事業の認可を得ておらず、認可に代わるものとして栃木県は、2013年3月に「水源確保に関する報告書」を検討主体に提出したが、検討主体の動きはない。

#### (4) 特記事項

- ・ 9月 水資源機構への情報公開請求により、水資源機構の役職員が海外出張に行きまくっていることが判明。2010年度～2014年度までの4年4か月で延べ207人の役職員が出張。
- ・ 10月 水資源機構への情報公開請求により、渇水対策容量の利用については何も決まっていなかったことが判明。「異常渇水時等の緊急水補給」を目的に掲げながら、補給の要件は未定。費用負担の不公平を招くおそれあり。

#### 問い合わせ先：

|    |       |    |              |         |                   |
|----|-------|----|--------------|---------|-------------------|
| 氏名 | 高橋比呂志 | 電話 | 0289-63-1571 | メールアドレス | hirocha@bc9.ne.jp |
|----|-------|----|--------------|---------|-------------------|

## 活動報告

|       |                 |     |              |
|-------|-----------------|-----|--------------|
| 団体名   | 霞ヶ浦導水事業を考える県民会議 |     |              |
| 対象事業名 | 霞ヶ浦導水事業         |     |              |
| 事業地名  | 茨城県             | 事業者 | 国土交通省関東地方整備局 |

### アユ・シジミ裁判の経過（霞ヶ浦導水事業の工事差止め裁判）

原告 那珂川水系の8漁業協同組合（茨城の那珂川漁協、那珂川第一漁協、大湊沼漁協、栃木の那珂川北部漁協、那珂川南部漁協、那珂川中央漁協ほか）

被告 国土交通大臣

### 漁協が提訴した主な理由

那珂川はアユの漁獲高日本一を誇り、最下流で合流する涸沼川はシジミの三大産地の一つである。那珂川に霞ヶ浦導水の取水口が建設されることによる最大の懸念は、アユの仔魚（しぎょ）の吸い込み問題である。仔魚とは、卵から孵化したばかりの稚魚の前段階の幼生のことである。

仔魚は自力では遊泳することができない。孵化した後は、流れに乗って、餌の豊富な河口域に到達し、そこでようやく餌を食べる。仔魚が河口域に到達するまでの間は、腹部に蓄えている卵黄を消費しながら生存するのであるが、卵黄は4日分しかない。その期間内に河口域に到達しないと、仔魚は餓死することになる。

導水事業は、最大で毎秒15 m<sup>3</sup>の水を那珂川の取水口から取水する計画であるから、自力では遊泳できない仔魚が取水口から吸い込まれたり、取水口付近で滞留して餓死する可能性が高い。

さらに、最下流で合流する涸沼川では、導水によって塩分濃度、水質が変化し、シジミの生息が大きなダメージを受ける可能性が高い。

### 裁判の経過

2008年3月27日 那珂川取水口の建設工事中止を求める仮処分申立て（本訴後に取り下げ）

2009年3月3日、那珂川の取水口建設の差止めを求める訴訟を提起

2014年4月21日 君島恭一（那珂川漁協組合長）、金子清次（栃木県那珂川漁協連合会参事）ほか、漁協関係者4人が証言

2014年7月18日 漁協側の証人4人、石嶋久男（魚類研究家）、浜田篤信（元・茨城県内水面水産試験場長）、高村義親（茨城大学名誉教授）、嶋津暉之（水問題研究家）が証言

2014年9月5日 国側の証人3人、小島優（関東地方整備局河川調査官）、西村仁（筑波大学名誉教授）、前田修（元・茨城県霞ヶ浦環境科学センター長）が証言

2014年12月19日 弁論終結（予定）

### 問い合わせ先：

|    |      |    |               |         |                      |
|----|------|----|---------------|---------|----------------------|
| 氏名 | 浜田篤信 | 電話 | 090-3591-1253 | メールアドレス | kaseco@y5.dion.ne.jp |
|----|------|----|---------------|---------|----------------------|



## 那珂川 守れるか上

霞ヶ浦導水継続決定

霞ヶ浦導水事業「継続」の根拠となった、国土交通省関東地方整備局（関東地整）の報告書。巻末には、コスト面を最重視して複数の代替案と比べ、同事業案が「最も有利」だったなど、結論を支える記述が並ぶ。

が、45人の学識経験者が寄せた意見の中に、慎重論は少なくない。

霞ヶ浦と那珂川、利根川を地下トンネルで結び、水をやりとりする同事業。生態系への影響を懸念し「具体的な対策を検討しておく必要があるのでは」「保全措置を講ずることが重要」といった指摘だ。識者の1人で保全生態学が専門の西廣淳東邦大准教授は、懸念に「応えていない」として「事業を妥当と判断できない」と断じた。

那珂川は、利根川水系の霞ヶ浦とは水系が違ふ。「異なる水系間を水と生物が移動することによって起きる変化、外来種駆除など環境面のコストが考慮されていない」。西

## 生態系への影響

廣准教授には検証が不十分と映る。生態系への影響の視点はこれまで、同事業の早期完成を求める関係自治体による「検討の場」でも、大きく取り上げられることはなかった。

「変化」でまず危惧されるのは、外来生物の分布拡大だ。外来生物は漁業や農業、生態系に被害を及ぼす。同事業では、霞ヶ浦など利根川水系に生息し那珂川水系では確認されていない、特定外来生物カワヒバリガイの具体名が挙がっている。

中国・朝鮮半島を原産とする小さな二枚貝は、水路などへ付着して通水障害を引き起こし、大量死すると水質悪化をもたらす。農業環境技術研究所（茨城県つくば市）の伊藤健二主任研究員によると、2005年に霞ヶ浦で生息が確認されたカワヒバリガイは、湖岸で分布拡大しているという。

## 外来種流入に危惧も



霞ヶ浦湖岸に生息する特定外来生物のカワヒバリガイ。那珂川の生態系への影響が懸念される＝2012年6月、茨城県稲敷市（農業環境技術研究所提供）

06年の調査で湖岸の約半分だった分布は12年の調査で約8割に達し、18年までに湖岸全域への定着が予測される。カワヒバリガイが、川のほか水路を伝って分布拡大することと分かっている。卵はわず

か0・1ミ。霞ヶ浦に隣接する砂ろ過施設をすり抜けて那珂川に流れ込む可能性がある。霞ヶ浦と同じようなことが起こり得ると考えてほしい。調査を踏まえ伊藤主任研究員は、警鐘を鳴らす。

「現存する動植物に著しい支障を及ぼすことはないと考え」「調査などを継続し必要に応じて対策を講じていく」。学識経験者や市民から寄せられた生態系への影響懸念に、関東地整は、こう答えている。

しかし、影響は十分に予測できないからこそ予防的な観点が求められる、と西廣准教授は訴える。

「ウィルスなど目に見えないようなものも除去して水を運ぶことは極めて困難だろう。固有の性質を持つ生物が失われたり、新たな生物が持ち込まれた場合、問題が分かっているからでは取り返しがつかない。そうした不可逆な変化をもたらすリスクがある事業を進めるのは賢明でない」

事業の是非を判断する検証作業を経て国は8月、霞ヶ浦導水事業の継続を決めた。一方、那珂川への悪影響を訴える事業中止を求める栃木、茨城両県の漁協と国の訴訟は、年度内にも水戸地裁で判決が出る見通しだ。同事業の行方が注目される中、検証、訴訟で見えてきた問題点に迫った。

国検証環境視点が欠如



## 那珂川守れるか

霞ヶ浦導水継続決定

9月5日、水戸地裁。検証作業で国が霞ヶ浦導水事業の「継続」を決めてから10日余り。傍聴席は瀬戸際に立たされた漁協側と、国側の関係者で埋まった。

この日は栃木、茨城両県の漁連・漁協5団体が、国に同事業の那珂川取水口の建設差し止めを求めた訴訟の第24回口頭弁論が開かれ、国側が申請した3人の証人尋問が行われた。

最初に証言台に立ったのは、同事業に携わる国土交通省関東地方整備局の小島優氏。霞ヶ浦ではさまざまな水質浄化策に取り組んだが、目標とする水質に届かず、悪臭を放つアオコも発生しているとして、「事業は不可欠」と主張した。

霞ヶ浦へ送る水を那珂川から取り込み、霞ヶ浦の水を那珂川へ放出する取水口。漁協側が提訴に踏み切ったのは、ふ化したアユが取水口に吸い込まれるなど、那珂川の

## 訴訟で見た本音

水産資源に悪影響が出る恐れがあるためだ。これに対し国は「防止対策を講じる」などと反論、同事業の必要性を一貫して言い続けてきた。

「必要」な事業の目的は、霞ヶ浦などの水質浄化、那珂川と利根川の治水対策、茨城、埼玉、東京などの水道・工業用水確保の三つ。小島氏に続いた2人の識者も国側主張の根拠を述べた。が、漁協側弁護士の反対尋問に移ると、思わぬ言葉が口をついた。

「同事業で湖水回転率湖の水が入れ替わる割合の改善はたかが知れている。目に見える形で水質を改善することはできない」

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長などを務めた前田修氏の発言に、傍聴席が一瞬、どよめいた。直前の主尋問で、那珂川と利根川の水を霞ヶ浦へ入れることで「希釈効果」「湖水回転率の上昇」が起きる

と、自ら水質浄化の仕組みを解説したばかり。同事業が霞ヶ浦浄化の「抜本的な対策」という認識を覆す証言だった。「同事業を」ベンディングしたままの方が税金の無駄遣い。とりあえず造って、運転地に取水口の「実物大施設」を建設して実験する必要性を述べる中、総事業費1900億円の8割が執行済みという事情も踏まえ、「本音」を明かした。

## 揺らぐ事業の必要性



悠々と流れる那珂川。霞ヶ浦導水事業の継続が決まり、関東随一の清流が岐路に立たされている＝那須烏山市

時間も費やしている。1984年に着工した同事業の完成予定は当初93年度だった。建設をめぐり地元との調整に時間を要するなどし、さらに検証作業で5年近く凍結されている。仮に工事が再開しても完成までには7年程度かかる。

「これだけの時間と税金をつぎ込んで、どれだけの効果がある事業なのか」。県那珂川漁協連合会の金子清次参事は、「不要」との思いを一層強める。

30年前に着工した巨大公共工事の霞ヶ浦導水事業。漁協側を納得させる説明がないまま、訴訟は12月に結審し、年度内には判決が出る見通しだ。

金子参事が続ける。「いいかげんな事業で那珂川に魚がいなくなってしまうたら、那珂川は終わり」  
(この連載は田面木千香が担当しました)

国証人「水質改善は困難」

## 活動報告

|       |          |     |              |
|-------|----------|-----|--------------|
| 団体名   | ハッ場あしたの会 |     |              |
| 対象事業名 | ハッ場ダム    |     |              |
| 事業地名  | 群馬県長野原町  | 事業者 | 国土交通省関東地方整備局 |

### この一年の活動報告

ハッ場ダム本体工事着工を控え、本体工事阻止を最大の目的として活動してきました。  
主な活動は以下の通りです。

#### 1. ハッ場ダムの不要性を訴える活動

- ・東京オリンピックに絡めて、水道事業とハッ場ダムの問題をテーマにシンポジウム開催。
- ・「ハッ場ダム本体工事の中止と生活再建支援法整備」を国に求める署名活動  
(2014年11月現在1万筆余)
- ・ハッ場ダム本体工事の入札中止を国に申し入れ (官製談合による入札不正を指摘)

#### 2. ハッ場ダム事業の抱える様々な問題を訴える活動

- ・ハッ場ダムをストップさせる東京の会と共に、都知事選候補者に公開質問。
- ・ダム予定地の猛禽類調査の学習会  
環境影響調査の専門家を講師に、ハッ場ダム事業による生態系調査のおかしさ、ハッ場ダム事業による環境破壊を伝える。
- ・水没予定地の国道継続を求める要請書を国交省、群馬県に提出。
- ・ハッ場ダム予定地住民の代替地に大量使用された(株)大同特殊鋼渋川工場の有害な鉄鋼スラグの問題について、国交省関東地方整備局とJR東日本高崎支社に公開質問。
- ・専門家によるハッ場ダム予定地域の地質調査を踏まえて、代替地の地滑りの危険性を指摘。

#### 3. ハッ場ダム事業の実態を伝える活動

- ・現地見学会の開催、個別のグループを現地案内
- ・ハッ場ダム事業、ダム予定地域の最新情報をホームページ、ハッ場オープンML、ツイッター、フェイスブックで伝える。
- ・他団体主催の集会で、ハッ場ダム事業の現状を報告。

#### 4. 地元住民への支援

#### 5. 国会議員、県会議員らに情報提供

#### 6. ハッ場ダム問題への関心を高めるための活動

- ・アーサー・ビナード講演会開催 (原発止めよう群馬と共催)
- ・環境関連イベント等にブース、写真展を出展。

問い合わせ先：

|    |      |    |              |         |                    |
|----|------|----|--------------|---------|--------------------|
| 氏名 | 渡辺洋子 | 電話 | 027-253-6706 | メールアドレス | info@yamba-net.org |
|----|------|----|--------------|---------|--------------------|



## ハッ場ダム予定地の状況

（「ハッ場あしたの会」の会報「Tomorrow」 Vol. 23 2014 年 11 月発行 より）

### 本体工事はいつ始まるのか

群馬県内では昨年来、今年 10 月にハッ場ダム本体工事が着工されると繰り返し報道されてきました。6 月に現地を視察した太田昭宏国交大臣も「本体工事の槌音(つちおと)が間もなく聞かれ、ダムが完成すると実感していただける」と語ったとされ(6/26 朝日新聞群馬版)、10 月 16 日には現地測量が始まりました。しかし 11 月 10 日現在、本体工事は始まっていません。

現在、吾妻渓谷で進められている仮締切工事(本体準備工事)は、当初は今年 7 月末で完了するはずでしたが、現在の工期は 1 月 16 日に延長されました。

仮締切は本体予定地に吾妻川の水が流れないようにするための工事ですから、工事の遅れは本体工事に直接影響します。

群馬県は国交省関東地方整備局に対して、たびたび本体工事の起工式の開催を求めており、準備が整わないまま形式的な式典が行われる可能性があります。起工式の日程はまだ発表されていません。

### 本体工事の契約と鉄道切り替え

今年 1 月 8 日に入札が公告された本体工事は、8 月 6 日に清水建設等の共同企業体(JV)が落札し、8 月 20 日に契約を結びました。10 月 1 日には J R 吾妻線が新線に切り替わり、川原湯温泉の新駅が開業しました。この日はハッ場大橋(湖面 1 号橋)の開通式も行われ、現地は祝祭ムードに包まれました。打越代替地では王湯会館が 7 月から開業し、代替地を訪れる観光客が増えました。

一方、これまでの温泉街では、共同湯・王湯が 6 月末で閉館となり、最後の日曜日(6 月 29 日)は閉館を惜しむ人々で過去最高の入湯者数(334 人/日)を記録するほどの混雑でした。

水没予定地を走る吾妻線の運行終了も、一時的な賑わいに貢献しました。J R 東日本は首都圏の駅構内や吊り広告でさよならキャンペーンを実施。営業終了日の 9 月 26 日が近づくにつれ、川原湯温泉駅や線路周辺にはカメラを手にした観光客が増えていきました。

### ハッ場ダム本体工事の入札不正疑惑と今後の見通し

こうした喧騒の陰で、ハッ場ダムにまつわる不正が次々と発覚しています。

7 月 27 日付の赤旗スクープは、本体工事の入札不正疑惑を暴くものでした。受注が決まった清水建設 JV(共同企業体)は、もとは鹿島建設を中心とした清水との JV でした。ところが、3 月 1 日に鹿島建設と大林組が関わる東京湾トンネル工事で死亡事故が発生。ハッ場ダムの入札参加資格を失った鹿島ですが、ダム建設技術で最先端をいく鹿島を高く評価する関東地方整備局は、5 月 2 日、入札手続きの節目である「技術対話」に、参加資格のない鹿島を参加させたのです。

鹿島 JV が提案した本体工事の工期短縮は、鹿島 JV のいわば代理として入札に参加した清水 JV の受注を決定づけたとされ、鹿島は表舞台から姿を消したものの、本体工事を仕切るとみられます。しかし、いわゆる“官製談合”によって本体コンクリートの打設日数を短縮できたとしても、本体工事は地質の面で前門の虎(ダムサイト)、後門の狼(貯水域周辺)を抱えており、先行きは依然として不透明です。

### 有害スラグと地すべりに脅かされる住民の移転代替地

本体工事開札前日の8月5日、毎日新聞の一面トップに「ハッ場ダム:代替地整備に有害資材 環境基準の5〜23倍」という大見出しが躍りました。

記事で有害資材とされた(株)大同特殊鋼渋川工場の鉄鋼スラグは、フッ素や六価クロムなどの有害物質を含むだけでなく、水分を含むと膨張する性質があります。このため、有害スラグが使われた場所では有害物質が徐々に流出する危険性ととも、スラグの膨張による構造物の変形も懸念されます。有害スラグは本来は産業廃棄物として処分するものですが、県内では昨年来、各地の公共工事現場で有害スラグの混入が発覚しています。

関東地方整備局はハッ場ダム関連の工事現場を含む現地調査を9月に開始し、10月27日には中間報告を公表しました。ハッ場ダム関連10工事で新たにスラグとみられる砕石を確認したこと、大同の出荷記録にはこれ以外にさらに9工事があることが明らかになったという深刻な内容ですが、この間、関東地方整備局の出先機関であるハッ場ダム工事事務所は、ダム予定地域住民に「鉄鋼スラグは問題ない」と説明して、住民の動揺を抑えてきました。

代替地は周辺地価よりはるかに高額な分譲価格が設定されていますが、有害スラグが混入していればその土地は瑕疵物件とみなされます。また、将来、土地を売却する際、有害スラグの混入を伏せれば、地権者が罪を問われることにもなりかねません。代替地の住民は国交省の説明を鵜呑みにしては、自らの資産を守れない可能性があります。

代替地の安全性を考える上で、有害スラグとともに看過できないのは地すべり問題です。このほど地質の専門家らの調査により、新たに川原畑地区の付替え国道が地すべりによって変形していることが判明しました。周辺は熱水変質帯が広く分布した脆弱な地質が広がっており、地すべり箇所はハッ場沢を挟んで本体工事予定地にきわめて近い場所です。

この件について、当会では10月に関東地方整備局に公開質問書を提出しましたが、調査中であることを理由に回答はまだ届いていません。

### 国道閉鎖

吾妻川沿いを走る国道は、水没予定地住民の生活道路です。国道を管理する群馬県は、11月4日、この国道の一部区間(吾妻溪谷の長野原町・東吾妻町の町境から上湯原橋まで)を11月18日に通行止めにするネット上で告知しました。

国と群馬県は国道を廃道化し、大型車両が通行できるよう拡幅して本体工事専用ルートとする方針です。廃線となった吾妻線も本体工事に利用し、工事の効率化を図る計画です。

住民有志らは8月8日、四名連名で群馬県知事に要望書を提出し、国道閉鎖は「地域住民の足を奪うだけでなく、心情をも踏みにじる行為であり、到底受け入れることは出来ない」と訴えていたのですが、国も県も住民らの声を無視し、10月28日、29日に川原湯、川原畑地区全戸に国道通行止めを告知しました。要望書を提出した住民らはこれに強く抗議しています。

水没予定地は町道で付替えの国道や県道と繋がっていますが、道幅が狭く、急坂、急カーブが多く、住民は緊急時、積雪時は特に不便を強いられることになります。

住民に対する国道閉鎖の説明は、代替地への移転を促すような口調で行われました。水没予定地から住民を追い出そうとするダム行政の人権無視は、いよいよその本性を露わにしつつあります。

## 活動報告

|       |                    |     |       |
|-------|--------------------|-----|-------|
| 団体名   | ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会 |     |       |
| 対象事業名 | ハッ場ダム              |     |       |
| 事業地名  | 群馬県                | 事業者 | 国土交通省 |

### この一年の活動報告

ハッ場ダム住民訴訟は1都5県ともに控訴中であつたが、各事件とも不当判決の連続であつた。東京 2013. 3. 29、千葉 2013. 10. 30、栃木 2014. 1. 27、茨城 2014. 3. 25、群馬 2014. 5. 14、埼玉 2014. 10. 7。各判決ともに、控訴人の主張は一顧だにせず。被控訴人の言い分を丸のみにするものだった。由々しきは憲法 92 条に定められた地方公共団体の自治権を根底から否定するものだったことだ。

#### ① 一日校長事件の引用(茨城判決を除く)

一日校長事件とは、東京都教育委員会がある教頭の退職金を上乗せするため、退職の前日に校長に昇格。東京都はそのまま退職金を支給。支給責任者の東京都知事が訴えられた事件だが、最高裁判決は、教育委員会と東京都知事はそれぞれ独立した機関(法主体)であり、人事権は教育委員会にあるから、退職金を支給した東京都知事に責任はない。としたものだ。

同判決の言う、東京都教育委員会と都知事は同一の自治体にある機関であるから妥当な判断ではあるが、国と都県は独立・並列の機関だ。従って国と都県の利害が反した場合は、都県の側は拒否できるものである。従ってハッ場ダム訴訟に同判決の引用はあたらない。

#### ② 「行政処分は仮に違法であつたとしても有効」という“公定力”の乱用。

高裁判決は、利水負担金も治水負担金も「当該支出が違法であるというためには…納付通知書に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、または外見上一見して看守できる違法ないし瑕疵が認められる必要がある」と一蹴した。つまり、都県の側は地方公共団体としての自立した判断はできない。とし、地方自治を踏みこむものだった。

#### ③ 行政訴訟(住民訴訟)に裁判員制度導入の必要。

上記判決は、全国の自治体はハッ場ダムにかかわらず国の直轄事業の負担金が客観的に違法なものであつても、異論も挟めず唯唯諾諾と従わねばならぬとした。被告である都県もまた国の下級機関に貶められたのである。しかし、彼らに痛痒も屈辱感もない。これがこの国の地方自治の現実であり民主主義の現実だ。

すべての裁判を傍聴して思う。被告都県は原告の主張に反論すらできなかった。被告側証人に対する反対尋問は“惨劇”といえるほど証言の虚偽は覆えされた。証人の今後の人生を憂うほどに…。

しかし、裁判は行政に軍配を上げた。官は官を裁けないのだ。司法は行政を裁けないのだ。市民の目があれば、かような訴訟指揮も判決も許さなかつただろう。市民にとって、刑事裁判の刑罰の判断は素人だが、税金の使い道の是非、地方自治の在り方の判断は過たずできる。この国の主権者が国民であるならば、民主主義国家であるならば、行政裁判に裁判員制度の導入は必須だと思う。

1都5県はそれぞれ直ちに上告した。

### その他の活動

意見書・要望書などはハッ場あしたの会と共にした。

国の作る利根川河川整備計画に対し、他の団体と提携する「利根川流域市民連絡会」において市民による利根川水系河川整備計画の策定に入った。内水氾濫の実態、利根川堤防の脆弱箇所の特定、氾濫資料の収集、耐越水堤防の学習、激減したウナギから河川施設の環境破壊を明らかにする「ウナギプロジェクト」の発足など裁判支援と並行して微力を尽くしている。

問い合わせ先：

|    |      |    |               |         |                         |
|----|------|----|---------------|---------|-------------------------|
| 氏名 | 神原零字 | 電話 | 090-4527-7768 | メールアドレス | garyoan@tiara.ocn.ne.jp |
|----|------|----|---------------|---------|-------------------------|

|       |                 |     |       |
|-------|-----------------|-----|-------|
| 団体名   | STOPハッ場ダム・市民ネット |     |       |
| 対象事業名 | ハッ場ダム           |     |       |
| 事業地名  | 群馬県・長野原町        | 事業者 | 国土交通省 |

## 【この一年の活動報告】 2014年1月～11月15日

刻々と迫りくるハッ場ダム本体工事を眼前にして、追われるような焦燥感につきあげられつつの一年間の取組でした。現地を訪れる度に進展してやまない吾妻溪谷破壊工事の数々、駅舎移転、道路閉鎖は胸に突き刺さるような痛憤の思いです。長引く「調査中」の回答には義憤に駆られつつ、弱小団体ながらいずれも必死の構えで臨んだ取り組みでした。

大別すると、①「吾妻溪谷保存」の署名活動実施 ②地すべり問題ビデオ作成・普及、頒布 ③ハッ場代替地に大量に使用された「大同特殊鋼・有害スラグ問題」の現地見学会と申入書往復 ④新年早々より、二つの映画会実施。脈絡のない取組みの感もなきにしもあらずですが、とも角いずれの日にかダム中止のその日につながり得るものとひたすら信じて……

### ① 1/12 映画「水になった村」上映会

※大西暢夫監督を招き講演会と、石木ダムの写真パネルも展示するなど盛りだくさんな企画であった。しかも会場の中条町ツインプラザは料金徴収不可のため、大幅赤字に。

※県内マスコミほぼ全社からの「後援」あり

※長野原町・吾妻郡一帯に11000枚新聞折込チラシ配布（署名参考チラシの表面）。

※当日は約90名余（吾妻郡在住者は7割強）の方々が保存署名に快く応じてくれた。

### ② 2/13 県庁内刀水クラブにて記者会見後、第1回署名を国と県に提出

——「あなたも、若山牧水の言う『有志家』になって吾妻溪谷を守り抜こう」——

※吾妻溪谷写真に牧水の紀行文を転載のチラシ15000枚印刷＋反対理由書添え。

※1月末にて第一次集約。県内版4紙に報道される。県一手渡し 国一郵送

2013/11/4に吾妻溪谷瀧見橋で、スペインの平和活動家ミランダさんと一緒

「吾妻溪谷保存」を願ってペンキ絵を描いたことに端を発し、12月から国交大臣／群馬県知事宛に署名活動を開始。県への署名は初の試みなので署名者からも励まされた。

### ③ 3/9 3年目の「3・11」関連イベントに参加 ブース展示・普及活動

「力あわせる200万群馬 さよなら原発アクション」に参加。当会は初回から団体加入し、ブース展示を続けてきた。物品販売と共に「吾妻溪谷保存」の署名を求めた。

### ④ 3/30 地滑り学習会

「ダムを造ったら人災を引き起こす

——隠された真実を追求す」

※中村庄八さん(地学団体研究会・日本地質学会会員)によるダム災害学習会を実施。

※中村さんによる現地地質問題見学会・

学習会を複数回実施してきた経緯あり

——ビデオテープ制作——

ハッ場ダムの湖岸は本当に安全か」

講師／監修：中村庄八（約97分）※資料添付

販売：一千円（送料込）3分割構成にて見やすくテレビでも視聴可能



問い合わせ先：

|    |         |    |               |         |                          |
|----|---------|----|---------------|---------|--------------------------|
| 氏名 | 代表 鈴木郁子 | 電話 | 070 5457 5672 | メールアドレス | spq272s9@rondo.ocn.ne.jp |
|----|---------|----|---------------|---------|--------------------------|

⑤ 6／15 映画「シロウオ——原発立地を断念させた町」上映会

監督：かさご 群馬県社会福祉総合センター8Fホールにて

※プロデューサー：矢間秀次郎さんのトークや質問／意見交換あり。約150人

※原発もダムも《国策という名の国家の犯罪行為》の位置付けのもとに行い、この心意気をハッ場の方々にも取り戻して欲しいとの願いがあった。

8／5「ハッ場ダム 代替地整備に有害資材」の報道が毎日新聞一面トップに掲載

⑥ 8／15「鉄鋼スラグ問題現地見学」（主催：市民オンブズマン群馬）に参加

※現地での説明に驚愕した。そして、意見申し立ては発覚後、1年以内とのことに当時者の方たちに知らせなければと、席上、チラシ配布を約束した。

⑦ 9／14「有害スラグ」現地見学会実施

※チラシ「ご存じですか、有害スラグ 大同特殊鋼・渋川工場→佐藤建設工業→ハッ場代替地整備に使用」を吾妻郡内関連区域に、約6000枚余新聞折込にて配布。

⑧ その後、「見学会参加者名」にて、国土交通大臣（＝関東地方整備局宛）に申入れ書を提出し、やりとり続行中。現在、4回目を準備中。

10／1 ハッ場大橋（湖面一号橋）開通式／JR川原湯温泉駅オープンセレモニー

10／16 本体工事のための測量開始（左岸ダム堤下の山中より開始す）

11／18正午 現国道145号約3、5km完全閉鎖→吾妻川に近づけず、最後の紅葉  
※劣悪な代替地造成の遅れによる未移転の4軒は、生活権をも奪われることに

⑨ 11／3（文化の日）「これが最後のハッ場を、最後にさせてはならじと歩こうよ」

※現地にて垂れ幕・チラシ配布の示威行動をしながら閉鎖区間を歩き、署名活動展開。

⑩ 11／10 記者会見後、第2回「吾妻渓谷をまもろう」署名を県と国に提出

※2回目の今般は数は少ないが主にハッ場現地にて、県内外から訪れた観光客たちにチラシを手渡し概略を説明しながら、自発的に戴いたことに意義があらうかと考える。

①6月末までの玉湯閉鎖 ②9／24までの旧吾妻線廃止 ③紅葉シーズンなどハッ場通いの折にふれて行った。ことここに到り、提出は早い方が良いと考えた次第。

※ 知事と大臣宛に、地すべり問題のビデオと約2500字の長文の文書を添付。

⑪ 群馬県議会への「請願」準備中。然るべき県職への団体交渉などを模索中





|       |                                    |     |                              |
|-------|------------------------------------|-----|------------------------------|
| 団体名   | 長良川市民学習会                           |     |                              |
| 対象事業名 | 内ヶ谷ダム・木曽川水系連絡導水路(導水路)・長良川河口堰(河口堰)  |     |                              |
| 事業地名  | 岐阜県(内ヶ谷ダム・導水路)<br>愛知県・三重県(導水路・河口堰) | 事業者 | 水資源機構(導水路・河口堰)<br>岐阜県(内ヶ谷ダム) |

### 【公称としての「清流」】

岐阜県は、2011年7月に、「清流の国ぎふづくり宣言」を発表し、県庁に「清流の国推進部」を設けた。「清流」という名を冠した企画が頻繁に発表されるが、岐阜県の政策全体が「清流の国ぎふづくり」に相応しいものとなっているのかどうかは疑問である。

10月21日、農水省は「清流長良川の鮎〜里川における人と鮎のつながり」を世界農業遺産の候補の一つに選定した。岐阜県ぐるみで目指していたことである。だが、このことを伝える報道は何故か長良川河口堰に触れていない。川を断ち切る河口堰の存在という重大問題を避けて「清流長良川の鮎〜里川における人と鮎のつながり」を語るのには騙りではないのか？

他方、現在策定中の岐阜市のレッドリストへの記載候補「第1次選定種」に、長良川のアユが挙げられている。大量の卵をトラックで運搬し、河口堰に併設された施設で人工ふ化させて一定育ててから河口堰下流に放すという手間もお金もかけた人為があつて、やっと遡上「数」を維持している実態が懸念されているからだ。

「清流長良川の鮎〜里川における人と鮎のつながり」を世界農業遺産に登録し、本気で世界に誇りたいのなら、長良川河口堰の開門を真剣に検討しなければならないはずである。



### 【内ヶ谷ダム】

郡上八幡のすぐ下流で長良川本流に注ぐ亀尾島(きびしま)川。内ヶ谷ダムはその源流に計画されている補助ダムである。改変され水没されようとしている場所は、珠玉の美しさを保っている。希少な長良川の源流域をこれ以上の破壊させてはならない。「寝た子」状態であった計画が、2010年の「再検証」で起こされ、2012年には「継続」となってしまった。安倍政権誕生とともに、補助金がそれまでの数倍の大幅増額となり、本体工事へと突き進んでいる。現在、仮排水トンネルを掘削している段階である。

### 【大村秀章・愛知県知事の動きと徳山ダム導水路(木曽川水系連絡導水路)】

現在の大村愛知県知事は、2011年、自民党と袂を分かち、当時人気絶頂だった河村たかし名古屋市長と共同マニフェストを掲げて当選した。その中の『10 大環境政策』で環境首都アイチ・ナゴヤを」には「③ 木曽川水系連絡導水路事業の見直し ④ 長良川河口堰の開門調査」と明瞭に書かれている。だが、現在に至るまで、木曽川水系連絡導水路(徳山ダム導水路)見直しには、一切手がつけられていない。愛知県は、導水路公金支出差止訴訟(住民訴訟)では、一貫して「導水路は必要だ」と主張してきた。7月24日の名古屋地裁の不当判決に対して、大村知事は「歓迎する」とコメントをしている。来年2月の知事選での「共産党を除くオール与党体制」による再選を禊ぎとして、前回知事選での共同マニフェストは「なかったことにする」腹つもりではないか、と疑う。安倍政権の「そもそも再検証など不要、全て従来通り継続だ!」という路線からすれば、2011年6月以来止まっていた「関係地方公共団体からなる検討の場」

が、大村知事の再選後間もなく、GOサイン方向で再開される可能性もある。要警戒である。

名古屋地裁（福井章代裁判長）の住民訴訟判決は、歴史の歯車を逆戻しするトンデモナイものであった。ほとんどの原告が控訴人となり、控訴審を徹底的に闘う決意を固めている。（「導水路はいらない！愛知の会」の報告をご参照下さい）

### 【長良川河口堰開門調査】

10月26日、大村・愛知県知事は「河口堰の開門調査は、国に対して引き続き提案し、取り組みたい」と述べた。3年前に国に開門調査を提案して蹴られてから、具体的な働きかけをしたという話は寡聞にして聞かない。むしろ水機構サイドの「徳山ダム導水路建設と長良川河口堰開門調査のバーター」提案に乗ってしまう危険性を感じないでもない。”国”の河川官僚にとっては河口堰の開門はメンツを潰される由々しき事態であろうが、水機構にとっては建設し終わった河口堰の運用を変えることにすぎない。開門で調査項目が増えれば仕事が増え、予算も増える。他方、水機構の新たな大規模建設事業計画がほとんどない中、徳山ダム導水路建設事業は絶対にリストラされたくない。河口堰開門調査について「難しい、できない」とハードルを上げ、渋々ながら開門に応じる条件として導水路建設 GO サインを出させる、という水機構の願望の図柄はわかりやすい。この「河口堰開門調査と導水路建設のバーター」話は2011年に愛知県が河口堰の検証を始めた直後に、水機構トップOBからもたらされていると耳にしている。

河口堰開門調査に代替水源など要らない。しかし「渇水時には木曽川水系の水源は逼迫する、気候変動に備えねばならない」という大宣伝を繰り返してきた延長で、「開門するには現在河口堰から取水している分の代替水源が要る」→「できてしまった徳山ダムを有効活用すべきだ」→「河口堰開門調査実現のために導水路を建設すべし」の宣伝は一定の効果があるのかもしれない。これもまた要警戒である。

### 【国際連帯の芽が育つ】

10月6日から17日まで、韓国・平昌で開催されたCBD（生物多様性）・COP12には、COP10からの引き続きとして中部地域から積極的な取り組みが行われ、当会も中心的にその取り組みを担った。

9月5日～7日、韓国4大河川事業の環境破壊とたたかう韓国の仲間を迎えて、「長良川・伊勢湾・COP12アクション」を取り組んだ。5日には長良川河口堰を現地視察、6日には徳山ダムと導水路予定地を現地視察し、岐阜で市民学習会「韓国4大河川事業と徳山ダム導水路」を開催した。7日には名古屋市で市民シンポジウム「生物多様性 COP10 から4年」を開催し、大型開発事業が暴走する中部地域の状況や生態系保全に向けた議論が交わされた。

9月21日～23日には、ラムサールネット日本が呼びかけた「4大河川日韓共同調査」に当会の武藤事務局長が参加し、24日ソウル市内において共同調査団は記者会見で「私たちは命が生き呼吸する健康な4大河川を見ることを望んでいる。」とする声明文を発表した。

CBD・COP12本番では、伊勢三河湾流域の市民運動の仲間でCEPAフェア会場でのポスター展示を行い、15日にはシンポジウムを開催した。三重大学の高山氏の開催趣旨説明に続き、亀井さん（藤前干潟）、武藤（長良川）、市野さん（豊川）、キム・キョン Chol さん（韓国4大河川事業）の報告があり、その後討論。ネパール、韓国、日本から積極的な発言があり、欧米の方も熱心に討論に耳を傾け充実したものとなった。

### 【流れを変えよう！】

長良川を本来の清流に戻したいという願いは、高度成長期の「経済成長の呪縛」には囚われない若い世代の中に確実に育ってきている。来年の河口堰運用開始20年を、良い方向に流れを変える節目としたい。

| 問い合わせ先: |     |    |               |         |                         |
|---------|-----|----|---------------|---------|-------------------------|
| 氏名      | 武藤仁 | 電話 | 090-1284-1298 | メールアドレス | mutohitoshi@yahoo.co.jp |

”パタゴニア”の協力で長良川市民学習会 HP <http://dousui.org/> 上で『よみがえれ長良川「河口堰開門調査」の実現を求めます』の電子署名を行っています。ハガキも準備しています。是非このキャンペーンにご協力下さい。

## 活動報告用紙

|       |               |     |          |
|-------|---------------|-----|----------|
| 団体名   | 導水路はいらない！愛知の会 |     |          |
| 対象事業名 | 木曽川水系連絡導水路    |     |          |
| 事業地名  | 岐阜県(一部愛知県)    | 事業者 | (独)水資源機構 |

### 名古屋地裁が請求棄却の不当判決

木曽川水系の有名な巨大人工構造物と言えば、長良川河口堰と徳山ダムである。ところが、開発した水の使い道はなく。使おうとすれば、さらに巨額の投資が必要となる。投じたお金に比べて得られる効果はあまりにも小さいため、先に完成した長良川河口堰について、愛知県企業庁はその住民訴訟裁判では工業用水は近い将来必ず使うと断言しながら、住民側敗訴の判決を手に入れるや、「禁じ手」を使って知多半島への水道用水に転用した。

水余りのなか、事業費 890 億円の導水路事業はムダにムダを重ねるものゆえ中止をとの強い思いから、92 人の県民有志が原告となって愛知県知事らを被告に事業差止の住民訴訟を 2009 年に提訴。爾来 5 年余の本年 7 月 24 日、名古屋地裁は請求棄却の不当判決を言い渡した。

### 不都合な事実を横に置いた地裁判決

判決は徹頭徹尾、原告住民らが 5 年間にわたり積み上げてきた事実を目を背け、被告を庇い見事なまでに行政に寄り添う極めて情けない内容である。しかしながら、お墨付きを与えるべく判決は、裁判所が自信ありげに繰り返し展開している判断について、その理由は看過することができないほど重大な事実誤認が至る処で見受けられる。それらを概括的に下表にまとめてみた。

#### 2014/7/24 名古屋地裁・「導水路」中止裁判のおもな争点

| 争 点                    | 地 裁 判 決                                                                                                                      | 不 都 合 な 事 実                                                                                                                           |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 動植物の生息・生育地の状況の観測地点について | 今渡地点で塩化物イオン濃度を観測。干潮域における代表種（シジミ）の生息・産卵に必要な流量が検討された。                                                                          | 今渡地点は飛驒川が木曽川に合流した直下流地点、その下流には木曽川大堰。今渡地点まで塩水遡上は不可能。<br><b>今渡地点がどこかを知らず</b>                                                             |
| 木曽川大堰下流の維持流量の検討項目について  | 本件河川整備基本方針は…、動植物の生息地又は生育地の状況、景観(観光)、流水の清潔の保持、舟運、漁業等の多角的な見地から分析、検討を行った上、木曽川大堰下流の維持流量（日平均約 50 m <sup>3</sup> ）とするとされた。         | 木曽川大堰下流の必要維持流量の検討項目は、動植物の生息（生育）地の状況と漁業。感潮域における漁業対象ヤマシジミの生息に必要な流量が検討されただけである。<br><b>記載に反する根本的、かつ、読めば誰でも分かる初歩的な誤り</b>                   |
| 今後の水道整備の前提について         | 平成 12～22 年度までの実績値がこのまま推移すれば、愛知県需給想定調査での需要想定値とは相当程度乖離した数値となることも予想される。<br>水資源開発施設の整備は長時間を要し、水需要が急増した時点では整備が間に合わず、需要増に対応した供給をする | <b>平成 27 年度において需要想定値が実績と相当程度乖離することを認めた。</b><br>平成 25（2013）年、国の今後の水道のあり方を示す「新水道ビジョン」を水道事業所轄の厚生労働省健康局が発表。その内容は、2060 年の水需要は現在よりも 4 割程度減少 |

|                           |                                                                                                             |                                                                                                                                       |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           | <p>ことができない状況に陥る。<br/>「乖離」が直ちに本件フルプランが著しく合理性を欠くものであるとまで断ずることはできない。</p>                                       | <p>と推計。水道事業は現状よりも縮小した事業をとっている。<br/><b>裁判所は新水道ビジョンを引用しての主張に判断をせず、隠蔽で誤った判断をしている。</b></p>                                                |
| 愛知用水地域の水道用水全体として取水制限はないこと | <p>木曽川では渇水のため、平成10～20年の間に14回の取水制限（節水）が実施され、工業用水のみならず水道用水について節水対策が採られた。これも本件フルプランが著しく合理性を欠くものでない理由としている。</p> | <p>愛知用水地域の上水道の水源は牧尾ダム、阿木ダム、味噌川ダムを合わせたもの。<br/>3ダムによって取水制限・節水）はなくなることが証拠によって明らかにされている。<br/><b>裁判所は判断においてこれを無視しており、誤っている。</b></p>        |
| 撤退したときの費用負担金の支払い義務について    | <p>事業から撤退の申出があっても、事業実施計画が水機構法所定の手続きを経て変更され、国交大臣の認可を受けない限り、撤退の申出者は従前の事業実施計画で定められている費用負担を免れることはできない。</p>      | <p>同じ目的の特定多目的ダムでは撤退通知によって負担義務がなくなる。撤退通知があったときは事業実施計画を変更しなければ工事はできない。工事がされなければ費用負担義務が発生しない<br/><b>撤退通知をすれば負担・支払義務はなくなる(支出の差止)。</b></p> |

### 気持ちを一つに名古屋高裁へ控訴

判決言い渡し後、導水路はいらない！愛知の会と、徳山ダム導水路住民訴訟弁護団は、名古屋市内で報告集会＆合同記者会見を行い。共同声明（骨子は、① 司法の責務放棄を強く批判 ② 廃止のため今後とも粘り強く活動をとの決意）を発表した。

集会では、在間弁護団長が「需要の減少を前提とすべきなのに、不都合な事実を横に置いた」と痛烈に批判、控訴を明言し、小林共同代表は「徳山ダム導水路事業にお墨付きを与えるような司法判断で残念、控訴審で勝利を」と訴え、参加者が気持ちを一つに控訴の意思を確認した。

地裁不当判決から2週間弱の8月4日、やっぱり徳山ダム導水路事業は中止をと78人が控訴人となって、名古屋高裁へ控訴した。

### あらためて問われるべきは愛知県当局

2011年の県知事選で河村市長と組んで「導水路事業の見直し」を共同公約に挙げていた大村知事は、「今回の判決はきわめて妥当だ」（日本経済新聞）と絶賛したが、裁判の最大の争点「水需要の予測の実績との乖離」が判決で認定されたことにこそ、県政の最高責任者である知事は焦点を当て、「計画の再検討をして事業からの撤退の必要性」など言及すべきである。

導水路はいらない！愛知の会は、不況で多くの県民が苦しむ時代、「財政が苦しい」を枕ことばに福祉・医療・教育の施策に大ナタを振る一方で、ムダな「導水路」事業に愛知県が318億円もの公金を投入することをチェンジする活動について、心を一つに強く進める決意である。

### 問い合わせ先：

| 氏名 | 加藤 伸久 | 電話 | 052-811-8069 | メールアドレス | ra28745@wd6.so-net.ne.jp |
|----|-------|----|--------------|---------|--------------------------|
|----|-------|----|--------------|---------|--------------------------|

「導水路」裁判・第1～23回口頭弁論（判決言渡）における原告・被告双方が提出の全書面、それら書面の対応関係などをHP（<http://www.dousuiro-aichi.org/>）にアップしています。ご覧下さい。

## 活動報告用紙

|              |                       |            |                   |
|--------------|-----------------------|------------|-------------------|
| <b>団体名</b>   | <b>設楽ダムの建設中止を求める会</b> |            |                   |
| <b>対象事業名</b> | <b>設楽ダム建設事業</b>       |            |                   |
| <b>事業地名</b>  | <b>愛知県設楽町、豊川水系</b>    | <b>事業者</b> | <b>国交省中部地方整備局</b> |

### （この一年の活動報告）

2013年7月1日 最高裁への上告理由書を提出して訴訟手続きが終了したので、当初の会の目的の最後まで一応到達したが、設楽ダムの建設中止という目標は達成できていない。

今後の取り組みをどうするか、8月に臨時総会を開いて検討した。目前の10月20日投票の設楽町長選挙への取り組みなどを含めて議論。当面は会を存続させ、立木トラストや地域興し、流域の自然と親しむ運動などに取り組むこと、このままでは年々老化が進むので、若者が参加できるように工夫をして世代交代をはかる方向で取り組むことなどを確認し、そのような方針に沿って取り組んできた。

この間、13年12月18日には、これまで設楽ダムについて判断を先延ばししてきた大村愛知県知事が建設を容認する旨記者発表した。（2015年の知事選に向けた自民への秋波？）

現在、建設予定地の地質地盤の問題に力を入れて取り組んでいる。

#### 1) 住民訴訟（対愛知県知事、公金支出差止請求）関係

5月9日 最高裁上告棄却を決定、13年4月24日の名古屋高裁の不当判決が確定した

#### 2) 4月20日 第8回総会を開催、方針討議（豊橋市民文化会館）

#### 3) 愛知県主催の設楽ダムセミナー

13年11月30日・治水問題・豊川会場、14年2月15日・地盤安全问题・設楽会場、3月21日・財政問題・名古屋会場、へ参加し、パンフレット等の配布や質疑討論に参加

#### 4) 若者が読めるような新パンフレット

1～2月、若者の参加を得て、編集会議を重ね、イラスト入りの「設楽ダムって知ってる？」設楽ダム問題をやさしく解説したパンフレットを発行・活用

#### 5) 立木トラスト

開始してから5年間を経過して当初に設置した名札が傷んできているので、山主の協力を得て、間伐など山の手入れをしながら、傷んだ名札の交換など、トラスト運動の実務を確実に実行できる態勢を確立する方針で取り組む

名札付け（3月16日）、名札点検（8月24日、9月28日）

#### 6) 設楽を歩く、観察会、間伐などの行事に参加、支援

設楽を歩く（3月16日・松戸～大名倉、5月18日・田峯～栗島～折立、10月26日・碁盤石山）、豊川河口で遊ぶ会（5月17日）、国蝶オオムラサキの羽化観察（6月29日）、皮むき間伐体験（7月12日）、親子おもしろ自然体験（8月24日）

#### 7) 設楽町の地域興し

オシドリノ里、設楽の明日を考える会などとの協力・支援をひろげる

#### 8) 生物多様性条約 COP12 サイドイベントで報告（10月15日、韓国平昌）

#### 9) 広報手段の充実

フェイスブック、ツイッターなどSNSの活用、およびHPのリニューアル、協力を得て進める

#### 10) 映画「ダムネーション」上映運動

11月16日企画会議を開き検討した（来年1月11日に上映予定）

#### 問い合わせ先：

|           |              |           |  |                |                                |
|-----------|--------------|-----------|--|----------------|--------------------------------|
| <b>氏名</b> | <b>市野 和夫</b> | <b>電話</b> |  | <b>メールアドレス</b> | <b>Ichinok7@mx3.tees.ne.jp</b> |
|-----------|--------------|-----------|--|----------------|--------------------------------|



## 11) 地質地盤問題の取り組み

設楽ダム予定地は、1960年代はじめに電源開発（株）がダム建設の地質調査に入り、すぐに撤退しており、ダム建設には不適な地質地盤であることが知られている。このため、われわれは、国土問題研究会の協力を得て、中部地整の地質調査報告書の情報開示資料の分析と現地調査によって、2011年11月に、調査報告書「設楽ダム予定地周辺の地質について」（国土問題研究会設楽ダム調査団）をまとめたいただき、名古屋高裁での控訴審の中でも地質地盤問題を取り上げてきた。

悪い地盤にダムを造れば、水漏れを起こしたり、ダムの崩壊による惨害も起こり得る。地盤問題は、住民の命や財産に直接危険が及ぶ問題であり、いい加減に扱うことは許されない問題である。

行政べったりの判断をした裁判所の最終決定もでて、訴訟関係に時間を割かれることも無くなったので、今年から本格的に地質地盤問題に取り組みつつある。これまでの取り組みと、明らかにできた主な成果を以下に示す。

### （取り組みの概要）

現地調査：2月～4月（南北系断層調査、新城市～設楽町）

8月～（設楽町田口周辺部の第三紀層）

11月～（豊川市～新城市～設楽町）

9月28日（化石出土地点視察 設楽町田口地区）

情報開示請求：5月 対中部地整（H25年度地質調査報告書）、対愛知県新城設楽建設事務所（道路工事関係資料）

記者発表：3月19日 設楽町内（南北断層系について、中日新聞が翌日報道）

3月31日 豊橋市役所内（国土交通大臣への要請書、地整局長への公開質問状および、意見書と併せて）

10月22日 愛知県庁内（貝化石発見、および地整局長への公開質問状Ⅱ、中日報道）

法律事務所と相談：5月29日 人格権侵害（地盤の悪いところに建設して人命や財産に被害を及ぼす）で、新たな訴訟の可能性を非公式に話し合った

設楽ダム地質問題市民学習会：9月14日 豊橋市内、63名参加

リーフレット発行：10月21日 「設楽ダムの予定地周辺の地質ガイドⅠ」A4版8ページ

### （主な成果）

① 国の地質調査の基礎となっている地質図が間違っていることが明らかになった。

地質図で領家変成岩の基盤岩とされている所から、われわれが海産の貝化石を見つけたので、この化石が証拠になって、この場所が第三紀の堆積層であって、水を通しやすく、また、地すべりを起こしやすいことがわかった。重大なことには、この場所は人口密度の高い田口の集落の西端に当たり、地滑りや液状化が大きな被害をひき起こす可能性が高いことである。

② 事業者と地質調査報告書のまとめ役のコンサルタントが、ダム建設事業を進めるのに支障のある可能性がある断層や、水漏れや地すべりの恐れのある第三紀層の分布を隠していると思われる点（複数）を明らかにした。

③ 上記の②に関係するが、第四紀断層（活断層）と考えられる2本の大きな断層がダムサイト直近を走っていることを明らかにした。1本は20km以上、もう1本は30kmを越える長さがあり、当然ダムの耐震設計にも関わりが出てくる。

### （今後の取り組み予定）

市民への広報、議会、行政等への申し入れや、講師派遣活動を行う。

国土交通省本省、中部地整に対する建設中止の要請活動を行う。

国会議員への広報と協力依頼など、工夫を強める。

以上

48 年前に新聞で川上ダム建設計画が突然発表されて、それ以降住民の間は揺れに揺れ分断されました。ダム建設に反対する市民運動は、初期にありました。1985 年頃に町内でゴルフ場反対運動がありました。2002 年に、ゴルフ場反対運動の組織が元になって旧町以外からも賛同を得て反対の声を上げました。きっかけは“脱ダム宣言”が起これ河川行政の流れが変わり、ダムの見直しが行われていたからです。絶望の淵から希望の光を見いだす、まさにそうした社会の流れでした。(2004 年に伊賀市合併)

- ☆ ダム計画地の隣り合わせの新住宅地住民は、ダムの事(特に地盤)を心配する声があります。
- ☆ ダムの水をなぜ飲まねばならないのか、疑問の声が上がりました。
- ☆ ダムによって自然を壊して欲しくない事も願いとして強く有りました。

活動は以下の通りです。

- 1, 私達の願いをチラシに書いて、新聞折り込みをおこなってきました。
  - 2, ダムの学習会(水道・遊水地・地質・自然環境)を、専門家に来ていただいて行い現地見学もしました。
  - 3, 自然を愛する音楽家を招き、音楽会をしました。
  - 4, 文化財出前講座・川の観察会・オオサンショウウオ観察会を行ってきました。
  - 5, 行政(首長と水道部)との話し合いを重ねて来ました。
  - 6, ダム請負団体である水資源機構との話し合いを、特別天然記念物オオサンショウウオの保護と建設費用の事などで話し合いを重ねて来ました。
  - 7, ダム反対の要望書を、旧青山町と合併後の伊賀市&議会・三重県・大阪府に出しました。  
2013,12 月は議会誓願出しました。誓願・要望はことごとく聞き入れられる事はありませんでした。
  - 8, 発足後は会報を発行し続け、会員以外にも目にとまるよう伊賀市内で努力しています。
  - 9, 選挙の時には公開質問を行いました。
  - 10, ダム情報の開示を国交省と水資源機構に求めました。
  - 11, 川上ダムに賛成して居た上野遊水地地権者と、今年になってつながり出しました。
  - 12, 会自体が弱って来た中で、県を超えて物心両面の支援者が現れて、活動が続いています。
  - 13, 目的を同じくする新しい団体の誕生が、この 6 月に地元でありまして係わりました。  
緊急アピール・ダム反対緊急署名千余名を伊賀市に提出。ダムカフェ開催。
  - 14, パブリックコメント募集に応じて、新しい団体と共に出しました。
  - 15, 公聴会発言、検討会議での傍聴者発言を熱心に行いました。
  - 16, 独自の“水と緑展”を公民館で開催し、河川レンジャー主催の“木津川展”にも参加しました
- ※ 2013 年に伊賀市独自の検討委員会があり、ダムの賛否以前に水道事業の見直しをと出した答申は水道部の  
反逆に遭いました。その委員関係から水道部への質問や要望が出ましたが水道部は不変でした。
- ※ 行動する度に報道陣に取材受け、たびたび新聞記事・ローカル TV で放映されています。

今まで、会からの選挙候補者擁立には至りませんでした。ダムに反対する議員数が 12 分の 1 と少ないながら、議会討論をやったので新聞記事になりました。市民は、市の行財政に対しては不満があると感じます。

今年 9 月に代表理事の畑中 尚さんを失いました。

8 月 25 日に事業継続の結論出してしまった国政に対して、今後出来る事は何かをみなさまからご指導いただき、活動して参りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。。

## 活動報告

|       |             |     |     |
|-------|-------------|-----|-----|
| 団体名   | 安威川ダム反対市民の会 |     |     |
| 対象事業名 | 大阪府営安威川ダム建設 |     |     |
| 事業地名  | 大阪府茨木市      | 事業者 | 大阪府 |

### ◆ひっそりとダム本体工事起工式

◎大阪府は、安威川ダム本体工事の起工式を、２０１４年１１月３日に関係者のみによりひっそりと挙行了しました。この起工式の大阪での報道は、知りえた範囲では新聞２紙とテレビ１社のみです。共同通信配信による他地域での報道量のほうが多いという状況でした。

◎通常、大阪府は、各種催事の開催については府民と報道各社にむけ報道提供しＨＰにも掲載します。ところが、この起工式開催については、なぜか報道提供していません。また、地元茨木市議会議員にさえ連絡していません。

◎そこで、なぜ報道提供もせず地元議員にも知らせないでひっそりと実施したのかを大阪府に問合せしました。回答は、一般の参加が出来ないのでしなかったというのみで、納得のいくものではありませんでしたので、関係資料一式の公開請求をしています。

### ◆ダム建設費支出差止訴訟

◎これまで私たちは、府民のみなさんに、ダムの危険性と非効性を指摘し、洪水は「閉じ込める」から「凌ぐ」総合治水による手法を取り入れることを訴えてきました。大阪府議会にも陳情を繰り返しておこないました。民主党政権の「コンクリートから人へ」に大いに期待したのですが・・・

◎大阪府は、利益相反の委員を任命した審議会から「ダム建設ゴー」のお墨付きを引出し、国交省の審査もパスして、ダム建設を再開させました。一昨年には、転流工工事に着手し、本年１１月に本体工事の起工にと、脱兎のごとく遮二無二取組んでいます。

◎本体工事がこれ以上延びると、消費増税による景気低迷のため国や大阪府の財政事情が悪化、予算確保が危ぶまれるという危機感が当局にはあるのではないかと、推察しています。

◎私たちは、転流工工事が着手されたことを機に「ダム建設費公金支出差止」を求め住民監査請求を提起しました。予想通り請求が却下されたため本年２月に大阪地方裁判所に差止請求の本訴を行いました。これまで３回の弁論がありましたが、まだまだ前さばきの段階です。

◎次回公判は、２０１５年１月２３日（金）１３：１０から大阪地裁１００７号法廷であります。前回出された大阪府からの答弁書に対する当方からの反論書を出す予定です。

### ◆訴訟の概要

#### ①危険なダムである

◎ダムサイト及びその周辺には多数の断層や破碎帯が存在し極めて危険な状況です。とりわけダムサイト近傍〔存在距離そのものが争点〕に馬場断層という活断層〔大阪府はそうでないと否定〕が存在します。また、ダムサイトそのものが有馬高槻構造帯の東端にあり、ダムが建設されると直下型の大きな地震、海溝型の長周期の地震により壊滅的被害を受ける危険なダムとなります。

◎ダムサイト直下及び近傍には、多数の断層・破碎帯が確認されており、地下水位の変動による地滑り・山崩れ・誘発地震など２次災害が発生します。

問い合わせ先：

|    |       |    |                   |         |                                                                          |
|----|-------|----|-------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 氏名 | 江菅 洋一 | 電話 | ０９０－５０４５－<br>５１３３ | メールアドレス | <a href="mailto:y-esuga@muc.biglobe.ne.jp">y-esuga@muc.biglobe.ne.jp</a> |
|----|-------|----|-------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------|

## ②治水効果は極めて限定されている

◎安威川ダムは、1／100の洪水を前提に計画されています。具体的には、日雨量240mm、時間雨量80mmが想定されています。これ以上の雨が降った場合ダムの治水機能はゼロになるということです。ところが近年のゲリラ豪雨などこれまでにない気象現象により、安威川近辺では時間90mm以上や日300mm以上の降雨が頻発しています。大阪府は想定以上の洪水は洪水吐けからそのまま放流することになると明言していますので、この時点でダムは無用な構造物となってしまいます。

◎安威川ダム下流の治水対策は、おおむね1／40で整備されています。満水状態の安威川ダムから万一自然放流された場合、下流はひとたまりもなく越水や破堤が起こり、甚大な水害が生じます。内水の排水能力も1／40ですので、内水浸水・水害が常に発生します。

◎およそ1400億円もかけて建設した安威川ダムは、極めて限定的な効果しか発揮できないのです。

## ③水系としての自然環境が破壊され、市民の憩いの場が子々孫々奪われる

## ④過大に設定された計画洪水流量と水増し被害想定にもとづくB／Cなど住民を幻惑している

## ⑤安威川ダム建設は、住民の生命・財産を守る責務を放棄した裁量権を逸脱した違法行為である

### ◆弁護団からの緊急アピール

◎そもそも弁護士は文科系であるので、理科系の議論にはなかなか馴染みにくい。とりわけダム建設の専門知識や地質や地盤、地震・・・分かりづらいことばかりである。大阪府のダムプロパーを相手に論争することは非常に困難である。裁判官に至っては何おか況やである。

◎各論点や問題点の専門家の手助けが至急ほしい

### ◆取組めることは、すべて取組む

◎多くの人は、本体工事にも着手されて、今から裁判しても勝目がないし意味もないといえます。

◎この裁判は負ける可能性が大きいかわかりません。しかし原発裁判のこともあります。取組めるあらゆる手段に取組まないと、公共事業に対する私たちの思いが次世代に継承されない事になる、そんな思いもあり今回の訴訟に取組んでいます。

■多くの方からのご教示・ご支援・ご助力をお願いします。

■これまでの40年間の経過を別表にまとめましたので、ご参照ください。

”安威川ダム反対市民の会” 取り組みの経過

20141025

| 年         | 月・日   | 事象               | 大阪府・ダム関係           | 市民の会                                                               |
|-----------|-------|------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1967(S42) |       | 北摂豪雨による水害        | ダム構想立案、予備調査        |                                                                    |
| 1971(S46) |       | 建設省・調査費          | ダム建設公表、調査段階        |                                                                    |
| 1975(S50) |       |                  |                    | 有志がダムについて勉強                                                        |
| 1982(S57) | 4・29  |                  |                    | 安威川ダム反対市民の会を結成・本格的に反対活動(ビラ全戸配布・学習会・観察会・抗議集会・各級議会要請・情報公開請求)……今日まで継続 |
| 1984(S59) | 3・28  | 大阪府公文書等公開条例制定    |                    |                                                                    |
|           | 10・1  | 同上 施行            |                    | 安威川ダムサイト地質調査資料公開(閲覧)請求                                             |
|           | 10・15 |                  | 府・部分公開決定           |                                                                    |
|           | 12・14 |                  |                    | 全部公開を求め、異議申立て                                                      |
| 1985(S60) | 3・29  |                  | 府審査会、異議申立て棄却       |                                                                    |
|           | 6・22  |                  |                    | 大阪地裁へ部分公開処分取消訴訟                                                    |
| 1988(S63) |       | 国庫補助金対象事業        | ダム事業は建設段階へ         |                                                                    |
| 1992(H 4) | 6・25  | 大阪地裁、請求棄却判決      |                    | 地裁敗訴                                                               |
|           | 7・6   |                  |                    | 大阪高裁に控訴                                                            |
|           | 10・?  |                  | 代替地造成工事            |                                                                    |
| 1993(H5)  | 8・?   |                  | 付替え道路工事            |                                                                    |
| 1994(H6)  | 6・29  | 大阪高裁、原判決を取消す     |                    | 高裁勝訴                                                               |
|           | 7・?   |                  | 最高裁に上告             |                                                                    |
| 1995(H7)  | 4・27  | 最高裁、上告棄却         |                    | 最高裁勝訴                                                              |
|           | 5・1   |                  | 公開決定通知             |                                                                    |
| 1999(H11) | 3・?   |                  | 補償基準協定書締結          |                                                                    |
| 2005(H17) | 8・?   |                  | 利水機能縮小             |                                                                    |
| 2007(H19) | 2・?   |                  | 河川整備計画策定、ダム建設による治水 | 知事・議会あてに意見書提出                                                      |
| 2009(H21) | 8・?   |                  | 利水撤退を決定            |                                                                    |
| 2010(H22) | 9・?   | 国よりダム検証の要請       |                    |                                                                    |
| 2011(H23) | 3・?   |                  | 河川整備委員会、治水手法はダム    | パブコメに意見書提出                                                         |
|           | 6・20  |                  |                    | 第1回弁護団会議(以後月1回開催・30回、学習会6回、視察会3回)                                  |
|           | 9・?   |                  | 河川整備委員会、安威川ダム現行案了承 | 意見書提出                                                              |
|           | 10・?  |                  | 検証報告書を国へ提出         | 関係機関へ意見書提出                                                         |
| 2012(H24) | 4・?   | 国の有識者会議、安威川ダムは継続 |                    |                                                                    |
|           | 6・?   | 国が補助金交付継続を決定     |                    |                                                                    |
|           | 12・?  |                  | 転流工工事発注            |                                                                    |
| 2013(H25) | 7・?   | 安威川総合開発事業の変更認可   |                    |                                                                    |
|           | 8・?   |                  | ダム本体工事入札、仮契約       |                                                                    |
|           | 11・25 |                  |                    | 住民監査請求書提出                                                          |
|           | 12・20 |                  |                    | 口頭意見陳述                                                             |
| 2014(H26) | 1・20  |                  | 監査請求「棄却」           |                                                                    |
|           | 2・14  |                  | 本体工事建設契約案件議会提案     |                                                                    |
|           | 2・17  | 公金差止めを求め提訴       |                    | 公金差止めを求め提訴                                                         |
|           | 5・9   | 第1回口頭弁論          |                    |                                                                    |
|           | 7・18  | 第2回口頭弁論          |                    |                                                                    |
|           | 10・10 | 第3回口頭弁論          |                    |                                                                    |
| 2015(H27) | 1・23  | 第4回口頭弁論          |                    |                                                                    |



|       |               |     |     |
|-------|---------------|-----|-----|
| 団体名   | 美しい錦川を未来へ手渡す会 |     |     |
| 対象事業名 | 平瀬ダム          |     |     |
| 事業地名  | 山口県岩国市        | 事業者 | 山口県 |

## この一年の活動報告

私たちは今年度も2度、県に対して真つ当な平瀬ダム再検証をするよう申し入れを行っていたが、10月17日本体工事に伴う、安全祈願祭が行われた。

県民意見9割ダム反対にもかかわらず、慎重な議論もなく、強引に。

日本全国、世界中でこんな事が起こっているから、地球破壊が進み、異常気象による災害も多発し、尊い命が失われているのだろう。

残念ながら、ダムを推進する人々は、自然と人を大切にする、人間本来の生き方を忘れている。

だから、その大切さを知っている人達が、伝えられる時に、伝えるしかない。

子供たちの未来の為に。

大いなる自然と地球、大いなる宇宙の意思に寄り添い、これからも胸を張って歩いて行こう。



## 問い合わせ先：

|    |      |    |                  |         |                                                                |
|----|------|----|------------------|---------|----------------------------------------------------------------|
| 氏名 | 吉村健次 | 電話 | 0827-7<br>6-0303 | メールアドレス | <a href="mailto:neonishiki@gmail.com">neonishiki@gmail.com</a> |
|----|------|----|------------------|---------|----------------------------------------------------------------|

# 山口東

東山口支局

☎ 0834・21・0321

FAX 0834・21・0318

周南市梅園町2丁目

岩国 ☎ 0827・24・3113

柳井 ☎ 0820・22・0548

山口総局

☎ 083・922・0135

メール s-yamaguchi@

asahi.com

**購読・配達のご用は**

0120・33・0843 7~21時

広告のご用は

朝日広告社 083・972・5660

オリコミのご用は

徳山 0834・31・7677

**きょうの天気**

6~12時 晴み曇り 12~19時



平瀬ダムの建設予定地。すでに一部の斜面で木々の伐採が進む＝岩国市錦町

## 計画から40年経て 平瀬ダム本体着工

### 「錦川が死ぬ」懸念も

岩国市錦町を流れる錦川に計画された県営平瀬ダムの本体工事が始まった。17日、現地で安全祈願祭があり、事業関係者や集落の水没のため移転した旧住民ら約100人が出席した。計画

画から約40年。民主党政権時代には見直しも検討されたダム建設がついに動き出したが、住民からは「ダムができる」と川が死ぬ」という懸念の声も聞かれた。祈願祭では岩国市の福田

良彦市長らがくわ入れ。旧錦町長の畑原基成・県議会副議長が「民主党政権下でのダム見直しなど、様々な困難があった。万感の思いがする」とあいさつした。

平瀬ダムは錦川上流域に位置し、下流域の洪水対策や水道用水の確保、発電を目的に計画された。

1973年から実施計画調査が始まり、88年から関連の建設事業に着手。だが民主党政権時代の2009年12月、国土交通省は平瀬ダムを事業見直しの対象に加え、10年9月に事業を検証するよう県に求めた。

県は地元関係者や有識者による委員会や県公共事業評価委員会にダム計画を諮り、両委員会は計画を「妥当」と判断。これを受けて県はダム事業の継続を国交省に求め、同省も12年7月に了承した。

総事業費は約740億円で、約5割を国が補助する。21年度に完成する予定だ。

一方で、建設には懸念の

声もある。

祈願祭に出席した岡崎義昭さん(64)はダム建設のため引越した。「ダムができれば、川は死んでしまう。建設には反対だった。話だけでも聞こうと思

い、出席した」と話した。

会場入り口では、地元の市民団体「美しい錦川を未来へ手渡す会」の約10人が建設中止を訴えた。アウトドアガイドの吉村健次代表(39)は「県の委員会はダム建設ありきで議論が進み、検証が不十分だった。錦川の自然環境を残せるような治水対策を真剣に検討してほしい」と話した。

(小川裕介)

## 活動報告用紙

|       |              |     |     |
|-------|--------------|-----|-----|
| 団体名   | 石木ダム建設絶対反対同盟 |     |     |
| 対象事業名 | 石木ダム         |     |     |
| 事業地名  | 長崎県東彼杵郡川棚町   | 事業者 | 長崎県 |

### この一年の活動報告

#### ◆ 2013年度の反対運動の主な流れ

- ① 2009年11月に長崎県と佐世保市が申請した事業認定申請の進展への対応
  - ㊦ 九地整が行った公聴会への対応
  - ㊧ 佐世保市水道の水道施設整備事業再評価（5年毎に実施義務）に対する対応  
※これについては佐世保組が直接対応された
- ② 共有地運動の取り組み
- ③ 事業認定告示の前後の対応と署名活動
- ④ 「やめさせよう 石木ダム建設！全国集会」への取り組み
- ⑤ 「石木ダム対策弁護団結成」と中村法道長崎県知事への公開質問状提出等の活動開始
- ⑥ ブックレット「小さなダムの大きな闘い」出版  
※石木ダムのコラム「ダムのツボ」出版

そして、側面からの動きとして

- ⑦ ダム検証のあり方を問う科学者の会の活動
  - ㊦ 朝長則男佐世保市長に「佐世保市水道の新水需給計画についての意見書」を提出 3/11
  - ㊧ 朝長則男佐世保市長に「佐世保市水道の新水需給計画についての意見書（その2）」を提出 7/8
  - ㊦ 中村法道長崎県知事に「石木ダム事業の再考を求める要請書」を提出 11/11
  - ㊦ 石木ダム事業認定の過程で佐世保市の水需要予測にお墨付きを与える意見書を出した滝沢智東京大学大学院教授と小泉明首都大学東京教授に対し、「石木ダム事業に関する公開質問書」を提出 14.1.20
- ⑧ 日弁連による石木ダム問題調査と長崎県知事へ「石木ダム事業の中止を求める意見書」（12/19 付け）を提出 12/25
- ⑨ 水源連が「水源連石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を立ち上げ、会員募集開始

#### ◆ 2014年度の反対運動の主な流れ

- ① 石木ダム対策弁護団と石木ダム反対5団体による中村法道長崎県知事への公開質問状提出等の活動を繰り返し継続
- ② 石木ダム対策弁護団と石木ダム反対5団体による朝長則男佐世保市長への公開質問状提出等の活動を繰り返し継続
- ③ 付替道路工事阻止行動と通行妨害禁止命令仮処分申立事件対応
- ④ 土地収用法第35条による土地立入調査阻止行動と収用裁決申請阻止行動
- ⑤ 4世帯の農地に対する収用裁決申請を長崎県収用委員会が受理
- ⑥ 強制収用反対署名活動を継続

### 石木ダム年表と反対運動経過

年 月 おもなできごと

#### 2013(平成25)年

- 2013.11.9 「やめさせよう 石木ダム建設！全国集会」長崎原爆資料館ホール 出席者約330名  
集会後長崎市内をパレードし川原公民館で現地交流会を開催した
- 2013.11.10 水源開発問題全国連絡会総会と石木ダム現地見学会 くじゃく荘



|                      |                                                                                                                                               |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | 現地見学会：川棚川河口～石木川                                                                                                                               |
| 2013. 11. 11         | 長崎県へ要請行動 県庁第二別館                                                                                                                               |
| 2013. 11. 11         | 「ダム検証のあり方を問う科学者の会」が、中村法道長崎県知事に「石木ダム事業の再考を求める要請」を提出                                                                                            |
| 2013. 11. 19         | 緊急大集会「諫早湾開門確定判決の完全履行は内閣の責任！」 参議院議員会館講堂<br>反対同盟から岩下和雄出席                                                                                        |
| 2013. 11. 21         | ブックレット用座談会 川原公民館 出席者 10 名                                                                                                                     |
| 2013. 11. 28         | 石木ダム建設絶対反対同盟会合 川原公民館 弁護団結成経過報告と決起集会について                                                                                                       |
| 2013. 12. 5          | 第 2 3 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 18:00 川原公民館 出席者 名                                                                                                      |
| 2013. 12. 5          | 石木ダム反対弁護団結成・決起集会 19:00 川原公民館 出席者約 50 名                                                                                                        |
| 2013. 12. 11         | 臨時「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 16 名                                                                                                              |
| 2013. 12. 17         | 「石木ダム強制収用反対請願」不採択 佐世保市議会石木ダム建設促進特別委員会 傍聴                                                                                                      |
| 2013. 12. 19         | 県、反対地権者に面会要請 建設予定地内の石木ダム生活相談所で待機 石塚副知事、朝長佐世保市長、山口川棚町長 ※既成事実を積み上げるいつものパフォーマンス<br>その後、毎週木曜日の午後石木ダム建設事務所の職員が滞在                                   |
| 2013. 12. 20         | 国は諫早湾開門確定判決開門期限を守らなかった                                                                                                                        |
| 2013. 12. 25         | 日本弁護士連合会は、2013 年 12 月 19 日付で「石木ダム事業の中止を求める意見書」を取りまとめ、12 月 25 日に長崎県知事へ提出したほか、国土交通大臣、厚生労働大臣、佐世保市長、長崎県会議長及び各会派代表者議員、佐世保市会議長及び各会派代表者議員に対し参考を送付された |
| 2013. 12. 27         | 石木ダム対策弁護団と石木ダム建設反対 5 団体は、石木ダムの必要性について中村法道知事に公開質問状を提出 県庁別館 参加者約 50 名<br>提出後 弁護団等が記者会見                                                          |
| <b>2014(平成 26) 年</b> |                                                                                                                                               |
| 2014. 1. 8           | 第 2 4 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 19 名                                                                                                         |
| 2014. 1. 9           | 知事への公開質問状に回答なしで抗議 日生ビル 3 階会議室 参加者約 50 名                                                                                                       |
| 2014. 1. 10          | 石木ダム建設反対長崎県民の会（藤澤秀雄代表）が強制収用反対署名 1 万 1 9 5 名分を知事に提出 大波止ビル 4 階会議室 反対同盟から 10 名他                                                                  |
| 2014. 1. 15          | 石木ダム建設反対 5 団体は、長崎県知事選で 2 候補者（中村法道、原口俊彦）に公開質問状を提出 1 月 19 日回答有                                                                                  |
| 2014. 1. 20          | ダム検証のあり方を問う科学者の会は、石木ダム事業認定の過程で佐世保市の水需要予測にお墨付きを与える意見を出した滝沢智東京大学大学院教授と小泉明首都大学東京教授に対し、「石木ダム事業に関する公開質問書」を提出                                       |
| 2014. 1. 24 付け       | 長崎県土木部河川課長から「公開質問状に対する回答について」の文書が、石木ダム対策弁護団外 5 団体宛に送付される<br>※知事名での回答はなく、内容も「実質的な回答拒否」                                                         |
| 2014. 1. 28          | 「国の借金最大 1 1 4 3 兆円、国民 1 人 9 0 0 万円（14 年度末見通し）」と報道                                                                                             |
| 2014. 1. 31          | 「公開質問状」回答に対する抗議文提出及び「公開質問状」を再提出し県と交渉<br>出島交流会館 参加者約 50 名                                                                                      |
| 2014. 2. 1           | 「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支える会」が会員募集開始                                                                                                                |
| 2014. 2. 1           | 第 2 5 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 19 名                                                                                                         |
| 2014. 2. 2           | 任期満了に伴う第 1 8 回知事選挙投票日 即日開票の結果、無所属現職の中村法道氏（63）＝自民、公明推薦＝が約 3 7 万 5 千票を獲得、共産新人で党県委員会書記長の原口敏彦氏（52）を大差で破り、再選 投票率は 40. 72%で過去最低だった                  |
| 2014. 2. 3～5         | 石木ダムのコラム「ダムのツボ」出版記念展 アルカス S A S E B O 交流スクエア                                                                                                  |
| 2014. 2. 21          | 石木ダム対策弁護団と石木ダム建設反対 5 団体は、朝長則男佐世保市長宛に 2 1 日付で「公開質問状」（第 1 回）を送付                                                                                 |

|                |                                                                                                                                                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2014. 2. 21 付け | 長崎県土木部河川課長から「公開質問状に対する回答について」の文書が、石木ダム対策弁護団 代表弁護士 馬奈木昭雄宛と岩下和雄宛に送付される<br>※知事名での回答はなく、内容も「実質的な回答拒否」                                                                     |
| 2014. 2. 28    | 「公開質問状に対する回答について」県と交渉 出島交流会館 参加者約 50 名                                                                                                                                |
| 2014. 3. 1～16  | 「ダムのツボ出版記念展 in 地球屋」 下京町「地球屋」                                                                                                                                          |
| 2014. 3. 5     | 第 26 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 14 名                                                                                                                                  |
| 2014. 3. 6     | 生活相談所通い街頭対応 岩屋口町道 14:00～15:55 参加者 26 名<br>県が、毎週木曜日石木ダム生活相談所に県、市、町職員が 14 時から 17 時まで出向き、生活再建等について説明相談を行うと一方的に決めてパーホマンスをしていることに反対同盟は反発し、この日路上にて相談所に向く職員と折衝した             |
| 2014. 3. 7 付け  | 谷本薫治佐世保市水道局長名で「ご質問への回答」文書が出る                                                                                                                                          |
| 2013. 3. 9     | 河川清掃、看板、標柱等の補修作業 9:00<br>石木ダム建設絶対反対同盟第 35 回 3.14 団結大会 川原公民館 13:00                                                                                                     |
| 2013. 3. 14    | ブックレット「小さなダムの大きな闘い」発行 石木ダム建設絶対反対同盟・石木ダム問題ブックレット編集委員会編                                                                                                                 |
| 2014. 3. 14    | 公開質問状への回答説明会（1 回目） 石木ダム対策弁護団と五団体 佐世保市水道局 4 階会議室 15:00～17:00 参加者約 50 名<br>利水について 2 月 21 日付で朝長則男佐世保市長に公開質問状を提出し、3 月 7 日付で回答があったので、本日の回答説明会となった 市長の出席はなく谷本水道局長以下の出席説明だった |
| 2014. 3. 20 付け | 佐世保市長に対し公開質問状（確認と追加）を提出（第 2 回） 石木ダム対策弁護団と五団体                                                                                                                          |
| 2014. 3. 31    | 佐世保市水道局長名で「公開質問状にかかる対応について」文書出る                                                                                                                                       |
| 2014. 4.       | 長崎県が石木ダム付替県道工事を発注 1 工区：（株）谷山建設、2 工区：（株）里村建設                                                                                                                           |
| 2014. 4. 2     | 第 27 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 17 名                                                                                                                                  |
| 2014. 4. 11    | 佐世保市水道局長名により平成 26 年 3 月 31 日付で回答した「公開質問状にかかる対応について」に対し、石木ダム対策弁護団と五団体は抗議文を提出し、公開質問状に対する回答説明を求めた（2 回目） 石木ダム対策弁護団と五団体 佐世保市水道局 4 階会議室 15:00～17:30 参加者約 50 名               |
| 2014. 4. 12    | シンポジウム「どうなっているの諫早湾開門」 諫早市民センター 13:30～16:40 ブックレット販売                                                                                                                   |
| 2014. 4. 20    | アースディこうばる 川原公民館（雨天で会場変更） 来場者約 100 名                                                                                                                                   |
| 2014. 4. 21    | 知事、佐世保市長、川棚町長らが川原地区を戸別訪問 ※抜き打ち訪問、県が仕組んだこと                                                                                                                             |
| 2014. 4. 23    | 「石木ダム問題を語る会」 下組郷公民館 18:30～20:00 清流の会主催 出席者約 20 名                                                                                                                      |
| 2014. 4. 25 付け | 佐世保市長宛「公開質問状」（第 3 回）を提出 石木ダム対策弁護団と五団体                                                                                                                                 |
| 2014. 5. 2～30  | 「ダムのツボ展 in パタゴニア福岡」 パタゴニア福岡店 石木川まもり隊                                                                                                                                  |
| 2014. 5. 7     | 第 28 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 19 名                                                                                                                                  |
| 2014. 5. 16 付け | 佐世保市水道局長名で「公開質問状にかかる対応について」文書出る                                                                                                                                       |
| 2014. 5. 19    | 長崎県知事に対し「抗議文と要望書」提出 石木ダム対策弁護団と五団体 出島交流会館 参加者約 50 名                                                                                                                    |
| 2014. 5. 23    | 公開質問状に対する説明会（3 回目） 石木ダム対策弁護団と五団体 佐世保市水道局 4 階会議室 15:00～17:00 参加者約 50 名                                                                                                 |
| 2014. 5. 27    | 買収地の草刈りについて県と協議 川原公民館 13:30～14:45<br>県は、年 3 回実施から 1 回実施へを主張、協議は物別れに終わった                                                                                               |
| 2014. 5. 31    | 第 27 回川原ほたる祭り 川原広場 人出は多く大盛況（※当日は天気良く暑かった）                                                                                                                             |
| 2014. 6. 4     | 第 29 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 14 名                                                                                                                                  |
| 2014. 6. 8     | 石木ダム学習会 佐世保市民活動交流プラザ 弁護団対象                                                                                                                                            |



|                |                                                                                                                                                                                                       |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2014. 6. 21    | 公開質問状に対する石木ダム説明会 川原公民館 15:00～17:30 石木ダム対策弁護団と五団体要請 参加者約 40 名 知事出席せず、浅野土木部長、野口浩河川課長以下出席                                                                                                                |
| 2014. 7. 2     | 第 30 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 19 名                                                                                                                                                                  |
| 2014. 7. 9     | 石木ダム建設絶対反対同盟会合 川原公民館 出席者 17 名 中村法道県知事との会合について                                                                                                                                                         |
| 2014. 7. 11    | 長崎県知事との会合 川原公民館 19:00～20:30 出席者約 50 名                                                                                                                                                                 |
| 2014. 7. 14    | 土地収用法第 35 条による土地立入通知 石木ダム建設事務所所長古川章名で速達発送                                                                                                                                                             |
| 2014. 7. 17    | 県庁抗議行動(土地収用法第 35 条による土地立入通知に対し抗議) 県庁第 2 別館 参加者約 50 名 野口河川課長と浦瀬企画監が対応、最終的に知事・佐世保市長宛の抗議文を提出                                                                                                             |
| 2014. 7. 21    | 石木ダム建設絶対反対同盟会合 川原公民館 出席者 21 名 立入調査対応と今後のこと                                                                                                                                                            |
| 2014. 7. 22    | 行政不服審査法第 23 条に基づく「反論書」提出(石丸勇分・簡易書留郵便)                                                                                                                                                                 |
| 2014. 7. 22～24 | 立入対象農地(川原義人さん所有)にプレハブ小屋設置                                                                                                                                                                             |
| 2014. 7. 25    | 土地収用法第 35 条による土地立入調査(1 日目) 岩屋口三叉路で阻止 参加者約 80 名 石木ダム建設事務所は 10 分の問答で引き揚げた                                                                                                                               |
| 2014. 7. 28    | 土地収用法第 35 条による土地立入調査(2 日目) 元三岳土木駐車場で阻止 参加者約 30 名 古川所長は、立入調査を中止し別の方法に切り替えて行う旨伝えて引き揚げた                                                                                                                  |
| 2014. 7. 30    | 付替道路工事着工阻止行動(1 日目) 旧旭碎石入口ゲート前 約 60 名 抗議行動態勢をとる 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者 11 名体制                                                                                                                    |
| 2014. 7. 31    | 付替道路工事着工阻止行動(2 日目) 旧旭碎石入口ゲート前 約 50 名 背を向けて無言、歌をうたう態勢に切替 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者 11 名体制                                                                                                           |
| 2014. 8. 1     | 付替道路工事着工阻止行動(3 日目) 旧旭碎石入口ゲート前 約 40 名 背を向けて無言態勢維持 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者 11 名体制                                                                                                                  |
| 2014. 8. 2(土)  | 付替道路工事着工阻止行動(4 日目) 旧旭碎石入口ゲート前 約 15 名 県職員・業者・ガードマン共姿見せず                                                                                                                                                |
| 2014. 8. 3     | 県石木ダム説明会 川原公民館 19:00～20:30 出席者約 50 名 弁護士 8 名(馬奈木弁護士長欠席) 内容: 治水について(※弁護士タジタジ)                                                                                                                          |
| 2014. 8. 4     | 付替道路工事着工阻止行動(5 日目) 旧旭碎石入口ゲート前 約 40 名 背を向けて無言態勢維持 ※この日は午前中大雨洪水警報発令 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 5 名体制                                                                                                          |
| 2014. 8. 4     | 川棚町長へ石木ダム建設で要請 川棚町役場 16:00～17:20 約 30 名(現地監視 5 名残)                                                                                                                                                    |
| 2014. 8. 5     | 付替道路工事着工阻止行動(6 日目) 旧旭碎石入口ゲート前 約 35 名 背を向けてダム反対のうたで対応 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者 11 名体制(※古川所長は打つ手なく退散し、午後は本庁協議に出向いた模様)                                                                               |
| 2014. 8. 6     | 付替道路工事着工阻止行動(7 日目) 旧旭碎石入口ゲート前 約 50 名 背を向けて無言態勢維持 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者 11 名体制(※午後には野口河川課長が初めて現場に来る)                                                                                            |
| 2014. 8. 7     | 付替道路工事着工阻止行動(8 日目) 旧旭碎石入口ゲート前 約 35 名 背を向けて無言態勢維持 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者は欠体制<br>※午後には、古川所長が裁判所へ通行妨害禁止仮処分申請をした旨、そこで裁判所の決定が出るまで立ち入りを中止と通知した<br>長崎県は、岩下和雄外 2 2 名に対し長崎地方裁判所佐世保支部に「通行妨害禁止仮処分命令申立」を行った |
| 2014. 8. 19    | 長崎地方裁判所佐世保支部から「通行妨害禁止仮処分命令申立書」が郵送された                                                                                                                                                                  |

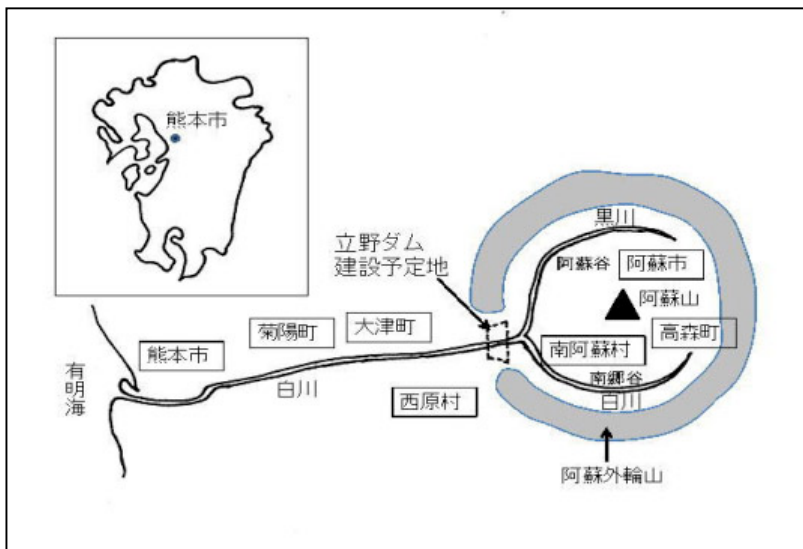
|                             |                                                                                                        |                          |              |         |                                  |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------|---------|----------------------------------|
| 2014. 8. 22                 | 通行妨害禁止仮処分命令申立事件に関する弁護団への委任状作成                                                                          | 川原公民館                    |              |         |                                  |
| 2014. 8. 26                 | 長崎県知事、佐世保市長、川棚町長の三者協議で石木ダム収用裁決申請を行うことを決定                                                               |                          |              |         |                                  |
| 2014. 8. 27                 | 国土交通省九州地方整備局へ公開質問状に基づく報告書を提出                                                                           | 九地整 14:00～14:40          |              |         |                                  |
|                             | 弁護団と5団体 別会場で報告会議                                                                                       | 15:00～16:40              |              |         |                                  |
| 2014. 9. 3                  | 収用裁決申請決定を受け県庁抗議行動                                                                                      | 長崎県庁 11:00～15:00         |              |         |                                  |
|                             | 連絡会議；中止                                                                                                |                          |              |         |                                  |
| 2014. 9. 5                  | 長崎県が4世帯の農地に対し収用裁決申請を長崎県収用委員会（県庁用地課内）へ行った                                                               |                          |              |         |                                  |
| 2014. 9. 6                  | 佐世保地区において水の日街頭署名活動                                                                                     | 四ヶ町アーケード                 |              |         |                                  |
| 2014. 9. 18                 | 通行妨害禁止仮処分命令申立事件第1回審尋                                                                                   | 長崎地方裁判所佐世保支部 14:00～14:20 |              |         |                                  |
|                             | 前集会：支部入口前、報告集会：交流プラザ                                                                                   | 14:55～15:40              |              |         |                                  |
| 2014. 9. 18                 | 収用裁決申請を長崎県収用委員会が受理                                                                                     |                          |              |         |                                  |
| 2014. 9. 20                 | 石木川の清流とホテルを守る市民の会総会                                                                                    | 長崎県教育会館 15:00～16:50      |              |         |                                  |
| 2014. 9. 18 付け              | 4世帯関係者へ長崎県収用委員会より特別送達で「土地収用法による裁決申請及び明渡裁決の申立てについて（通知）」文書届く                                             |                          |              |         |                                  |
| 2014. 9. 24                 | 佐世保市議会石木ダム建設促進特別委員会を傍聴：石木川まもり隊と水問題を考える市民の会が共同で提出した「石木ダム建設計画地の収用裁決申請の撤回を求める意見書提出について」の請願不採択 ※本会議でも請願不採択 |                          |              |         |                                  |
| 2014. 9. 26                 | 収用裁決申請書縦覧開始                                                                                            | 川棚町役場ダム対策室 9.26～10.10    |              |         |                                  |
| 2014. 10. 1                 | 第32回定例石木ダム反対連絡会議                                                                                       | 川原公民館 19:00～21:00 出席17名  |              |         |                                  |
| 2014. 10. 2                 | 新潟大学 大熊孝教授（科学者の会）石木ダム計画地視察のため来郷                                                                        |                          |              |         |                                  |
| 2014. 10. 5                 | 町制施行80周年記念町民大運動会へ収用裁決申請に抗議して川原郷不参加、川原郷第2広場でダム反対の支援者等を交えグランドゴルフ大会開催 大西カメラマン来郷                           |                          |              |         |                                  |
| 2014. 10. 5                 | 川棚町議会一般質問傍聴 久保田和恵議員が石木ダム問題で山口文夫町長の考えを質す                                                                |                          |              |         |                                  |
| 2014. 10. 10                | 通行妨害禁止仮処分命令申立事件で23人から弁護団の聞き取り調査                                                                        | 川原公民館 17:30～             |              |         |                                  |
| 2014. 10. 11                | 「川のシンポジウム2014」アクロス福岡607会議室                                                                             | 14:00～17:00 約60名         |              |         |                                  |
| 2014. 10. 21 付け             | 4世帯関係者へ長崎県収用委員会より特別送達で「収用委員会の審理の開始について（通知）」文書届く                                                        |                          |              |         |                                  |
| 2014. 10. 24                | 通行妨害禁止仮処分命令申立事件第2回審尋                                                                                   | 長崎地方裁判所佐世保支部 16:30～17:02 |              |         |                                  |
|                             | 前集会：支部入口前、報告集会：交流プラザ                                                                                   | 17:32～18:10              |              |         |                                  |
| 2014. 11. 5                 | 第33回定例石木ダム反対連絡会議                                                                                       | 川原公民館 19:00～20:46 出席19名  |              |         |                                  |
| 問い合わせ先：長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷1249番地1 |                                                                                                        |                          |              |         |                                  |
| 氏名                          | 岩 下 和 雄                                                                                                | 電話                       | 0956-82-3453 | メールアドレス | E-mail:k-iwashita@road.ocn.ne.jp |

## 活動報告用紙

|       |                    |     |       |
|-------|--------------------|-----|-------|
| 団体名   | 立野ダムによらない自然と生活を守る会 |     |       |
| 対象事業名 | 立野ダム               |     |       |
| 事業地名  | 熊本県南阿蘇村・大津町        | 事業者 | 国土交通省 |

### 立野ダムより河川改修を！～九州北部豪雨災害（2012年7月）をくり返さないために

- 阿蘇カルデラ（外輪山）の唯一の切れ目に、高さ90mの立野ダムが建設されようとしています。ダム下部に穴があいているので農業用水にも発電にも役立ちません。
- 洪水のときに、ダムの穴（高さ5m×幅5m）が流木や岩石などでふさがるのは明らかなので、立野ダムは洪水調節不能の危険な状態となります。
- 洪水時の白川の水は多くの火山灰を含みます。白川にダムを造っても土砂や岩石、火山灰などで埋まってしまうことは明かです。
- 立野ダムの総事業費は917億円です。熊本県の負担額はその3割、275億円（県民一人あたり約1万5000円）にもなります。
- 立野ダム予定地右岸は阿蘇火山から流下してきた立野溶岩で、一帯には多くの断層が集中しています。阿蘇の火山活動が活発化し、地盤が動けば、最悪の場合、ダム崩壊も考えられます。
- 立野ダム建設予定地は現状変更行為が許されない阿蘇くじゅう国立公園の特別保護地区にあり、本来ダムを造ることはできません。国の天然記念物である北向谷原始林の一部も水没します。
- 河川改修を進め、阿蘇の草原を保全し、荒れた人工林を間伐し、流域の農地を守ることが、白川流域の災害対策や熊本の地下水の保全にもつながります。



2冊目の立野ダム問題ブックレットを出版しました。

問い合わせ先：熊本市西区島崎4-5-13 中島康 電話090-2505-3880

|    |         |    |               |         |                           |
|----|---------|----|---------------|---------|---------------------------|
| 氏名 | 中島康（代表） | 電話 | 090-2505-3880 | メールアドレス | ogt-hawks@s8.kcn-tv.ne.jp |
|----|---------|----|---------------|---------|---------------------------|

## 水源開発問題全国連絡会総会

### ダム問題討議資料 (2014 年)

- I 水需要が縮小し、水余りがますます進む時代 完成済みダムの見直しを！ 45P
  - 1 水余りがますます進む時代へ
  - 2 国土交通省の思惑
  - 3 完成済みダムの見直しを！
  
- II 真の治水対策を実現させよう 52P
  - 1 河川整備基本方針の破綻
  - 2 想定外の洪水への対応策の推進を阻む国交省
  - 3 内水氾濫対策が急務
  - 4 建築規制、立地規制：滋賀県の「流域治水の推進に関する条例」
  
- III 自然の回復を目指し、真の治水対策を進める  
河川整備計画の再策定を求める運動を！ 61P
  
- IV 取り組むべき課題
  - ダムの撤去 64P
  - ダムの堆砂問題 65P
  - 「流水の正常な機能の維持」の虚構 66P
  
- V 参考資料
  - 新水道ビジョンの本質 68P
  - 既設社会資本の維持管理・更新が待ったなしの時代へ 69P
  - ダム見直しの経過とダム事業の現状 70P

# I 水需要が縮小し、水余りがますます進む時代 完成済みダムの見直しを！

## 1 水余りがますます進む時代へ

### (1) 減り続ける水道用水

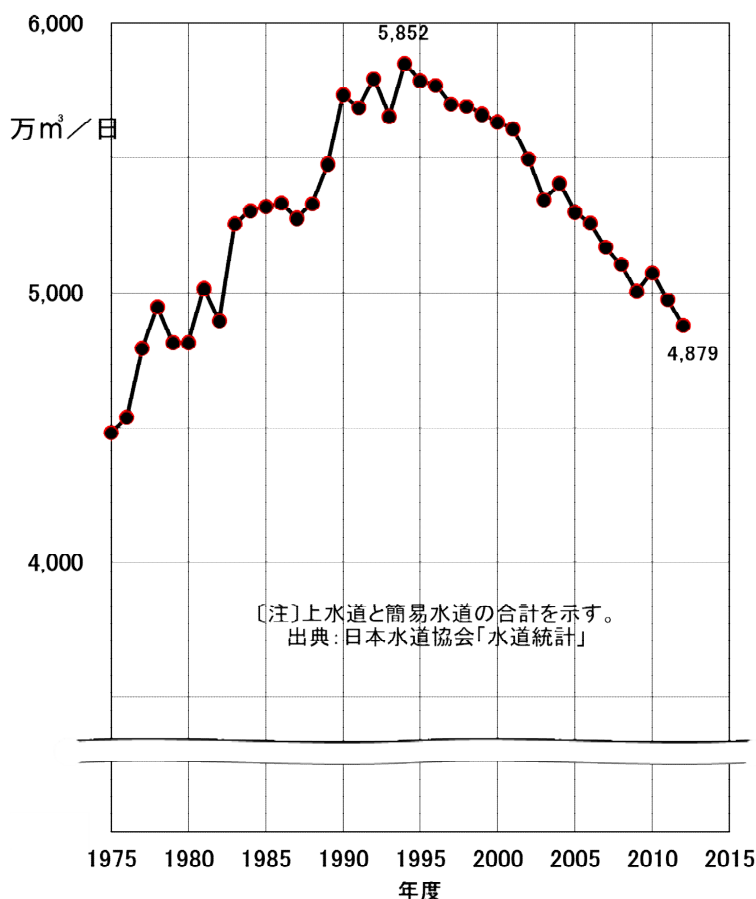
全国、各地域の水道用水は1990年代に入ってから、確実な減少傾向にある。全国の水道の一日最大給水量は1994年度から2012年度の18年間に970万 $\text{m}^3$ /日も減っている。これは東京都水道の一日最大給水量の2倍強に相当する水量である。

利根川流域6都県でも水道の一日最大給水量は1992年度から2012年度の20年間に228万 $\text{m}^3$ /日も減っている。この水道用水の減少は日本各地で共通して見られる傾向である。

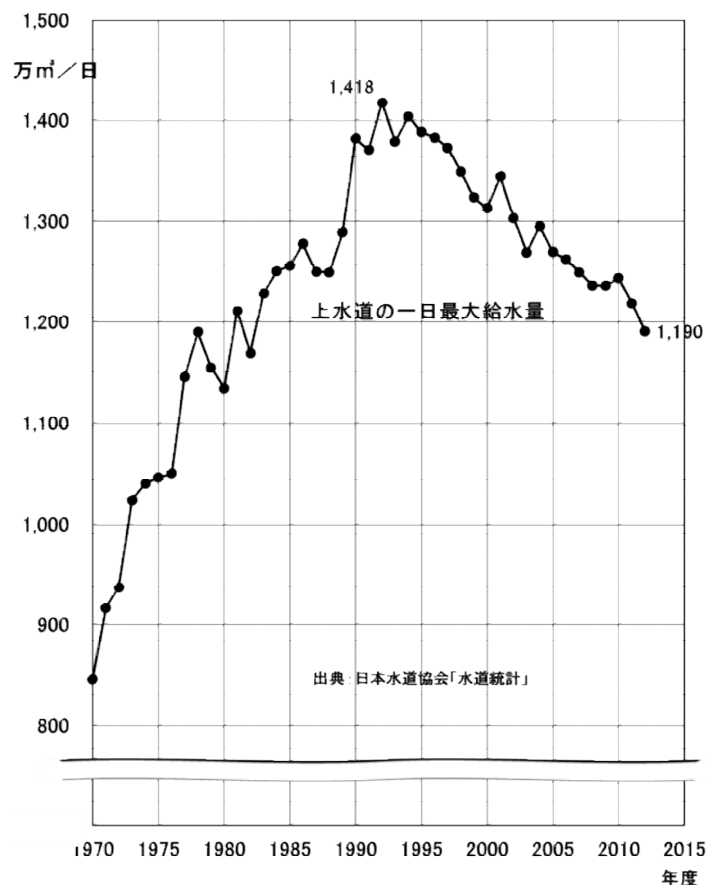
これは、人口が頭打ち又は漸減傾向になり、一人一日最大給水量がかなりのスピードで減ってきたからである。一人一日最大給水量の減少要因は次の三つがある。

- ① 漏水防止対策による漏水の減少（有収率の上昇）
- ② 一年を通しての生活様式の平準化（負荷率の上昇）
- ③ 節水型機器の普及等による節水の進行（一人当たり使用水量の減少）

全国の水道の一日最大給水量



利根川流域6都県の水道用水の推移



今後は人口が減少し、一方で節水型機器の普及等により、一人一日最大給水量が一層小さくなっていくので、一日最大給水量の減少に拍車がかかることは確実である。

### (2) 水需要の架空予測

上述のように水道用水が明らかな減少傾向になっているにもかかわらず、将来は水道用



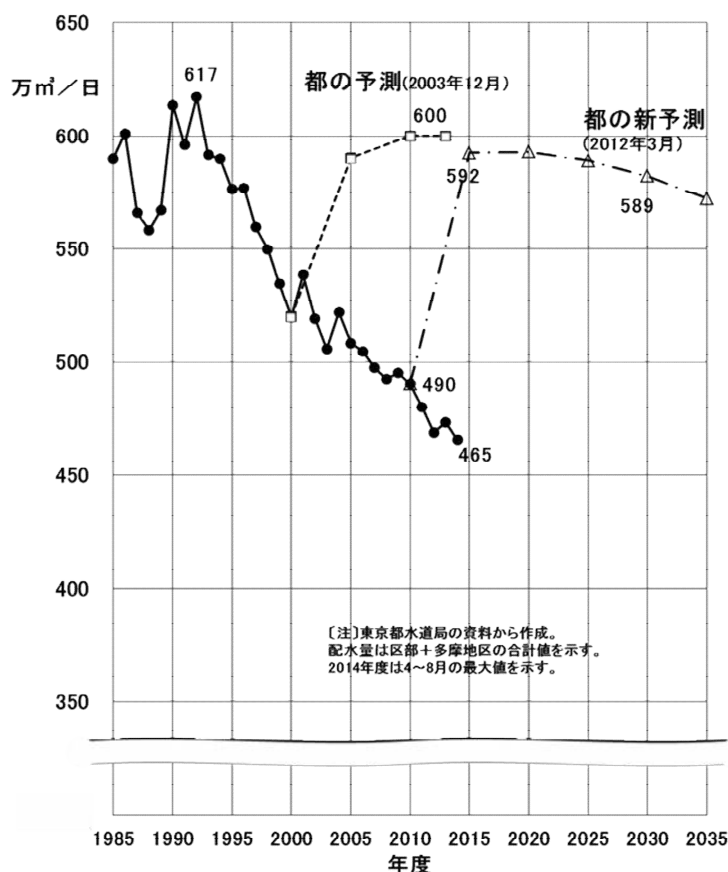
水が急増していくという架空予測を行っている自治体が少なからずある。

その代表格が東京都や佐世保市である。

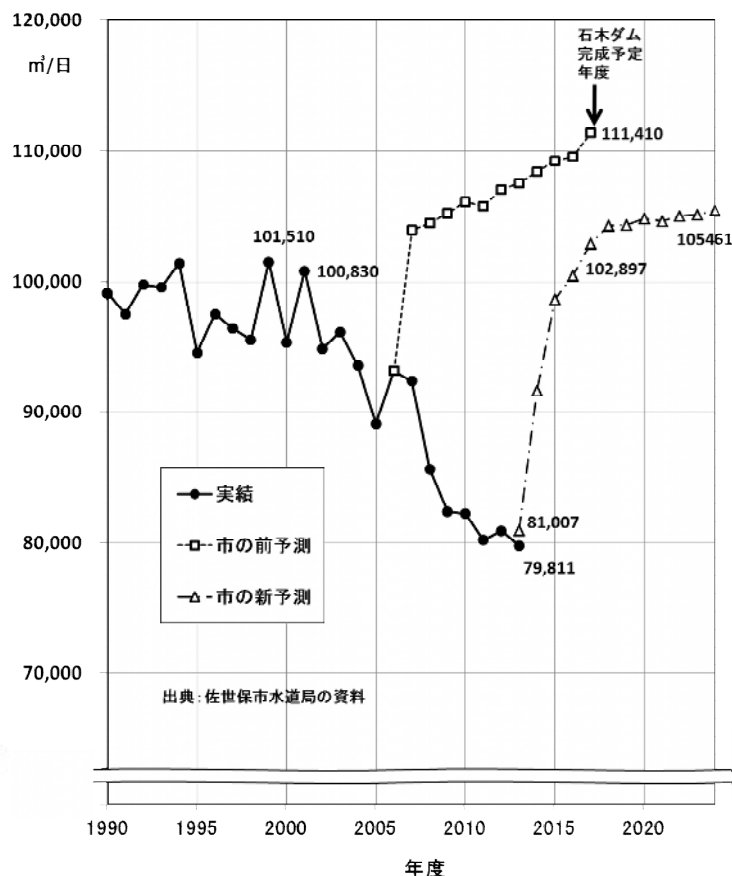
東京都は一日最大給水量が2014年度は465万 $\text{m}^3$ /日まで低下しているにもかかわらず、2015年度以降は600万 $\text{m}^3$ /日近くまで増加するという予測を行っている。その予測に基づいて、東京都は八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業といった水源開発事業に参画している。

佐世保市は一日最大給水量が2013年度には80,000 $\text{m}^3$ /日を下回ってきているにもかかわらず、将来は急速に増加して、10万 $\text{m}^3$ /日を超えると予測し、石木ダムによる新規水源が必要だとしている。

東京都水道の一日最大給水量の実績と予測



佐世保市水道の一日最大給水量の実績と市予測  
(佐世保地区)



### (3) ダム計画がなければ、架空予測はなくなる

東京都水道や佐世保市水道の架空予測はダム等の水源開発事業に参画する理由をつくり出すために行われている。ダム計画がなければ、このような過大予測は行われない。

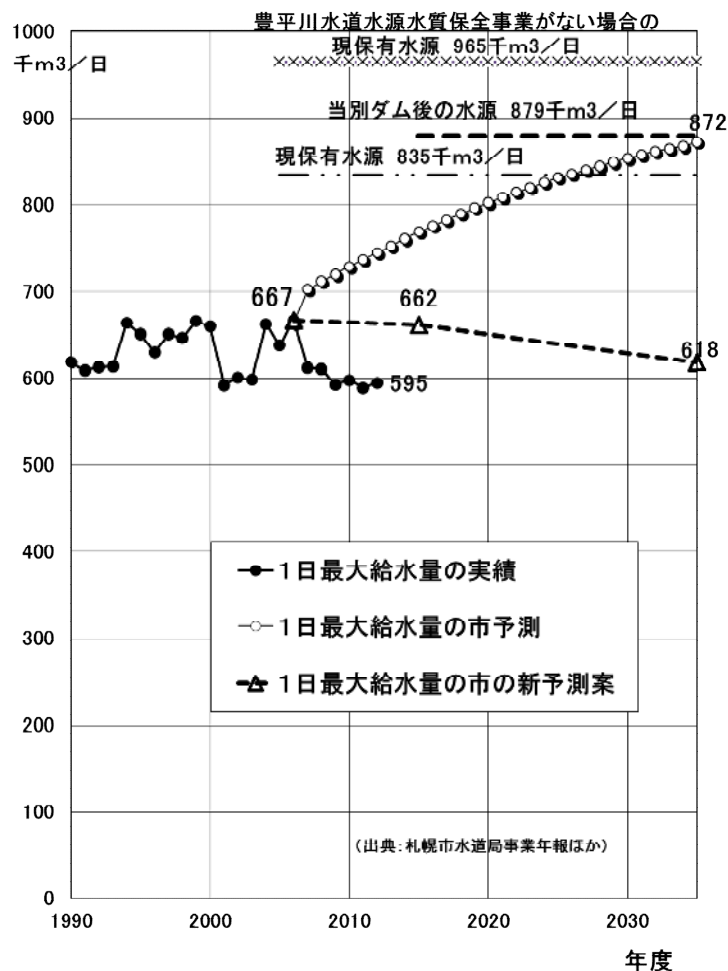
その端的な例が札幌市水道である。

札幌市水道の一日最大給水量は最近増加傾向がなくなり、60万 $\text{m}^3$ /日程度になっているが、市の水需給計画では増加し続け、2035年度には87万 $\text{m}^3$ /日になることになっている。これは当別ダムの水源が必要だとするための予測である。この当別ダムが2012年度に完成したことにより、札幌市は水需要予測を大幅に下方修正し、2035年度には62万 $\text{m}^3$ /日まで漸減していくという予測案を現在策定中である。

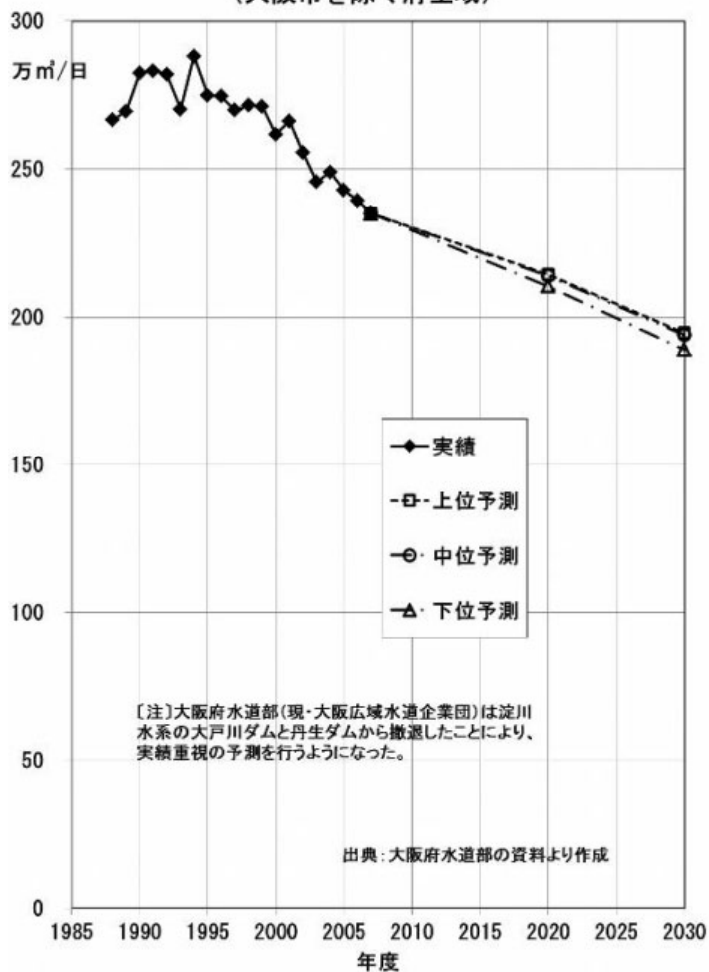
また、大阪府水道(現在は大阪広域水道企業団)は淀川水系の丹生ダムと大戸川ダムから撤退したことにより、将来の一日最大給水量が次第に減少していくという予測を行っている。

このように東京都や佐世保市なども、参画するダム等の水源開発計画がなければ、実績重視の予測をしているに違いない。

札幌市水道の給水量の実績と予測



大阪府水道の一日最大配水量の実績と予測  
(大阪市を除く府全域)



## 2 国土交通省の思惑

### (1) 今後の水行政の方向をきめる審議会の動き

**ア 国土交通省「国土審議会水資源開発分科会調査企画部会」(座長 沖大幹東京大学教授)の中間とりまとめ(平成26年4月11日)**

「今後の水資源政策のあり方について

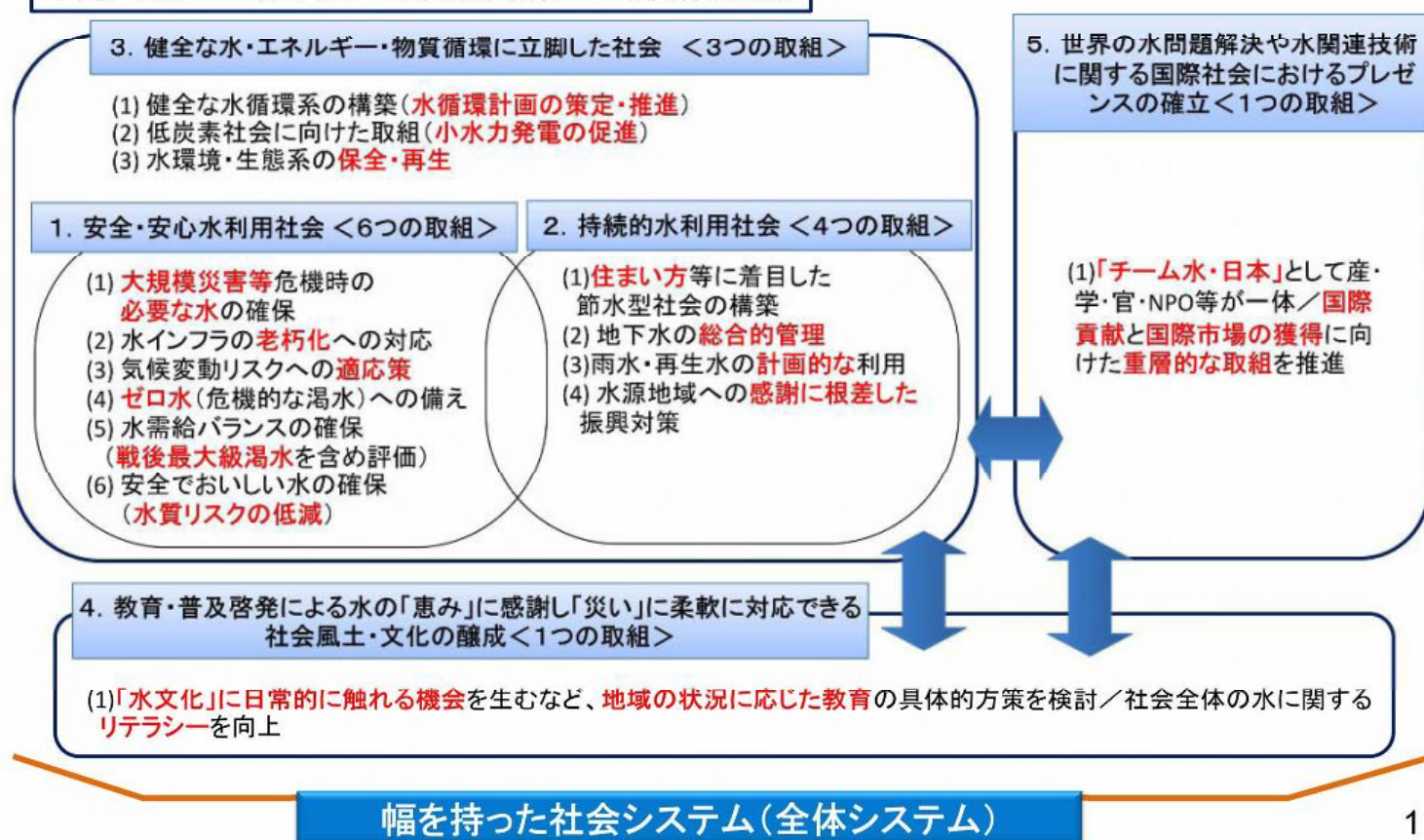
～『幅を持った社会システム』の構築(次世代水政策元年)～

「中間とりまとめ」にそって、今年度中に「最終とりまとめ」(答申)がつくられ、それに基づいて新しいウォータープラン(全国総合水資源計画)および利根川等7水系のフルプラン(水資源開発基本計画)が策定されることになっている〔注〕。

〔注〕フルプランは水資源開発促進法の第一条の目的に書かれているとおり、「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため」に策定されるものであるから、水需要の増加を前提としないフルプランの改定は法律の目的を逸脱することになる。

## ①-1 中間とりまとめにおける5つの水資源政策と15の具体的取組

### 中間とりまとめにおける5つの水資源政策と15の具体的取組



### (2) 地球温暖化による渇水の深刻化を前提にして、今後の水資源政策を検討

審議会の資料では、地球温暖化による渇水の深刻化で現計画の利水安全度が低いことが強調されている。危機的な渇水（ゼロ水）が到来した時の対応タイムラインまでつくりだされている。

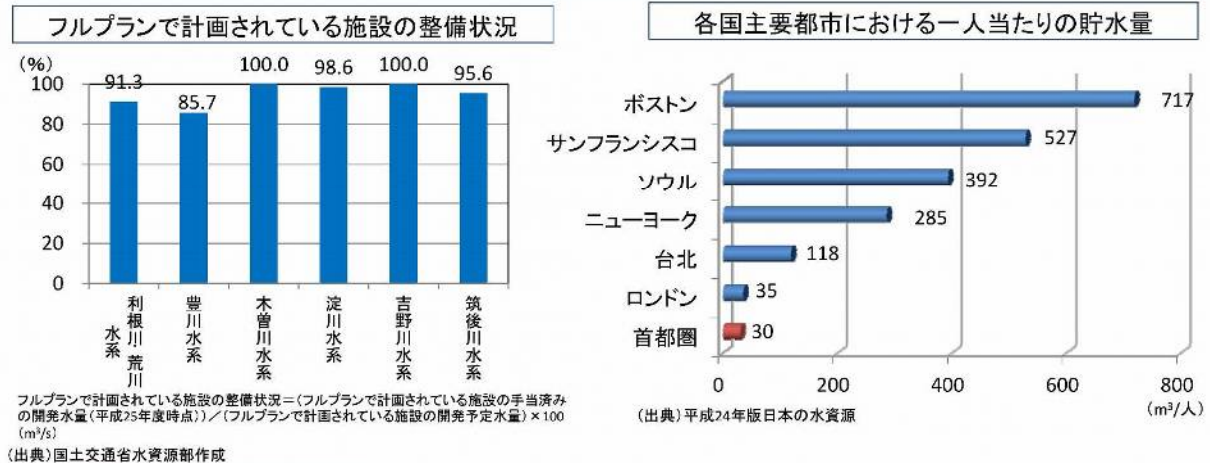
現在のウォータープラン21及び利根川水系等のフルプランも、1990年代になって水需要の増加傾向がなくなり、水需要予測を多少控えめの増加の予測にせざるをえなくなった状況で、新規水源開発の理由をつくり出すために策定されたものである。

これらのプランでは、保有水源の供給可能性を小さく評価することにし、従来から用いていた「通常の渇水年」ではなく、「水不足の年」（最近20年間で第2位の渇水年）にも対応することが必要だとして、保有水源の評価量を切下げ、水需給のバランスを保つために新規の水源開発が必要だとした。

ウォータープランやフルプランは新規水源開発を利水面で位置づけられるために策定されてきたものであるから、新しく策定されるウォータープラン、フルプランはもっと厳しい渇水年「戦後最大の渇水年」への対応が必要だとする計画が策定される可能性がある。



## ⑤-1 フルプランで計画されている水資源開発施設の整備状況



(出典)国土交通省水資源部作成

### 渇水に対する計画基準

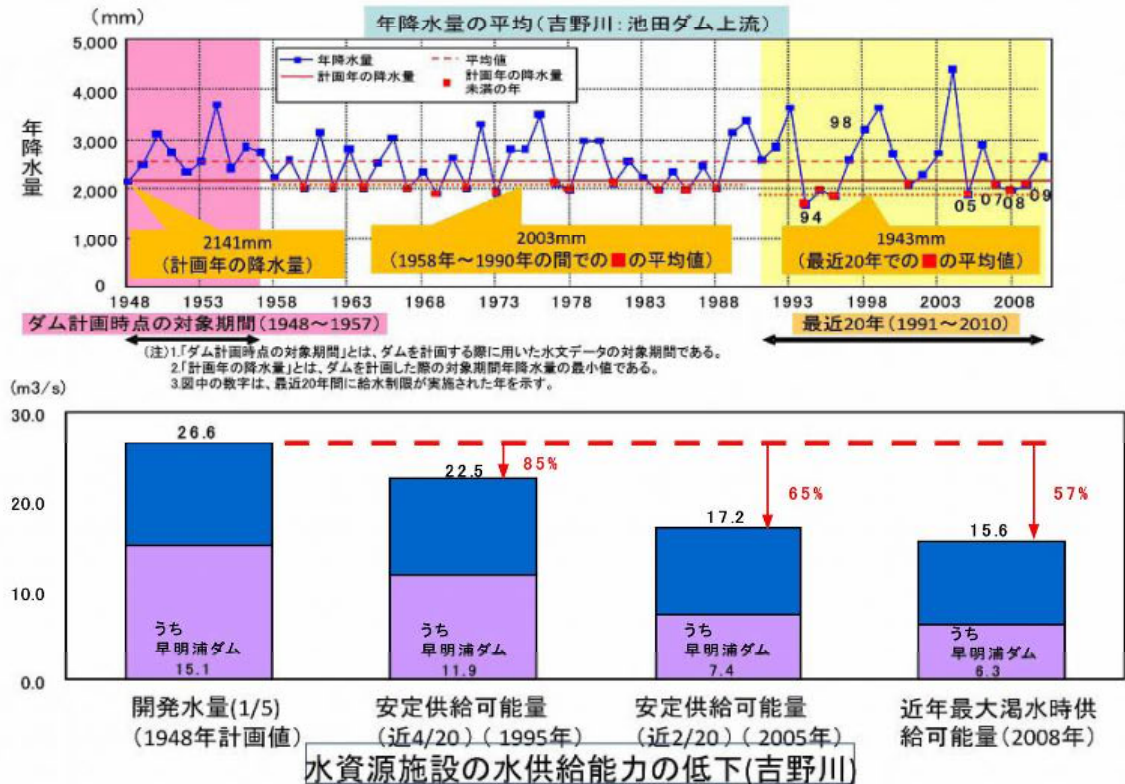
| 日本                                                                                                         | 米国(カリフォルニア州)                                                                               | オーストラリア(南東クイーンズランド州)                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| <b>木曽川、淀川、筑後川等は1/10、利根川、吉野川は1/5</b><br>ダム等の計画時において、概ねの安全度を10年に一度程度発生する(「1/10」という)とされる渇水に対して安定的な取水ができるよう計画。 | <b>既往最大渇水</b> (最大渇水期間の1928～34年及び最大渇水年1924年、1931年を含む、1922～54年で施設計画)<br>(出典:「カリフォルニア州水資源計画」) | 既往のダム等は <b>100年に1回</b> の渇水レベルに対応できる能力で計画<br>(出典:「南東クイーンズランド水戦略2010」) |

(出典)国土交通省水資源部作成

6

## ⑤-2 水供給能力の低下

吉野川では、ダムを計画した際の基準年に比べて、近年、水供給能力が低下している。



(出典)国土審議会 水資源開発分科会 調査企画部会(今後の水資源政策のあり方について第1回) 資料4を一部修正

7

6 水系のフルプランは「2/20 渇水年」への対応、吉野川水系だけは新規のダム計画がなかったため、「通常の渇水年」に対応するフルプランになっている。

## ⑥-3 危機的な渇水への対応(イメージ)

## (ゼロ水への対応)

- 平常時の備え:「節水、雨水・再生水の利用等の促進」等(利用者)、「水資源供給施設の整備」、「既存施設の機能向上」、「緊急給水施設などの整備」、「水融通・水輸送の事前準備」等(供給者)を実施
- 渇水時の対応:「渇水疎開」等(利用者)、「広域的な水融通」、「病院等への優先緊急給水」等(供給者)「広報・メディアとの連携」、「情報の提供・共有」、「水融通・水輸送や優先給水の調整」、「渇水疎開・転院の支援」等(国、自治体)の実施を想定

注)本イメージ図は想定されるシナリオを示したものであり、状況設定、影響想定、危機的な渇水対応策は、各流域の特性等により異なることも想定される。

| 渇水段階            |                      | 平常時                                                                              | 渇水発生前                                                          | 渇水                                        | 深刻な渇水                                               | 危機的な渇水                                         |
|-----------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 給水制限            |                      | —                                                                                | —                                                              | 減圧給水                                      | 時間断水(8~24時間)                                        | 24時間断水(長期化)                                    |
| 県国・市都町道村府       | 調整・対応等               | ◆雨水・再生水の利用促進                                                                     | ◆渇水対策本部等の体制の整備<br>◆節水・渇水に関する広報<br>◆広報・メディアとの連携                 | ◆公共施設の節水(プール、公園の散水、噴水中止等)<br>◆情報の提供・共有    | ◆用途間転用(許可水量の範囲内で転用)<br>◆水融通・水輸送や優先給水の調整<br>◆自衛隊出動要請 | ◆緊急病院等への緊急水の指定配水<br>◆疎開・転院の支援<br>◆衛生施設(トイレ)の確保 |
| 者ダム・水等道の事施設業者等理 | (供給者の方策側)<br>水を供給する側 | ◆水資源供給施設の整備<br>◆既存施設の機能向上(ダムの高上げ、堆砂除去等)<br>◆緊急給水施設等の整備<br>◆水融通・水輸送の事前準備<br>◆漏水対策 | ◆海水淡水化施設、給水タンク、輸送のためのトラック、水備蓄(ペットボトル等)等の事前準備<br>◆渇水対策本部等の体制の整備 | ◆節水の呼び掛け<br>◆給水制限(減圧)                     | ◆水融通の調整<br>◆給水制限(時間断水)                              | ◆広域的な水融通<br>◆病院、福祉施設への優先給水<br>◆緊急給水(ペットボトル等)   |
| 住民等             | 水の利用の方策側<br>水を使用者    | ◆節水、雨水・再生水の利用                                                                    | ◆一般家庭の節水(風呂、洗濯、洗車等の節水)                                         | ◆農業用水の番水、反復利用                             | ◆生活様式の変更<br>◆工場の操業短縮等                               | ◆最低限の水利用<br>◆疎開の進展                             |
| 【参考】平成6年渇水時の体制  |                      |                                                                                  |                                                                | ◆本省河川局、地方整備局渇水対策本部設置<br>◆都道府県、市町村渇水対策本部設置 | ◆関係省庁渇水連絡会議開催<br><b>最大43時間断水(佐世保市 平成6年8月24日)</b>    |                                                |

危機的な渇水発生の蓋然性:例えば、過去の降水量記録を元に、実績の降水量を組合せ、実績より厳しい降雨状況を想定。組合せの接続月におけるエルニーニョ/ラニーニャ現象の発生状況を確認することで必要最低限の蓋然性を確認。(A流域の例:年間降水量約1,100mm(流域平均)、約1/120確率の実績より厳しい降雨状況も想定される。)

10

### (3) 新しいウォータープランおよび利根川・荒川等のフルプランの可能性

#### 可能性(1)

現計画で想定している 2/20 渇水年でなく、戦後最大渇水年の到来にも対応できるように、ダム建設等の水源開発事業を新たに計画する。

#### 可能性(2)

ゼロ水(危機的な渇水)の到来に備えるため、経年貯留ダムを設置する。

(経年貯留ダム:通常の年は使用しないで、異常渇水時のみ使用するダム)

経年貯留専用の新規ダムの建設か、または既設ダムに経年貯留の利水容量を確保するため、既設ダムの嵩上げを計画する。

#### 可能性(3)

異常渇水に備えるため、ダム貯水の有効利用を図れるよう、ダム間を結ぶ導水路を計画する。

調査企画部会での小泉明委員(首都大学東京教授)の発言(2014 年 2 月 24 日)

「それで 2050 年なんていう目先のことでなくて、2100 年、2200 年、2300 年、永遠に我が国の水資源は大丈夫だというふうな、そういう意思をこれから示していかないと、いつか言いわけをすることになります。想定外とこの先も言わないでいただきたいという希望でございます。」



### 3 完成済みダムの見直しを！

水余りが一層進行していく時代においては、必要性が希薄な完成済みダムの是非を見直していく必要がある。特に、安全性に問題があるダムの貯水停止を求めていく必要がある。

東京新聞特報部 2014年11月2日

東京

(香川県の新内海ダムの場合)

こちら特

## 人口減で 減る水需要 新たなダムは必要か

香川県小豆島で昨年四月、以前の二倍の取水をする計画で、旧ダムを上回る巨大ダムが完成した。だが、安全試験が終わらず、以前と同じ量しか取水できない。その間、ダム本体に亀裂が入った。安全性と必要性に、住民は疑問の目を向ける。最近、群馬県のハツ場ダム建設予定地付近でも、路肩や山の斜面を補強するコンクリートに亀裂が見つかった。専門家は「もうい地面」があると指摘するが、国や県はまだ、住民に十分な説明をしていない。

(篠ヶ瀬祐司)

オリブとしようゆが有名な小豆島。島南東の別当川をさかのぼると、名勝・寒霞溪を横切るコンクリート壁が現れた。香川県と小豆島町が建設した内海ダムだ。

計画の全量分を取水するために必要な、満水近く水をためて本体や周辺の安全を確かめる「試験湛水」を終えられないからだ。

一二年十一月、昨年六月の試験では、規定量まで水がたまらなかった。昨年十一月、今年六月の二回目の試験でも水はたまらなかった。その結果、「事業完了」は、県が資料に目標と記した今年三月末を、大き

ダム上部の長さは四百二十三メートルで、四国トップ。一九五六年から使われた旧内海ダムの後継で、二〇一三年四月に完成式典があった。洪水調整や水道用水確保を目的とする。旧ダムからの最大取水量は一日一千立方メートルだったが、新ダムは二千立方メートルと倍増した。

しかし、完成から一年半が過ぎても、一千立方メートルしか取水したことはない。

### 香川・内海ダム

ダムの壁面にできたコンクリートの亀裂を修復する作業員。3月15日、香川県小豆島町で(町民提供)



# 完成しても機能不全

## 安全試験終わらず 取水能力もてあます

くすね込むことになった。

近くの住民らは「構造に問題があるのでは」と心配するが、県河川砂防課は「雨が少なかったから」と説明する。国土交通省の四国地方整備局も「県から、構造的におかしいとの報告を受けていない」という。

一方で、昨年も今年も洪水は起きていない。そもそも二倍の取水量は、必要なかったのではないのか。土庄町を合わせた島の人口は計約二万九千人で、終戦直後のピーク六万人超の半数以下に減った。今後も人口減が予想され、水需要も減るだろう。小豆島町は二年度中、町内で必要な水を一日最大で二百三立方メートルと見積もったが、実際は最大でも九千七百立方メートルだった。内海ダムの増量分が不要だった計算だ。

それでも町水道課は「安定した水源が必要だ」と必要性を訴えるが、内海ダム直近の集落で生まれ育った「寒霞溪の自然を守る連合

会」の山西克明代表も「しょうゆづくりが盛んなのは水に恵まれていてこそ。新たな水源が必要とは思えない」と語る。不安もある。昨年十二月、高さ四十三メートルのダム壁面に亀裂が見つかった。今年三月十四日、伊予灘を震源とする地震で、町は震度4の揺れを観測した。翌十五日に山西さんらがダムに行くと、亀裂は拡大し、作業員がゴンドラに乗って修復工事をしていった。

県河川砂防課は問題ないという姿勢を崩さない。「コンクリートが固まる過程でできる微細なクラック(ひび割れ)に水が浸透して流れ出ることがある。昨年十一月から存在を確認している。地震でひどくなったとは思っていない。ただ見た目が悪く、施工業者が独自に補修をした」

現在、外から亀裂はつかげないが、山西さんらの不安は消えない。「県や町から納得いく説明がない」

## Ⅱ 真の治水対策を実現させよう

### 1 河川整備基本方針の破綻

#### (1) 想定外の洪水への対策の具体化が困難

国土交通省は地球温暖化に伴う洪水の頻発・激甚化を前提にして、今後の治水政策を検討している。

国交省が示した今後の施策は、「河川整備基本方針の計画規模を超える洪水が来ても、リスクを軽減する対策を進める」ということであるが、その計画規模そのものが現実性を失っているから、超過洪水への対策を具体化することが困難であり、机上の話に終わっている。

社会資本審議会河川分科会「気候変動に適應した治水対策検討小委員会」

(委員長 福岡捷二氏 委員 21 名 (沖大幹氏ほか))

第 14 回 小委員会 (平成 26 年 6 月 30 日)

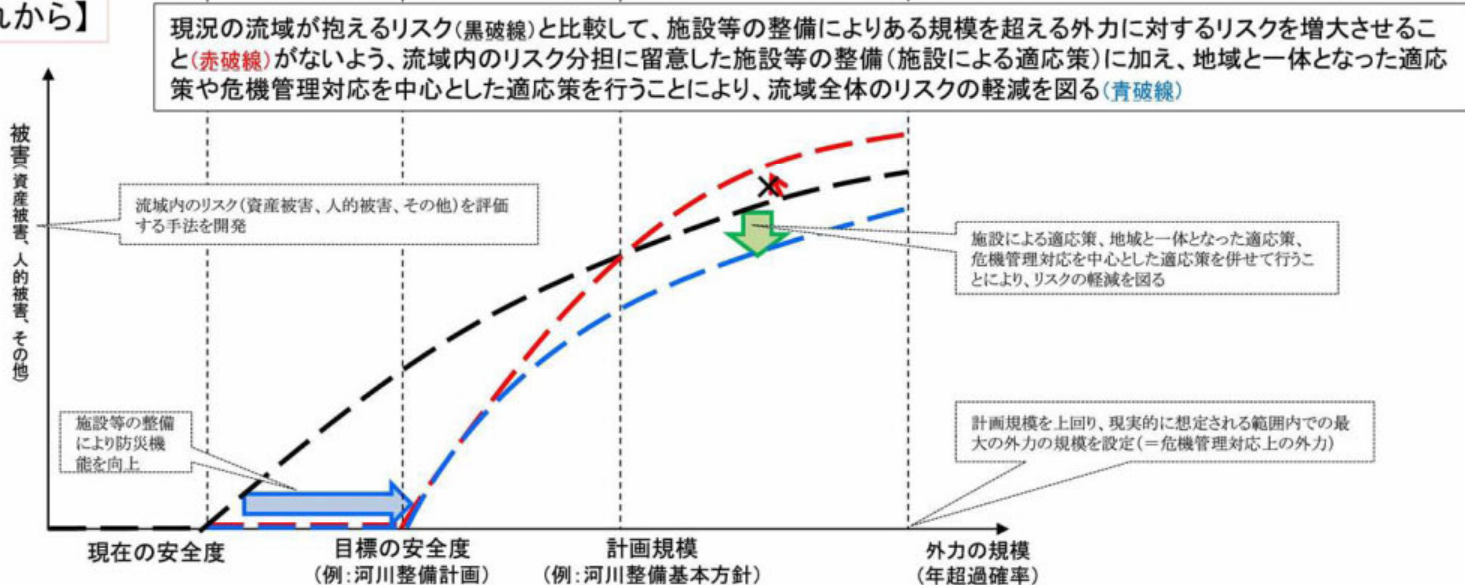
流域レベルでのリスク評価と適應策の検討のイメージ

- これまでは施設等の整備の目標とする外力の規模までの被害を防止するよう施設等を整備
- これからは現況の安全度や計画規模を上回る外力についても想定した上で、流域全体でのリスクを評価し、「多重防御」の考え方を踏まえ、流域、まち・地域、住民等といったあらゆるレベルでリスクを軽減するよう対策を推進

#### 【これまで】



#### 【これから】



#### (2) 実現性がない河川整備基本方針

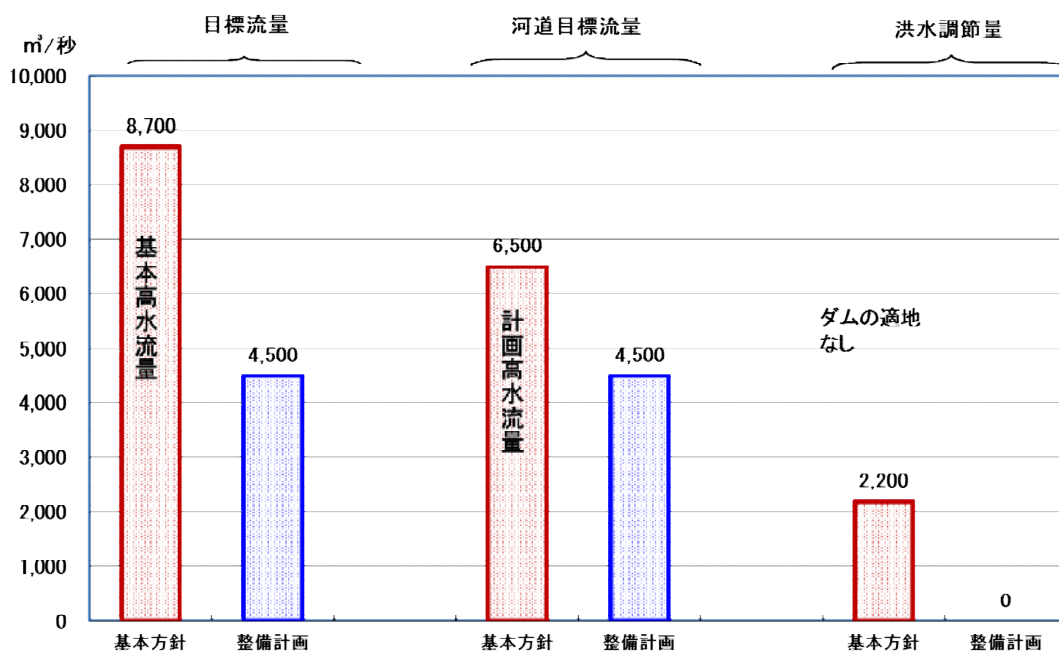
多くの水系ではダム計画を立案しやすくするため、基本高水流量を大きく引き上げたこ

とにより、現実性を失った基本方針になっている。自然に多大なダメージを与え、巨額の公費を要するダム計画を新しく立案することはほとんど不可能になっている。

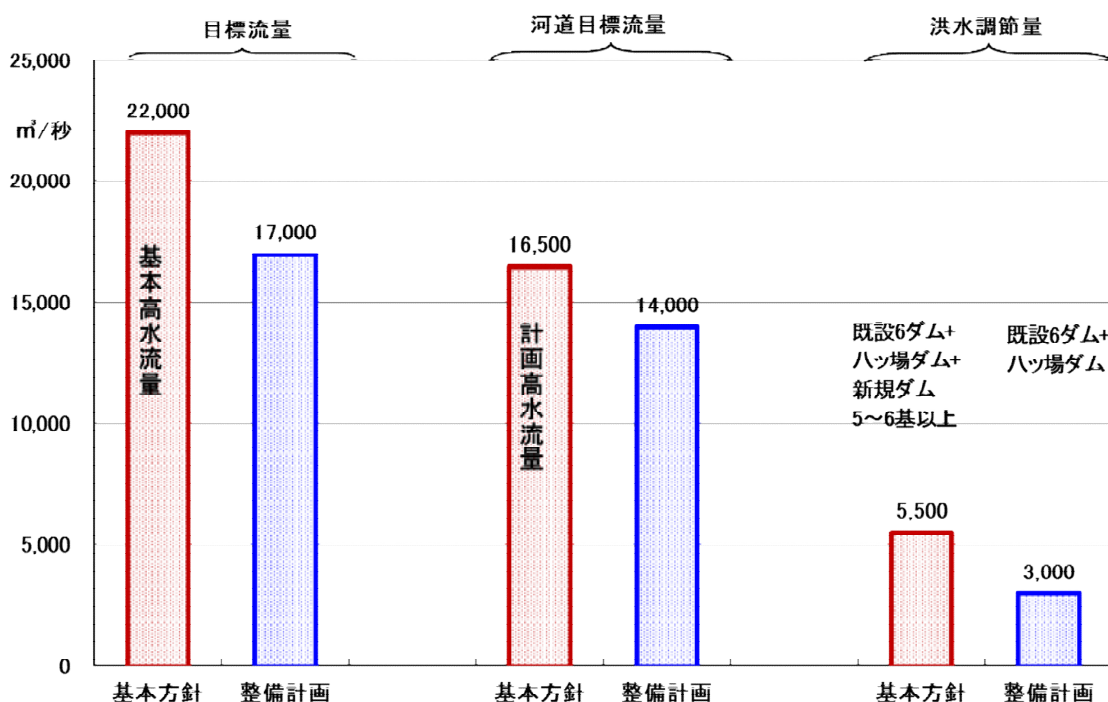
下図のとおり、多摩川や利根川のように異常に大きい基本高水流量が設定されているため、絵に描いた餅になっている河川整備基本方針が多い。

このような河川整備基本方針があるために、想定外の洪水が来た時の治水対策をつくることが困難になっている。

### 例1 多摩川水系の河川整備基本方針と河川整備計画（石原地点）



### 例2 利根川水系の河川整備基本方針と河川整備計画（八斗島地点）



河川法で定められた現在の治水計画の立て方「河川整備基本方針+河川整備計画」をリセットして、治水対策のあり方を根本から変える必要がある。

## 2 想定外の洪水への対応策の推進を阻む国交省

### (1) 利根川等の河川の重要課題「堤防の強化」

#### ア 壊滅的な被害を受けない対策

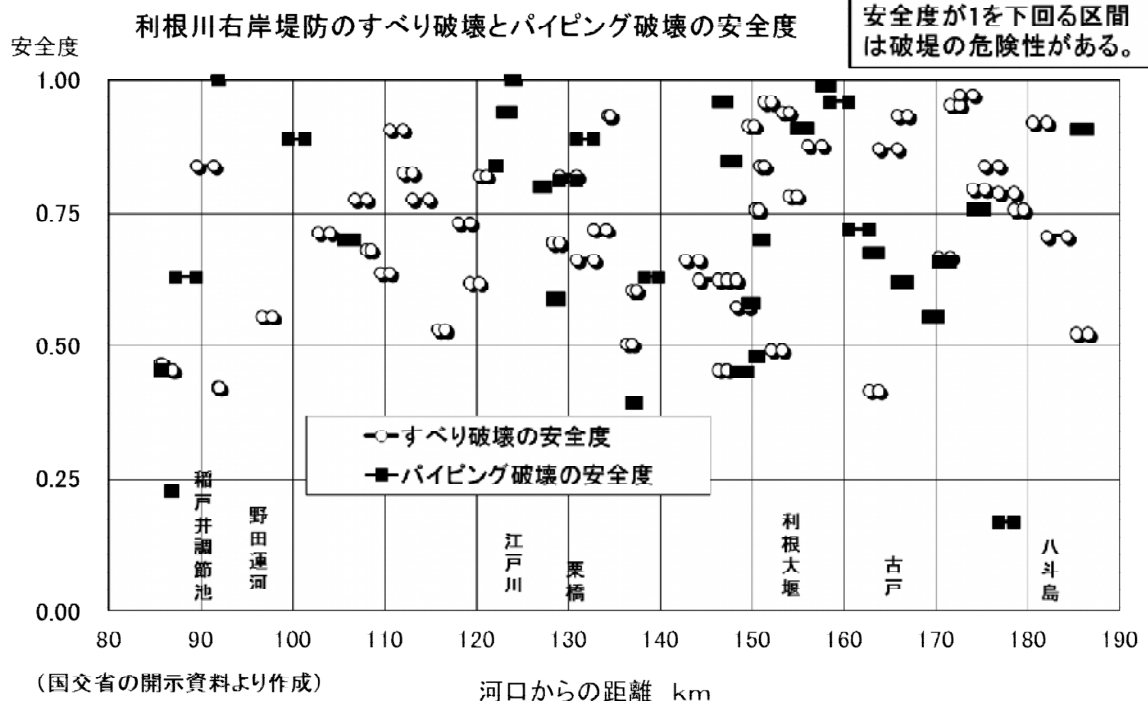
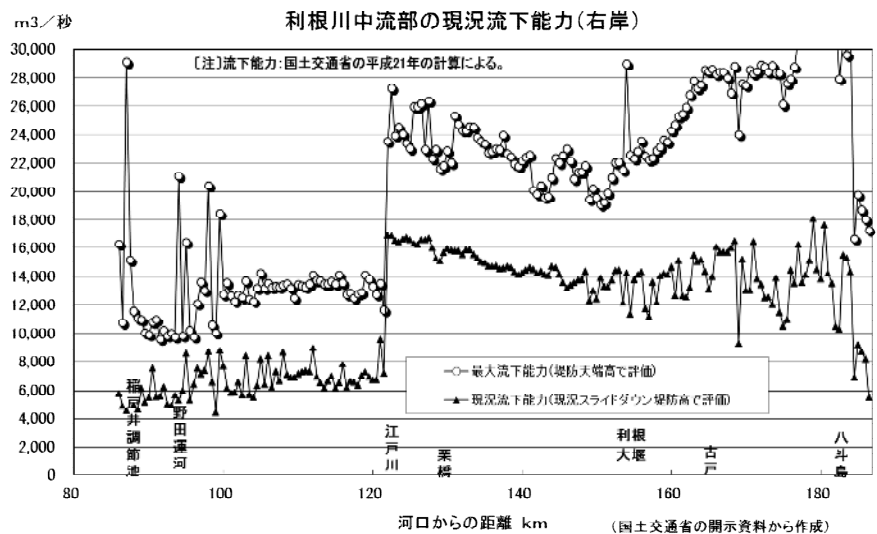
想定を超える洪水が来ても、壊滅的な被害を防止できる現実には実施可能な対策を進めていかなければならない。その対策で中心となるのは耐越水堤防への強化である。現在の堤防は計画高水位までの洪水に対しては破堤しないように設計されるが、堤防を超える洪水に対しては強度が保証されていない。壊滅的な洪水被害は堤防が一举に崩壊した時に生じるので、堤防を超える洪水が来ても、直ちに破堤しない堤防への強化を進めることが是非とも必要である。

耐越水堤防への強化が行われ、堤防天端までの流下が可能となれば、河道の流下能力は大幅に増大する（右図）。国交省の計算によれば、例えば、利根川右岸の利根大堰付近の現況流下能力は毎秒 14,000 m<sup>3</sup>程度であるが、堤防天端までの流下能力は毎秒 22,000 m<sup>3</sup>程度もあり、耐越水堤防への強化は、流域の安全性を大きく高める重要な治水対策となる。

#### イ 脆弱な堤防が6割も

国交省等の調査により、多くの河川では洪水の水位上昇時にすべり破壊やパイ

ピング破壊を起こして破堤する危険性がある脆弱な堤防が各所にあることが明らかになっている。利根川を例にとると（下図）、浸透防止対策が必要な区間の割合は利根川 62%、江戸川 60% に及んでいる。脆弱な堤防では洪水時に河川水が堤内地に漏水する現象が起きることもある。もし破堤すれば、甚大な被害をもたらすので、脆弱な堤防の強化工事を急いで進めなければなら





らない。

## ウ 超過洪水対策を兼ねる堤防強化

上記のような脆弱な堤防を抜本的に改善して、想定外の洪水にも備える堤防強化工法の普及がこれからの河川行政においてきわめて重要な課題になっている。比較的低コストの堤防強化工法としては、ソイルセメント連続地中壁工法と、鋼矢板を使ったハイブリッド堤防がある。

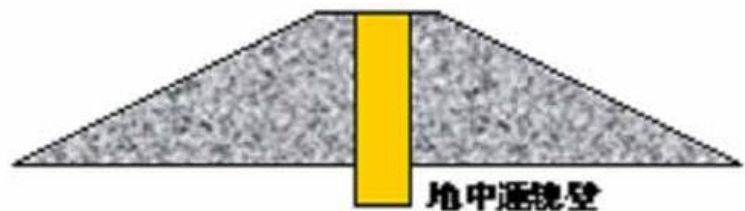
### (ア) 比較的低コストの堤防強化工法

1メートル当たり 50～100 万円程度（スーパー堤防の数十分の一以下）

#### i ソイルセメント連続地中壁工法

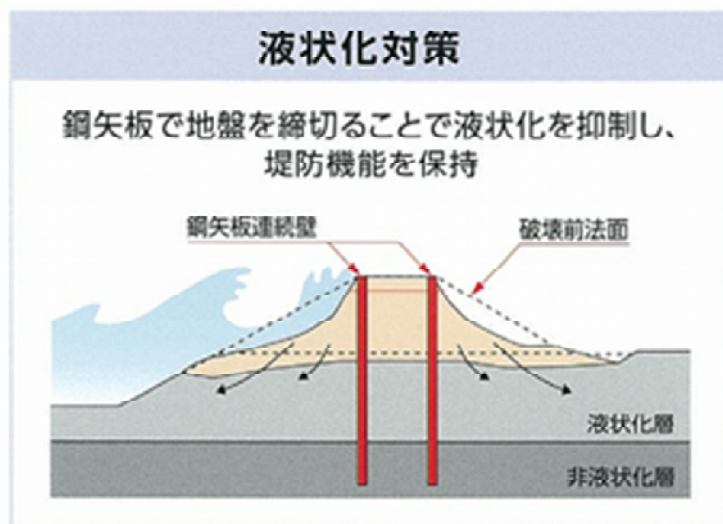
##### ① TRD工法

##### ② パワーブレンダー工法



#### ii ハイブリッド堤防（鋼矢板）

液状化対策としては  
本格的な実施例がある。



### (イ) 土堤原則を理由に低コストの堤防強化工法を認知しない国交省

国交省は、淀川水系流域委員会が耐越水堤防の導入を提言しようとした時、土木学会から次の見解を出させた。

土木学会「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解について」（平成 20 年 10 月 27 日）  
土木学会は次のように上記（ア）の堤防強化工法の採用を否定した。

「越水対策としての堤体中央へのコアの導入は、わが国の堤防が地盤条件の悪いところに施工されるため長期的に変形すること、地震の作用を受けることが通常であり、盛土内に異物が混入した場合にはそこに剥離、空洞化が発生しやすいことから、技術的に難しいと判断する。」

しかし、この見解は憶測で語ったにすぎず、実験や現場で確認したものではない。

国交省はこの土木学会の見解を盾にして、堤防の中心部には土以外のものを入れてはいけないという土堤原則で、低コストの堤防強化工法の導入を拒んでいる。



## エ スーパー堤防（高規格堤防）

国交省は超過洪水に対応する耐越水堤防技術として、スーパー堤防以外の技術を持っていない。しかし、スーパー堤防の整備は極めて巨額の費用がかかるため、スーパー堤防に頼ってはいては、整備に何百年、何千年の年月を要し、いつまで経っても流域住民の安全性を確保することができない。

### （ア）高規格堤防の見直し

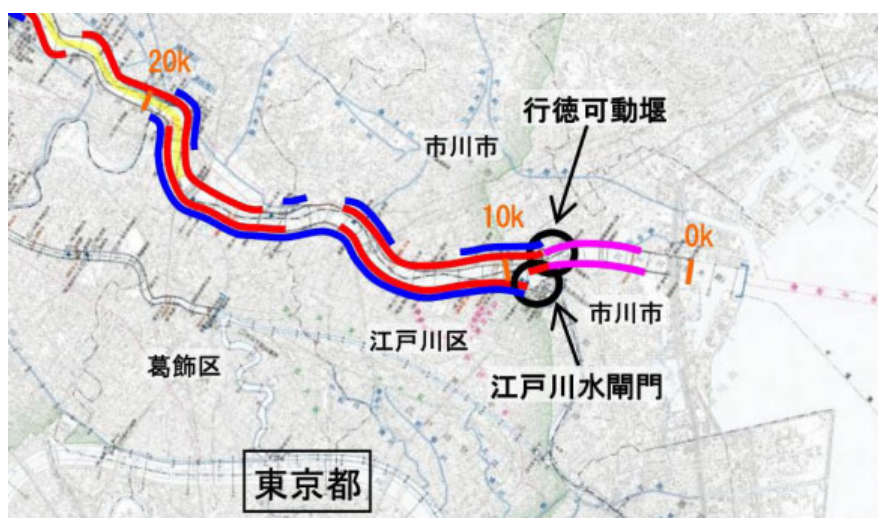
2009年10月、事業仕分け第3弾で高規格堤防事業は廃止の評価判定がされたが、国交省の巻き返しで、結局、2010年12月に全国で延べ119kmで高規格堤防の事業を続けることになり、ゾンビ事業として生き残った。

今後の高規格堤防整備区間

| 河川名 |    | 下 流          |         | 上 流          |             | 延長（m）   |
|-----|----|--------------|---------|--------------|-------------|---------|
| 利根川 | 右岸 | —            |         |              |             | —       |
|     | 左岸 | —            |         |              |             |         |
| 江戸川 | 右岸 | JR京葉線橋梁付近    | 市川市     | 水元公園付近（県境付近） | 葛飾区         | 22,043  |
|     | 左岸 | JR京葉線橋梁付近    | 市川市     | 市川市国府台付近     | 市川市         |         |
| 荒 川 | 右岸 | 東京メトロ東西線橋梁付近 | 江東区     | 国道17号BP笹目橋付近 | 板橋区         | 51,899  |
|     | 左岸 | 東京メトロ東西線橋梁付近 | 江戸川区    | 菖蒲川合流部付近     | 川口市         |         |
| 多摩川 | 右岸 | 多摩運河付近       | 川崎市川崎区  | 国道1号多摩川大橋付近  | 川崎市幸区       | 15,322  |
|     | 左岸 | 海老取川合流部付近    | 大田区     | 国道1号多摩川大橋付近  | 大田区         |         |
| 淀 川 | 右岸 | 大阪市西淀川区百島地先  | 大阪市西淀川区 | JR東海道本線橋梁付近  | 大阪市淀川区・東淀川区 | 22,796  |
|     | 左岸 | 大阪市此花区西島地先   | 大阪市此花区  | 下島公園付近       | 守口市         |         |
| 大和川 | 右岸 | 阪神高速湾岸線橋梁付近  | 大阪市住之江区 | 南海高野線橋梁付近    | 大阪市住吉区      | 6,906   |
|     | 左岸 | 阪神高速湾岸線橋梁付近  | 堺市堺区    | 南海高野線橋梁付近    | 堺市堺区        |         |
| 計   |    |              |         |              |             | 118,967 |

### （イ）江戸川のスーパー堤防 延べ22km（左岸8km、右岸14km）

江戸川でも下流部で延べ22kmの高規格堤防事業を進めることになったが、北小岩一丁目の単価1メートル当たり4,000万円を使うと、8,800億円の事業費がかかることになり、計画通りの実施は到底困難である。

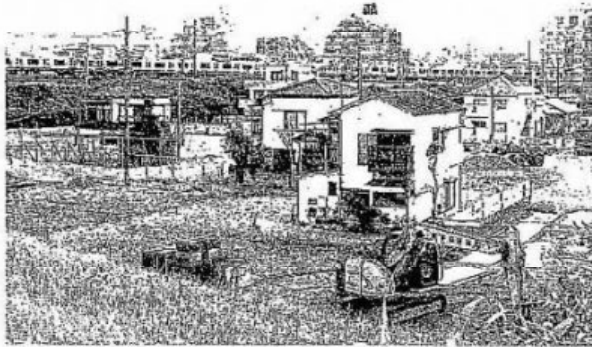


## (ウ) 江戸川区北小岩一丁目スーパー堤防事業の強制立ち退き問題

江戸川区北小岩一丁目スーパー堤防事業では住民の強制立ち退きが大きな社会問題になっている。現住居を終の棲家として余生を送るとしてきた人たちに対する江戸川区のやり方はあまりにもむごいと言わざるを得ない。

この事業は長さ 120 メートルのスーパー堤防で、事業費（区画整理事業を含む）が 47 億円で、1 メートルあたり約 4,000 万円もかかることになる。

読売新聞都内版 2014 年 6 月 25 日



大半が更地になったスーパー堤防建設予定地。家屋がまばらに残る（江戸川区北小岩一丁目）

### 江戸川スーパー堤防と 土地区画整理事業を巡る経緯

|           |                                           |
|-----------|-------------------------------------------|
| 2006年 12月 | 江戸川区が、国のスーパー堤防建設を前提に、北小岩の土地区画整理事業を行う方針を発表 |
| 11年 5月    | 北小岩一丁目東部地区での土地区画整理事業計画が決定                 |
| 11月       | 反対住民が、土地区画整理事業の差し止め訴訟を東京地裁に提起             |
| 13年 5月    | 国、区がスーパー堤防建設と土地区画整理事業を共同で行う基本協定を締結        |
| 7月        | 区が対象地の住民に12月16日までの立ち退きを要求                 |
| 12月       | 差し止め訴訟の1審判決で住民側が敗訴し、控訴                    |
| 14年 2月    | 区が、家屋の取り壊しを文書で住民に求める                      |
| 6月        | 区が、立ち退かない16軒のうち1軒に対し、直接施行通知を送付            |

土地区画整理法は、住民を移転させ、家屋を取り壊しが立ち退きに足りない場合「直接施行」ができる場合、自治体は強制的に住民を移転させることができる。都によると、1989年以降、都内で直接施行が行われたケースは8件しかないという。

2011年5月に決定された事業計画は、区が同区北小岩一丁目東部地区の約1.4haを更地にし、国が高さ約5m、総延長約1000mのスーパー堤防を建設したうえで、堤防上に区が住宅地を作り直すという内容で、「直接施行をやりたいたくはないが、そろそろ

### 多田区長「やりたくはないが」

土地区画整理法は、住民を移転させ、家屋を取り壊しが立ち退きに足りない場合「直接施行」ができる場合、自治体は強制的に住民を移転させることができる。都によると、1989年以降、都内で直接施行が行われたケースは8件しかないという。



## スーパー堤防 反対6軒強制移転へ

### 江戸川区 来月取り壊し方針

国と江戸川区が江戸川右岸で進めているスーパー堤防（高規格堤防）建設と土地区画整理事業をめぐり、同区北小岩正見区長は24日の区議会定例会で、立ち退きに足りない5世帯、6軒の家屋を近く強制的に取り壊す方針を明らかにした。これ以上の着工の遅れは許されないと判断した。7月上旬にも取り壊しを開始するこめられ、住民側の反発が予想される。

スーパー堤防（高規格堤防）建設は、大規模な水害対策として1987年に事業が始まった。民主党政権下の2010年、事業仕分けで「廃止」とされたが、東日本大震災を受け、規模を873haから120haに縮小して継続する方針に転換した。江戸川については、江戸川区と葛飾区、千葉縣市川市のエリアで、右岸約20ha、左岸約14haの建設が計画されている。

そういう時期に入っている」と表明。区は今後、住民を強制的に退去させ、引っ越し業者が家財道具などを別のアパートなどに運んだ後、家屋を取り壊す。取り壊しは1軒ずつ行う予定で、「6軒すべてを解体して、更地にすることは2か月以上かかる」（区画整理課）という。このため区は8月以降、すでに家屋の取り壊しが終わっている部分から、国に堤防の建設工事を始めてもらうことを検討している。

反対住民側は11年11月、土地区画整理の決定取り消しを求める訴訟を起こしたが、東京地裁は昨年12月に住民側の請求を棄却。現在、控訴審が行われている。山口正幸・区画整理課長は読売新聞の取材に、「すでに移転した住民に区画整理した土地を引き渡す責任があり、これ以上の遅れは許されない」と説明。これに対し、住民側の世話人、宮坂健司さん（60）は「区は勝手に期限を決めて、住民と十分に合意形成をしてこなかった。このような強引なやり方は行政として許されない」と反発を強めている。

### 3 内水氾濫対策が急務

#### 最近の浸水被害の多くは ゲリラ豪雨による内水氾濫

利根川流域をみても、近年の浸水被害はほとんどがゲリラ豪雨による内水氾濫であって、利根川やその支川からの越流による氾濫はなくなっている。

たとえば、2011年9月上旬の台風12号で群馬県南部で記録的な大雨があり、県内で床上浸水14棟、床下浸水89棟の

朝日新聞群馬版 2011年9月2日

大きな被害があった。この浸水被害は被災地でのゲリラ豪雨が引き起こした内水氾濫(小河川の氾濫を含む)によるものであった。

内水氾濫による浸水被害の防止には、ダムによる洪水調節は何ら役に立たない。雨水貯留・浸透施設の設置、小河川の流下能力の増強、排水機場の強化など、内水氾濫対策への取り組みが急務になっている。

## 大雨、浸水や交通寸断

### 玉村など学校に影響

台風接近に伴う大雨で、1日、県内は県南部を中心に、家屋が浸水被害を受けたり、冠水で道路が通行止めになったりと打撃を受けた。2日も大雨が予想され、小中学校が休校を決めた。前橋地方気象台は引き続き警戒を呼びかけている。

●建物被害  
県内市町村によると、1日午後7時半現在、建物の床上浸水が15件(伊勢崎市6、藤岡市6、玉村町2、前橋市1)、床下浸水が91件(伊勢崎市56、藤岡市11、玉村町11、前橋市6、高崎市5、太田市2)の計106件に上っている。

玉村町上新田では、農業用排水路から水があふれた。水位は深い場所で大入のひさしまであり、付近の道路は通行止めに。消防団員が、水位の浅い場所に止めたトラックから土嚢を次々に運び込んだ。

●自宅脇で工場を営む  
さん(58)は、1日未明から工場に浸水した雨水をかきだした。幸い、工場の機械類に被害はなかった。「まさかこんなことになるのは、このくらいで済めばいいけど……」と不安そうだった。

玉村町は、勤労者センターを開放し、自主避難に備えた。藤岡市は、小野地区で自主避難する市民のための避難所を設けた。

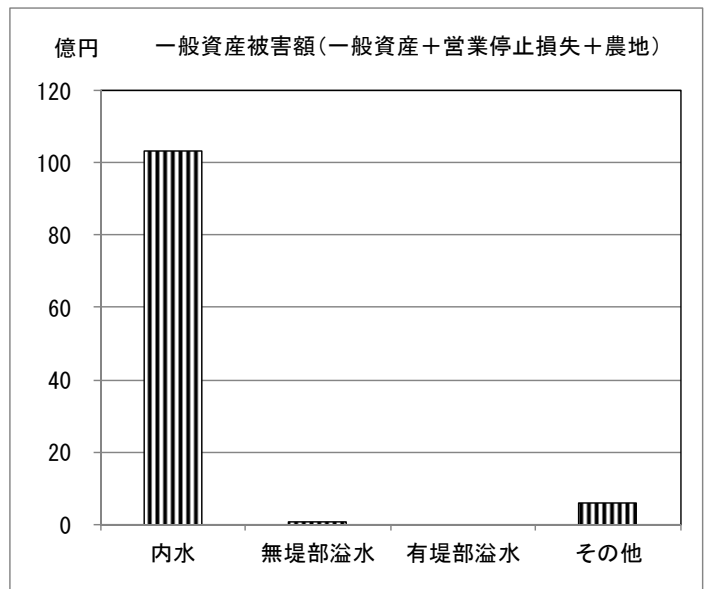
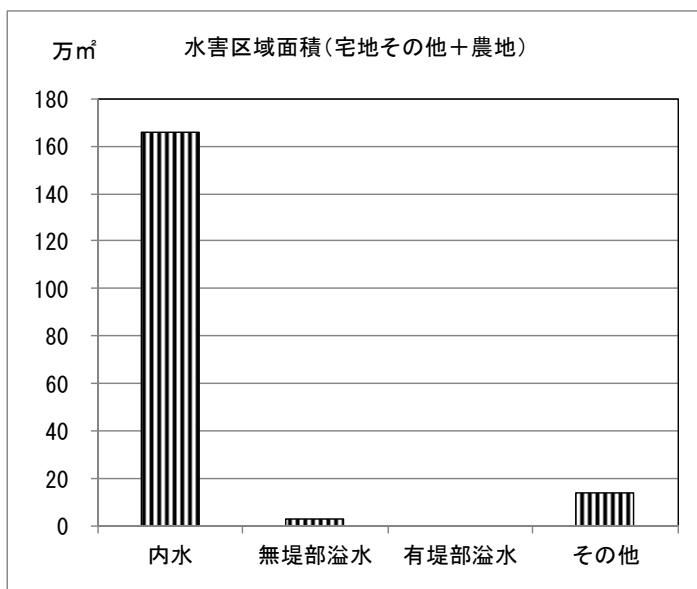
●道路・鉄路打撃  
国道354号と県道は、16路線19区間(自転車道を除く)で通行止めとなった。北関東道、関越道、上信越道では連続雨量の規制値を超えたため、一部区間が通行止めになった。JRの高崎線、上越線、吾妻線、阿毛線が一部区間で徐行運転し、遅れが出た。

●休校・打ち切り  
学校の授業にも影響が及んだ。

県教委の集計によると、1日に休校となったのは小学7校(玉村町5校、藤岡市2校)と玉村町の中学2校。このほか下校時間を早めた小中学校が65校。小学2校が授業開始時間を遅らせた。

ひさしまでの浸水で自転車を押して歩く男性(玉村町上新田)

利根川流域6都県の水害原因別の水害区域面積と一般資産被害額(国交省「2011年水害統計」)  
(利根川の他に荒川、城南河川等を含む。ただし、那珂川・久慈川・多摩川を除く。)





#### 4 建築規制、立地規制：滋賀県の「流域治水の推進に関する条例」

建築規制、立地規制も治水対策の重要な柱である。嘉田由紀子・前滋賀県知事が制定した「流域治水の推進に関する条例」を全国に拡大すべきである。

滋賀県：「大雨で浸水区域に建築規制」流域治水条例が成立（毎日新聞 2014 年 3 月 24 日）

◇罰則は「当分の間、適用しない」と修正

大雨で浸水が想定される区域に罰則付きの建築規制を課す滋賀県の流域治水推進条例が 24 日、県議会で可決、成立した。独自の被害想定に基づく建築規制を定めた治水条例は全国初。対象区域の住民や議会の反発を受け、県は罰則を「当分の間、適用しない」と修正した。

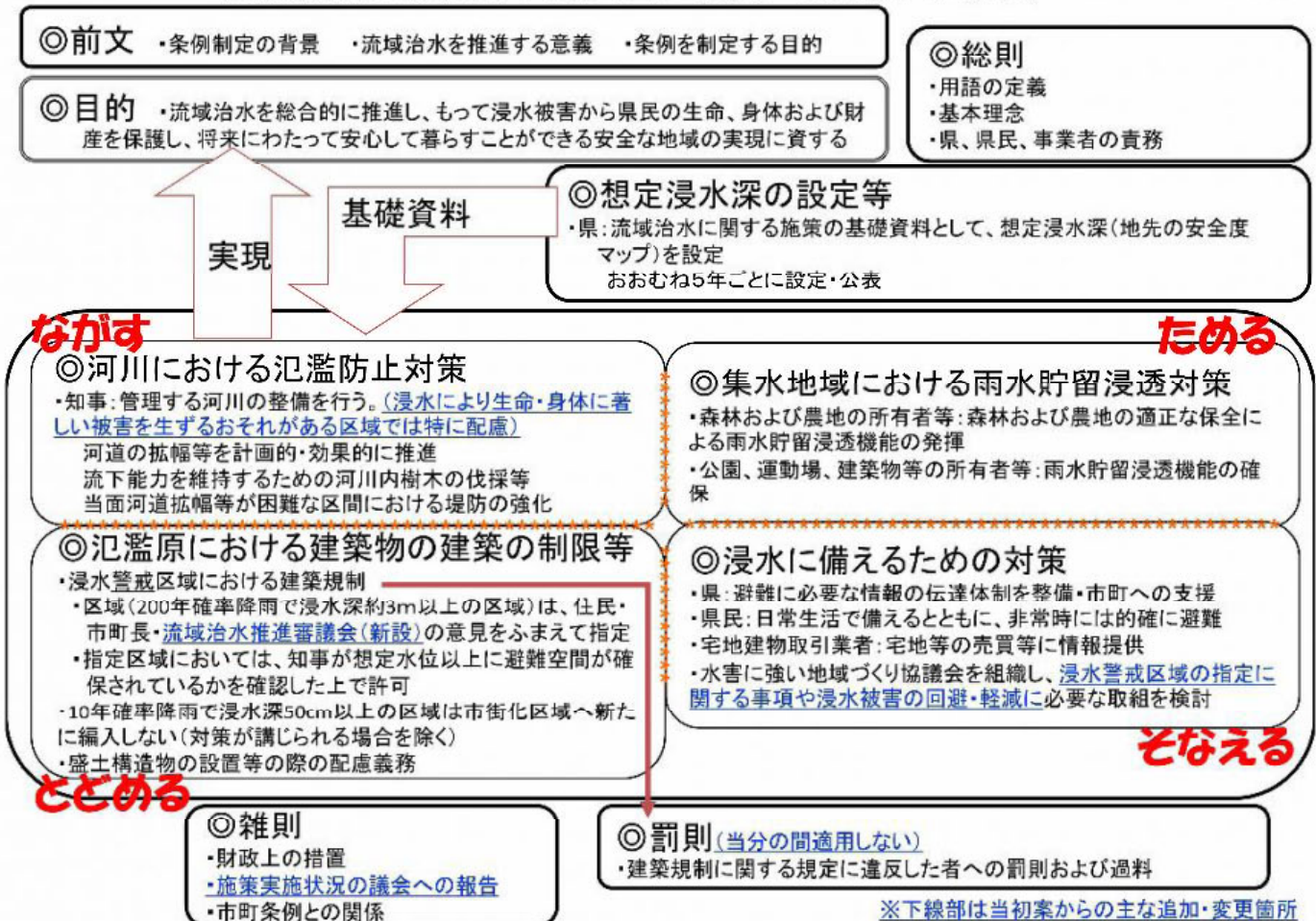
県は違反が相次いだ場合に罰則部分の条例改正を検討する。条例は、「浸水警戒区域」を指定し、近くに避難場所がなく、地盤のかさ上げもしない場合、原則として区域内の住宅や福祉施設などの新築・増改築を許可しない。違反者には 20 万円以下の罰金などを科す。県はかさ上げなどの費用の一部を補助する予定だ。

嘉田由紀子知事が昨年 9 月議会で提案したが、対象区域の住民が「河川整備の遅れを住民に責任転嫁する内容だ」と反発。議会側も説明が不十分だとして、9、11 月議会で継続審議にした。

県側は昨年 10 月以降、区域内の 37 自治会を対象に説明会を開催。今年 2 月に原案を撤回した上で、罰則を先送りし、浸水が予想される区域の名称を「浸水危険区域」から「浸水警戒区域」に変更するなどの修正案を提案していた。【加藤明子】

### 滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要

32



注目の人  
直撃

## インタビュー

「日本人命を守る」と豪語してゐる安倍首相は、広島に土砂災害の際、のんきにゴルフに興じてゐて、叩かれた。しかし、この問題は危機意識や緊張感の問題とはちよつと違ふ。なぜ、日本ではかくも災害が多いのか。それは自民党政権による。人災。だといふ。前滋賀県知事が語る衝撃の真相——。

集団的自衛権よりも  
目前的自然災害が切実

——広島土砂災害では73人の犠牲者が出ました。安倍首相は集団的自衛権や原発売り込みに熱心なのに、この時（8月20日）はゴルフをされていました。

荒が「日本人の命、命」といふものになります。土砂災害や水害、そして「福地破」の被害や位置づけが、國つてつぎの歴史事故から日本人の命と財産を守るべきではないでしょうか。何度も安倍首相は「母親」子供が避難する米軍軍艦送船を守り切れないのは、機動的自衛権が必要だといいますが、いま目の災いから国民を守れないことが切実です。

「安倍首相は自分に都合がいい時にだけ『国民の命』を口にするんじゃないですか？」

広島小砂災害は、まさに歴代の政権が戦後一貫して続けてきた「土地持ち階層優遇政策」が招いた人災の典型図があると思えます。戦後の政権与党の政治と行政の責任といえます。

「ふーん」といふうか？」

## 危ない土地を教えない行政の無責任

広島土砂災害は  
 歴代自民党政権の  
 人災です

被害の過去の水を新住民に知らせるような  
 事故被災地を調査く、土地を預けて新しい  
 しました。その宅地開発などをしての  
 結果、水害は社です。海々の先進国との決  
 断、最  
 が、リス  
 きる傾向  
 願をばら

日本では、政府が国民に住宅や福祉施設を拡大してきたのです。私は環境社  
会学者として、遊覧船内や近  
自然災害を受けるリスクを  
十分知らせず、危険な場所

先進国では災害リスクは土地取引の重要事項

— 海外は違うのですか  
たのか」ということを反映  
したハザードマップが作成

先達国は災害危険区域を地図に示した。ハザードマップがまだ前にならな  
っていましたが、アメリカではハザードマップを参考にし  
て水害保険が運用されています。フランスでは一そ  
れぞれの土地で過去一〇〇年間、どういっ水害があつたか、どういっ水害があつたかを調査して、その結果を地図に表して、それをハザードマップとして公表する。日本はハザードマップを持っていない。大きな河川のハザードマップは平成10年代によろまできて始めました。しかし、一部の大河川だけで

強いということがよくわかりました。旧住居が経年で立葵補した動機でもあったのです。

## は土地取引の重要事項

土所有者は不都合なツブは、地価が下がるのリスクを構え、従来のスクマツはなかった。器具では熊鷹治水例を成立させ、地先の安産マツプニを作りながら、これが国で初めてだった。二期8年の幕田県政の総決算ですね

当初、熊鷹治水案の多くは、土地開発業者は正

選マツプの提示」を  
流城治水条例に盛  
り込みました。土

地味引込には一歩先の安全度マップを提示する。



だので、9月1  
 の日から施行してい  
 ます。  
 ―地主の代弁  
 者が自民党とい  
 う構図ですか？  
 政治的にはその  
 ような傾向にあり  
 ます。そもそもサ



▷かた・ゆきこ 1950年5月18日生まれ、京大大学院、米ウイスコンシン大大学院修了。農学博士。滋賀県立琵琶湖博物館館長、京大文学部教授を歴任し、2006年7月2日の滋賀県知事選に当選。10年再選、12年の衆院選では「日本未来の党」をつくったが、翌年代表を降任。びわこ成蹊スポーツ大学長就任予定。

## 「地価が下がる」と反対した市長たち

た。それがまたに構造的に続いてくる。この不公平が世を運んで継承される恐れがある。社会的正義感からして許されないことです。

今、人口減少社会になって

—しかし、柔例には反對が多かったでしょう？

「地先の安全度マップ」をかき上げをするとか災害対策を公表しようとした時に「地策をして造る」という合理的な土地利用することが求められるのはいかなるものか、重要なことです。

——災害危険区域に家が立ってしまっている場合でも、正直に「ここは危険です」と伝えればい

——それで、滋賀県はマ  
なすけで、悲しいことです。  
——そうですね。それそれに  
利権をもって判断をされた  
ように、悲しいことです。  
——それで、滋賀県はマ  
なすけで、悲しいことです。  
——そうですね。それそれに  
利権をもって判断をされた  
ように、悲しいことです。

本全国を晃回せば、マツブがなない地域ばかりです。

活用されていない日本の実情はあまりにひどい。これは地主や不動産開発業者からは、リスク開示は不都合な材料で、私は過去数年に

上、河川政策と環境社会学を学んで、徹底的に原因調査を行い、何冊も本を書きました。欧州やアメリカ

つた水害対策としてダム建設などハード整備を訴えてきました。確かにある一定規模の水害まではダムは防

げますけれども、巨額の税金をつぎ込む必要があり、効果が出るまでに何十年も時間がかかり、自然破壊や然です。政治のリーダーは

集落移動の弊害に伴う、先  
進国では常識のハザードマ  
ップを使って「ここは危な  
い」といふことを住民に  
動かし、どこに旗を振って

知らせ、また行政としても  
土地利用規制や建物規制を  
したい。国民、住民も住み  
でいる場所の自然災害リス  
クを、自ら知って備える意  
に、ハザードマップの活用  
を促していきたい。



発生から5日、避難所を訪れたが……（代表撮影）



### Ⅲ 自然の回復を目指し、真の治水対策を進める河川整備計画の再策定を求める運動を！

#### ○ 河川整備計画の再策定

ダム計画がある水系の河川整備計画はそのダム事業を位置づけるために、河川整備計画が策定されてきました。しかし、河川整備計画は一度策定されてしまうと、それで終わりということではありません。

河川法改正直後の建設省通達には「地域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものである」と書かれています。

私たちは、あるべき河川整備計画の市民案を提案して、自然の回復を目指し、真の治水対策を進める河川整備計画の再策定を求める運動に取り組もうではありませんか。

「河川法の一部を改正する法律等の運用について（建設省の通達 平成 10 年 1 月 23 日）」

#### 2 河川整備計画の策定について 5) 河川整備計画の変更について

河川整備計画は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものであること。」

〔注〕一級水系の河川整備計画は 2014 年 11 月段階で 109 水系のうち、21 水系が未策定です。利根川も本川の整備計画は策定されましたが、支川（霞ヶ浦、鬼怒川等）の河川整備計画は未策定になっています。1997 年に河川法が改正されてから、17 年以上も経過しているのに未だに策定されていないのは行政の怠慢であり、そのこともきわめて問題です。

（未策定の一級水系の例：雄物川（秋田）、荒川（埼玉）、那珂川（栃木・茨城）、相模川（神奈川県）、球磨川（熊本）、吉井川（岡山））

#### ○ 水系全体を利用するウナギを指標にした利根川水系河川整備計画の策定を！

（認定 NPO 法人アサザ基金 代表理事 飯島 博さんの提案）

ウナギが絶滅危惧種に！まさか、という衝撃が日本中に広がりました。わたしたちが以前、霞ヶ浦の流域で行ったアンケート調査では、1960年代頃まではウナギは人々の身近にある小川や田んぼ、ため池などで普通に見られる生き物でした。そんな身近な存在であったウナギが絶滅危惧種に指定されるまでに追い込まれた理由は、主にふたつあります。ひとつはシラスウナギの乱獲です。もうひとつは、河川環境の悪化です。

利根川水系河川整備計画の策定にあたり、ウナギはわたしたちに重要な指針を与えてくれる存在です。なぜなら、ウナギは海から河口、河川、支流、水路、水田、ため池など、水系の上流から下流までのすべてを生息地として利用し、それらの生息環境間を移動するための連続性を必要とする生物だからです。水系全体を視野に入れた計画の策定にあたり、これほど参考になる存在はありません。田中正造も提唱していた水系一貫の思想を体現するような生き物が、ウナギです。

## ○ 利根川の未来を考えるカムバック・ウナギ・プロジェクト

(利根川流域市民委員会)

### \* 利根川流域市民委員会について

利根川ではダム建設等の大規模開発事業が次々に行われ、かけがえのない自然が失われてきました。これ以上の自然破壊を防ぐため、今なお進行中の大規模開発事業にストップをかけるとともに、過去の開発事業を見直して、かつての利根川の豊かな自然をできるだけ取り戻すことを求める活動に取り組んでいます。同時に利根川流域住民の治水安全度を真に高める施策を求める活動も進めています。

### \* プロジェクトの主旨

利根川においてニホンウナギが生息できる環境を取り戻すため、流域市民が利根川の過去の河川工事を総点検し、利根川河口堰、常陸川水門、利根大堰等の取水堰・水門、利根川の堤防・護岸工事や用水工事のあり方を見直して、その改善方法をまとめ、その実施を行政に働きかけていきます。

### \* プロジェクトの内容

ニホンウナギが2014年6月に国際自然保護連合により、絶滅危惧種に指定されました。ニホンウナギが激減したのはシラスウナギの乱獲などの要因もありますが、様々な河川工事により、ウナギの遡上・降下が妨げられ、ウナギの住処・餌場が失われてきたことも大きな要因になっています。とりわけ、霞ヶ浦を含む利根川はかつては日本で最大のウナギ漁獲量がありましたが、様々な河川工事が行われたこともあって漁獲量が激減しました。

本プロジェクトは、ニホンウナギの生態行動からの視点で、利根川の河川としてのあり方を見直し、ウナギが生息できる環境を取り戻す方策を検討して、その方策の実現を求めていくものです。そのためには、流域市民が手分けして、利根川河口堰、常陸川水門、利根大堰等の取水堰・水門によってウナギの遡上・降下がどのように妨げられているのか、利根川の堤防・護岸工事や用水工事がウナギの住処や餌場をどのように奪ってきたかなど、利根川の実態を調査し、その調査結果を持ち寄って、改善策を検討すること、さらに、その改善策の実施を行政に働きかけていくことが必要です。

本プロジェクトの最終目標は、ウナギをメルクマークにして、かつての利根川の豊かな自然をできるだけ取り戻せるよう、過去の河川事業を見直していくうねりをつくり出すことにあります。

## ○ 自然の回復を目指した河川整備計画の例「円山川水系河川整備計画」

(兵庫県の一級河川で、近畿地方整備局が河川整備計画を2013年3月に策定)

円山川水系の円山川下流域・周辺水田は2012年7月にルーマニアで開催されたラムサール条約第11回締約国会議(COP11)でラムサール条約登録地に指定されました。ラムサール条約登録地になったことを受けて、円山川水系は自然に優しい、自然の回復を目指した河川整備計画が2013年3月に策定されました。

円山川水系河川整備計画は次のように自然を回復させることが河川整備計画の柱の一つになっています。

- ① 川の営力による自然の復元力を活かしつつ、河川環境の整備を行い、過去に損なわれた湿地や環境遷移帯等の良好な河川環境の保全・再生を図る。
- ② 本川と支川・水路との間の落差を解消し、生物の移動可能範囲の拡大を図る。
- ③ 水域から山裾までの河床形状をなだらかにして、山から河川の連続性を保全する。

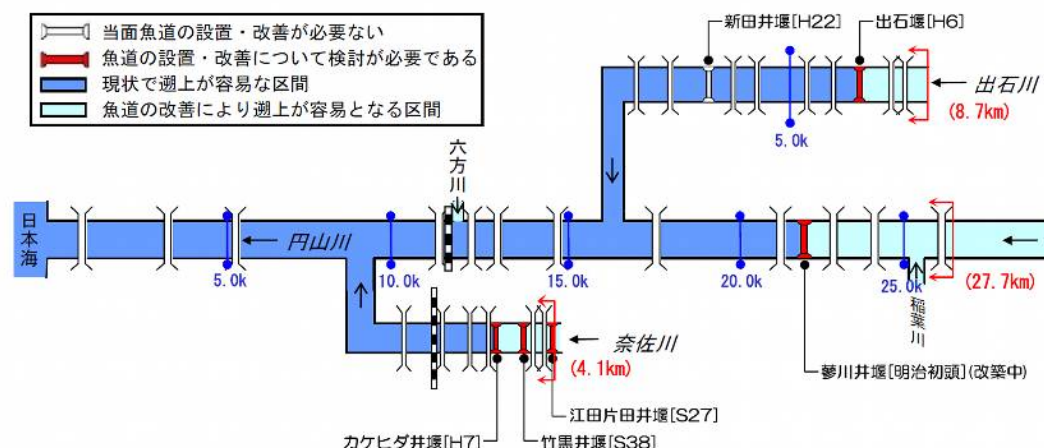
## 円山川水系河川整備計画

### 4.3.3 水生生物の生態を考慮した河川の連続性確保に関する事項

#### 1) 上下流の連続性の改善

整備箇所は許可工作物であるため、施設の改築等にあわせて魚道の設置・改善に努めるよう施設管理者に指導するとともに、改善にあたって必要な連携を図る。なお、蓼川井堰は現在改築にあわせ魚道の改善を実施している。

| 目的      | 整備箇所                        |
|---------|-----------------------------|
| 既設魚道の改善 | カケヒダ井堰、竹黒井堰、江田片田井堰、蓼川井堰、出石堰 |



#### 2) 合流部の落差解消（流域との連続性の改善）

施設管理者や地域と協働して本川と支川・水路との間の落差を解消し、生物の移動可能範囲の拡大を図る。

国管理施設については、可能な限り簡易的な方法で落差を解消するものとし、許可工作物については、施設の改築等にあわせて魚道の設置・改善に努めるよう施設管理者に指導するとともに、改善にあたって必要な連携を図る。

| 目的         | 整備箇所                         |
|------------|------------------------------|
| 樋門と河川の落差解消 | 向鶴岡川落差工、奈佐川第3樋門、寺内第一樋門、上之郷樋門 |

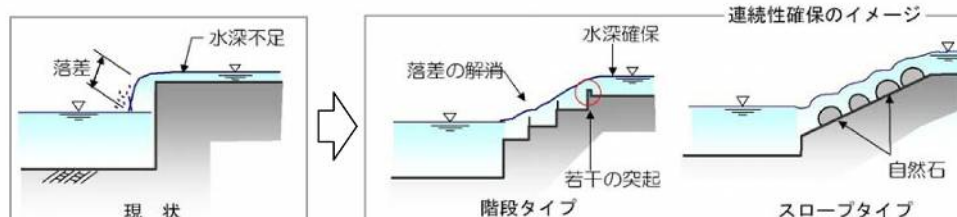


図 4.3.9 連続性確保のイメージ

## ○ ダムの撤去

アメリカではダム撤去の映画「ダムネーション」で明らかなように、数多くのダムの撤去が進められている。

日本では熊本県の荒瀬ダムが本格的なダム撤去の唯一の例である。撤去工事は2012年9月にスタートし、2017年度まで6年かけて行われる予定である。まだ撤去工事の途中にあるが、今の段階でも球磨川下流部の自然は大きく甦りつつある。

しかし、日本では次のダム撤去計画が具体化していない。数年前に埼玉県・荒川中流の玉淀ダム（寄居町）の撤去運動が進められたことがあったが、その後、進展していないようである。

15

平成26年(2014年)9月1日月曜日

熊本日日新聞

(第13版環境・社会)

再生

## 荒瀬ダム撤去 着工2年



# 戻る清流 変わる景色

球磨川にある県営荒瀬ダム（熊本県荒瀬町、八代市坂本町）の撤去工事が始まって1日で丸2年が過ぎた。水位が大きく下がったダム上流には清流が戻り始め、ダム湖だった面影はない。門柱や水門など巨大構造物の撤去も着々と進み、ダムの外観は大きく変わった。

門柱の撤去は2013年9月に始まった当初、火薬庫を調整した「制御施設」で爆破の際の破片飛散や騒音を抑えることとしていたが、同日11日に実施した爆破では大きな衝撃音とともにコンクリートの破片が半速約100メートルまで飛散した。このため、火薬庫を遮る試験施設を繰り返し築いた。

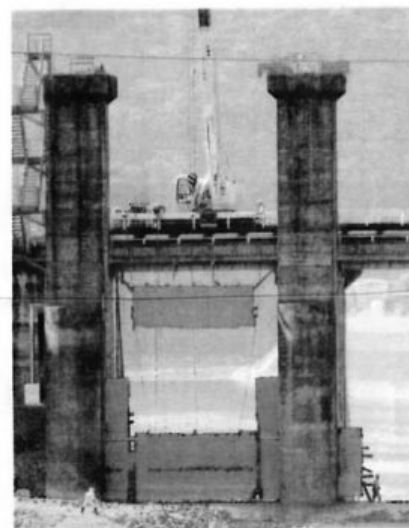
しかし、14年1月から門柱基部を爆破・倒壊させて細かく砕く方法に切り替えた。昨年6月、ダム本体底部に設置した水位低下装置により右岸側の門柱を確保するためのコンクリート片は右岸側の門柱を撤去し、砕いたコンクリート片は火薬庫までの導水トンネルに埋め戻している。

15年5月までに撤去を完了。上流から下流を見通せるようになった。鋼鉄製の水門は1枚の重さが約14トンあり、分割してクレーンで持ち上げた。

荒瀬ダムの撤去は、本格的なダムとしては全国で初めて。

（熊本日日新聞 編集部）

## 水位大きく低下 消えゆく構造物



### 最後の2枚

右岸側から順にあらわれてきた鋼鉄製水門（ゲート）の撤去作業。最後の2枚が6月22日に取り壊され、水門が完全に消え去った。5月19日（宮崎県）



### 再利用

門柱などのコンクリート片は導水トンネル（右）を埋めるのに使われる  
＝8月21日（宮崎県）



右岸側の門柱を撤去する前の荒瀬ダム  
2013年7月18日撮影（熊本日日新聞）

下流から見た荒瀬ダム。右岸側の門柱を撤去する前の荒瀬ダム。球磨川の清流が甦りつつある。本日の川の流れは、みづがけの後の撤去工事が完了した。8月21日、八代市坂本町（宮崎県）

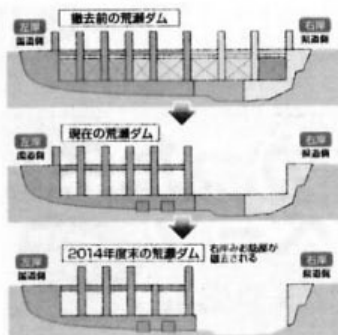
### 今後1年間の工事

### みお筋部分と門柱撤去

荒瀬ダムの撤去工事は2017年度末まで約1年後、1年は右岸のみお筋部分と、残る門柱を撤去する。

最大の注目点は、かつて川が流れていた「みお筋」部の撤去だ。11月から始め、河川内に上砂で作業場を設置。12月から、撤去を15回ほど繰り返して進める予定で、ダムで分断されていた上流の流れがなくなり、アユも上流まで遡ることができる。撤去したコンクリート片は火薬庫に近づいていた導水トンネルの埋め戻しに使用される。

15年度に入ると、残る門柱も本と管理用の撤去を開始。これまでと同じように、門柱の基部を爆破して倒壊し、砕いていく。これまで上流下流の視界を遮っていた上部構造物がなくなる。



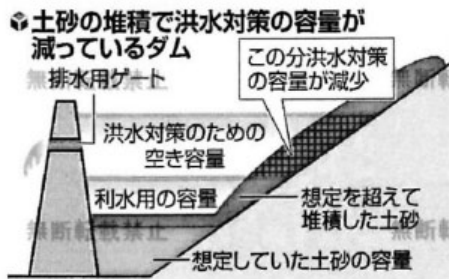
### 白煙上がる



基部の爆破で白煙を上げて倒壊する門柱。高さ約1000センチあり「スドン」と大きな音を聞かせた＝1月31日（熊本日日新聞）

## ○ ダムの堆砂問題

会計検査院の報告 (読売新聞 2014年10月16日)



土砂の堆積で治水機能が損なわれているのは、群馬県の藤原ダムや和歌山県の二川ダムなど。検査院は近く、該当するダムを全て公表する。

国と道府県は、洪水を防ぐため、大雨の際に、河川から流れ込む大量の雨水をためられるダムを全国約500か所に建設。河川からは水とともに土砂が流れ込むため、ほとんどのダムは設計段階で土砂の堆積量を100年分予測した上で、農業や工業に使う利水容量と、大雨に備えて空けておく容量を算出している。

検査院がこのうち約200か所を抽出し、ダム状況を記録した書類の分析や現地調査を行ったところ、

洪水を防ぐ治水機能を持つ全国約100か所のダムで、流入した土砂が堆積し、大雨に備えて空けておくべき容量が減少していることが、会計検査院の調べでわかった。局地的な豪雨や台風による大雨が相次ぐ中、河川の氾濫につながる恐れもあり、検査院は国土交通省に対し、土砂の除去などの対策を求める。

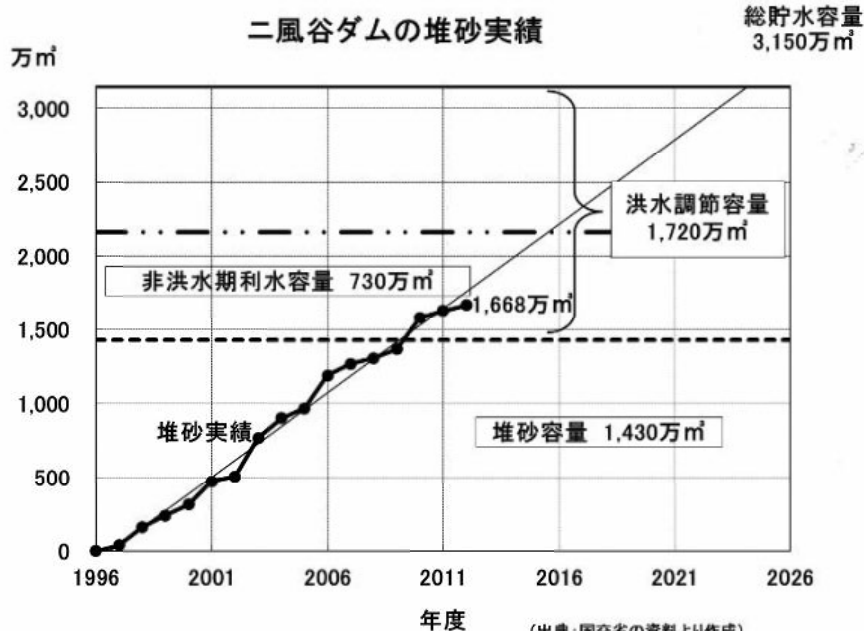
面だけでなく河川が流れ込む斜面側にも土砂が堆積していることがわかった。設計段階では、土砂は底面からたまりと予測していたため、斜面への堆積により、利水容量、洪水対策用の空き容量とも実際は想定より少なくなっていたという。

また、運用開始から40、60年しか経過していないのに、100年分の予測量を超える土砂が堆積している

ダムが約20か所あった。予測量の3倍を超えるダムも複数あったという。

ダムの空き容量を確保するには、土砂を取り除くか、下流に排出するしかないが、除去には多額の費用がかかり、ヘドロを含む土砂を下流に流した場合自然環境への影響が懸念され

全貯水容量の半分が土砂で埋まった二風谷ダム（北海道・沙流川）



# ダム100か所治水機能低下

## 検査院調べ 土砂流入で容量減

検査院はこのほか、ダムの維持管理の問題点も調査。河川法などにより、国と道府県には最長でも1年に1回は、ダムの堤防部分の漏水量とひずみの度合いを計測することが義務づけられているが、計測を3年以上も怠っているダムが二

十数か所あったという。

藤原ダムを管理する国土省利根川ダム統合管理事務所は「空き容量に余裕があり、洪水対策機能は保たれている」とし、二川ダムを管理する和歌山県河川課の担当者は「空き容量は十分で、土砂を除去する予定はまだない」と話している。



## ○ 「流水の正常な機能の維持」の虚構

### 1 ダムの規模を大きくするための増量剤

「流水の正常な機能の維持」（不特定利水容量）とは、渇水時に河川の流量が正常流量を下回った場合に、ダムから補給するためのものであるが、その目的には緊急性がなく、ダムの規模を大きくするための増量剤になっている。

下表のとおり、「流水の正常な機能の維持」の容量が有効貯水容量に占める割合が大きいダムが多い。

設楽ダムでは有効貯水容量 9,200 万 m<sup>3</sup>のうち、6,000 万 m<sup>3</sup>が「流水の正常な機能の維持」の容量であり、約 2/3 を占めている。五ヶ山ダムの場合、有効貯水容量 3,970 万 m<sup>3</sup>の約 3/4 を占めている。緊急性が乏しい「流水の正常な機能の維持」がダムの貯水容量の大半を占めているのであるから、異様なダム計画である。

本来の目的だけではダムの容量を大きくできないので、ダム規模の増量剤として、「流水の正常な機能の維持」を加えてダムの容量を引き上げている。

| 「流水の正常な機能の維持」の容量                         |         |                                              |     |
|------------------------------------------|---------|----------------------------------------------|-----|
| ダム名                                      | 事業者     | 「流水の正常な機能の維持」の貯水容量<br>／有効貯水容量                |     |
| サンルダム                                    | 北海道開発局  | 1,500万 m <sup>3</sup> ／5,020万 m <sup>3</sup> | 30% |
| 平取ダム                                     | 北海道開発局  | 910万 m <sup>3</sup> ／4,450万 m <sup>3</sup>   | 20% |
| 成瀬ダム                                     | 東北地方整備局 | 2,650万 m <sup>3</sup> ／7,520万 m <sup>3</sup> | 35% |
| 思川開発(南摩ダム)                               | 水資源機構   | 2,825万 m <sup>3</sup> ／5,000万 m <sup>3</sup> | 57% |
| 設楽ダム                                     | 中部地方整備局 | 6,000万 m <sup>3</sup> ／9,200万 m <sup>3</sup> | 65% |
| 当別ダム                                     | 北海道     | 2,540万 m <sup>3</sup> ／6,650万 m <sup>3</sup> | 38% |
| 五ヶ山ダム                                    | 福岡県     | 2,910万 m <sup>3</sup> ／3,970万 m <sup>3</sup> | 73% |
| 伊良原ダム                                    | 福岡県     | 1,100万 m <sup>3</sup> ／2,750万 m <sup>3</sup> | 40% |
| 〔注〕「流水の正常な機能の維持」の貯水容量は「渇水対策容量」を含めた数字を示す。 |         |                                              |     |

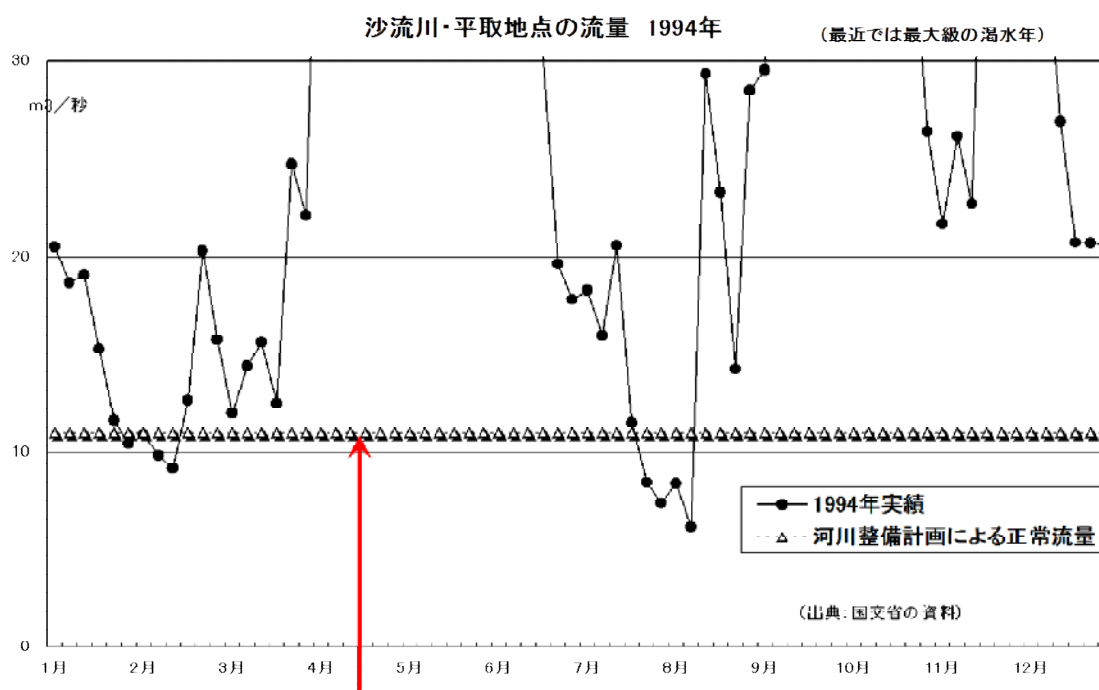
## 2 「正常流量」というまやかし

各水系の正常流量は河川整備基本方針と河川整備計画で設定されているが、その値を下回っても、問題が生じることはなく、努力目標程度のものに過ぎない。

その正常流量を渇水時も確保しなければならないとして、ダム計画に「流水の正常な機能の維持」の容量が確保され、ダム事業を肥大化させている。

平取ダム計画がある沙流川の場合

下図のとおり、渇水時において沙流川・平取地点の流量が正常流量  $11 \text{ m}^3/\text{秒}$  を下回ることがあるので、平取ダムと二風谷ダムからの補給が必要とされている。



正常流量 $11\text{m}^3/\text{秒}$ を維持できるように、平取・二風谷ダムから補給

しかし、渇水時の流量が正常流量を下回ったからといって、実際の被害がどれほどあるのだろうか？

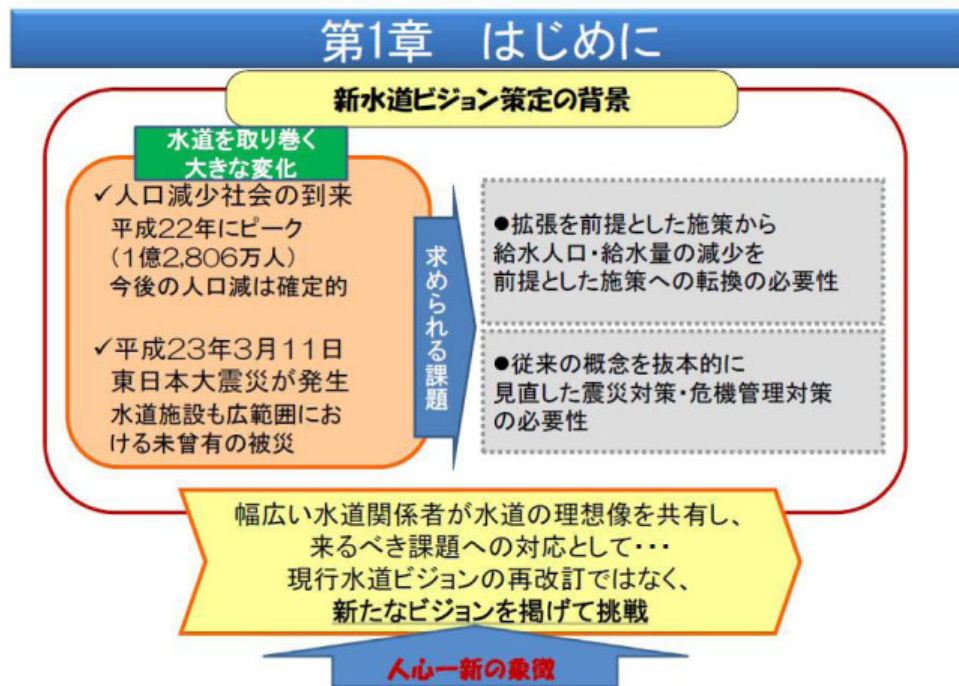
平取地点の正常流量  $11 \text{ m}^3/\text{秒}$  の根拠

サケ、サクラマスの上流等に必要な流量  $10.9 \text{ m}^3/\text{秒}$

(平取地点下流の水利使用  $0.46 \text{ m}^3/\text{秒}$ )

$11 \text{ m}^3/\text{秒}$  のほとんどは、サケ・サクラマスの上流等のために必要となっているが、実際にはサケ・サクラマスは流量の減少にも対応して生息しているのであって、ダムを造るための口実に過ぎない。

## ○ 新水道ビジョンの本質



### ☆ 厚生労働省が2013年3月に「新水道ビジョン」を策定

新水道ビジョンは理念としてはそれなりのことが書かれているが、その真意は水道関係業界の延命にある。新水道ビジョンに基づいて、各水道事業体でも水道ビジョンを策定することになっている。

### ☆ 札幌市水道局が「札幌水道ビジョン」を策定中（2015年3月の予定）

札幌水道ビジョンの内容は、水道施設の更新と整備に巨額の投資を続けるものになっている。

札幌水道ビジョンの今後10年間の重点取組項目

- ☆ 主要事業の平成27～31年度の事業費 1132億円
  - 水源の水質保全（豊平川水道水源水質保全事業（バイパス管の設置等）） 158億円
  - 水源の分散配置（石狩西部広域水道企業団（水源：当別ダム）への参加継続） 21億円
  - 取水・導水・浄水施設の改修（白川（しらいかわ）浄水場の改修） 43億円
  - 送水システムの強化（白川第3送水管の新設等） 114億円
  - 配水管の更新 261億円
  - 水道施設の効率的な維持・保全（配水施設の更新・再編・整備等） 277億円
  - 耐震化の推進（浄水場、配水池、配水幹線等の耐震化） 231億円
  - その他の事業

☆ 主要事業の平成32年度以降の事業費 835～945億円以上

- 水源の水質保全      ○ 取水・導水・浄水施設の改修      ○ 配水管の更新

毎年度の事業費は200～300億円にもなる。

## ○ 既設社会資本の維持管理・更新が待ったなしの時代へ

### 10年後はインフラ維持管理に年5兆円、国交省が推計（日経BPネット2013年12月27日）

国土交通省は12月25日、道路やダムなどのインフラ施設に掛かる維持管理・更新費の将来推計を公表した。

現在の維持管理の手法を続けると、2013年度の年間約3兆6000億円が10年後の23年度には1.4倍の4兆3000億～5兆1000億円に増え、20年後の33年度には4兆6000億～5兆5000億円となる見通しだ。国交省の社会資本整備審議会・交通政策審議会が答申した「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」で示した。

### 各分野における推計結果

| (千億円) |         |              |   |      |              |        |
|-------|---------|--------------|---|------|--------------|--------|
| 分野    | 2013年度※ | 2023年度(10年後) |   |      | 2033年度(20年後) |        |
| 道路    | 12.6    | 15.3         | ～ | 18.1 | 17.2         | ～ 20.4 |
| 河川    | 4.6     | 4.8          | ～ | 5.7  | 4.9          | ～ 5.8  |
| 砂防    | 0.1     | 0.1          | ～ | 0.2  | 0.1          | ～ 0.3  |
| 下水道   | 8.9     | 10.8         | ～ | 11.3 | 12.7         | ～ 13.5 |
| 港湾    | 1.4     | 1.4          | ～ | 2.2  | 1.5          | ～ 2.0  |
| 公営住宅  | 4.9     | 5.6          | ～ | 6.9  | 5.6          | ～ 7.2  |
| 公園    | 1.6     | 2.1          | ～ | 3.8  | 2.1          | ～ 2.6  |
| 海岸    | 0.4     | 0.4          | ～ | 0.4  | 0.4          | ～ 0.4  |
| 空港    | 0.8     | 0.8          | ～ | 1.0  | 0.7          | ～ 0.9  |
| 航路標識  | 0.02    | 0.02         | ～ | 0.02 | 0.02         | ～ 0.04 |
| 官庁施設  | 0.9     | 1.2          | ～ | 1.5  | 1.0          | ～ 1.4  |

※2013年度の値は実績値ではなく、今回実施した推計と同様の条件のもとに算出した推計値

しかし、国は相変わらず、新規投資を中心に公共事業費の大盤振る舞いを続けている（2013年度の15ヵ月予算の老朽化対策の事業費は6～7%程度）。

公共事業関係費（当初予算と補正予算）出典：財務省の資料 2014年度から一般会計のみ

（単位：億円）

| 事項                        | 2009年度予算額 |        | 2010年度予算額 |        | 2011年度予算額 |        | 2012年度予算額 |        | 2013年度予算額 |        | 2014年度予算額 |
|---------------------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|
|                           | 当初        |        | 当初        |        | 当初        |        | 当初        |        | 当初        |        | 当初        |
|                           | 当初        | 補正     | 当初        | 補正     | 当初        | 補正     | 当初        | 補正     | 当初        | 補正     | 当初        |
| 治山治水対策事業費＋治水勘定            | 12,306    | 3,760  | 8,871     | 650    | 8,596     | 1,239  | 8,858     | 4,317  | 8,985     | 1,394  | 8,422     |
| 道路整備事業費＋道路整備勘定            | 20,658    | 4,126  | 16,469    | 1,753  | 16,112    | 2,284  | 17,968    | 5,292  | 17,268    | 2,247  | 13,228    |
| 港湾空港鉄道等整備事業費＋港湾・空港整備勘定    | 9,522     | 3,052  | 7,800     | 313    | 6,595     | 264    | 6,842     | 1,128  | 6,893     | 585    | 4,207     |
| 一般会計＋特別会計（Ⅰの計＋Ⅱの計）        | 86,939    | 19,302 | 70,373    | 6,521  | 61,253    | 29,200 | 59,236    | 26,279 | 65,350    | 11,264 | 59,685    |
| （15ヵ月予算（前年度補正予算＋当年度当初予算）） |           | 89,675 |           | 67,774 |           | 88,435 |           | 91,629 |           | 70,949 |           |

## ○ ダム見直しの経過とダム事業の現状

### 1 ダム等審議委員会（1995 年度～）

ダム等審議委員会は建設省の通達により、1995 年度から試行として始まり、13 の事業に委員会が設置された。その他に**細川内ダム**にも設置の予定であったが、木頭村の反対で設置されなかった。1998 年度からの公共事業再評価制度の開始により、新たな審議委員会は設置されなくなった。

審議中断になっていた小川原湖総合開発事業については 2002 年 11 月の東北地方整備局の事業評価監視委員会で中止の答申が出て、審議委員会が再度開かれることなく、同事業は中止となった。これで、対象ダムの答申が揃い、ダム等審議委員会の役目はすべて終わった。

対象事業のうち、中止の答申が出たものの他に、推進の答申がでて、中止になったものがある。

#### ・推進になった事業

完成済み：宇奈月ダム、苫田ダム、徳山ダム

事業中：平取ダム、成瀬ダム

足羽川ダム（ダム地点が旧・美山町から池田町へ、貯水容量が 7,180 万 m<sup>3</sup>から 2,870 万 m<sup>3</sup>へ、4 川の洪水をトンネルで導水する方式へ（整備計画は 1 川導水））

#### ・中止になった事業

小川原湖総合開発事業（青森）、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木等）、矢作川河口堰（愛知）、紀伊丹生川ダム（和歌山）、高梁川総合開発事業（岡山）

吉野川第十堰（徳島）、川辺川ダム（熊本）。ただし、吉野川第十堰と川辺川ダムは中止の法的措置がまだ取られていない。

細川内ダム（審議委員会は設置されなかった）

### 2 ダム総点検（1997 年度～）

1997 年度から翌年度予算に向けて、全ダム事業を対象として建設省等の行政内部で評価を行い、一部の事業について休止・中止の措置がとられるようになった。1999 年度からは再評価制度に組み込まれ、再評価の前に総点検を行い、検討の余地がある事業は、下記 3 のⅠ～Ⅳの条件に該当しなくても、Ⅴの社会情勢の変化があるものとして再評価制度にかけることになった。したがって、総点検だけの結果は 1999 年度から発表されなくなった。

### 3 公共事業の再評価制度（1998 年度～）

1998 年度から総理大臣の指示で始まった公共事業再評価制度の中で、ダム事業の再



評価が行われ、一部の事業は休止・中止の措置がとられるようになった。2002 年度からは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)が施行されたので、同法によって再評価が行われることになった(事業費 10 億円以上の事業を対象)。ダム事業の評価対象は次のとおりである。

再評価の対象(ダムの場合)〔注〕

- i 予算上の建設段階に入って 5 年間経過した時点で、補償基準が未妥結または工事が未着手の事業
- ii 予算上の建設段階に入って 10 年間経過した時点で、継続中の事業
- iii 予算上で実施計画調査の段階にあるもので、5 年間経過した事業
- iv 再評価実施後 5 年間経過した事業  
(直轄ダム・水資源機構ダムは 2010 年度から 3 年間経過した事業)
- v 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

評価対象事業は、事務局(地方整備局と都道府県)に設置された評価監視委員会の審議を受けることになっているが、その実態はいくつかのダム事業をわずか一回の会議で審議するもので、事務局の評価案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっている。

#### 4 与党三党の中止勧告(2000 年度)

2000 年 8 月末に自民・公明・保守党は政府に 233 の公共事業の中止を勧告した。与党の見直し基準は次のとおりである。ただし、この基準に該当する事業がすべて勧告対象に含まれているわけではなく、勧告対象を選ぶに当たって、与党と主管官庁との間で調整があったと考えられる。

- i 採択後 5 年以上経過して未着工の事業
- ii 完成予定から 20 年経過して未完成の事業
- iii 政府の公共事業再評価制度で休止とされている事業
- iv 実施計画調査の着手後、10 年以上経過して未採択の事業

この勧告を受けて、各事業者(各地方整備局と都道府県)がそれぞれの事業評価監視委員会に諮問を行い、その答申により、中止等の措置をとられた。

ダム事業の中止勧告：34 ダム(生活貯水池を除く)

直轄ダム 12、公団ダム 2 (ただし、思川開発は分水の中止)、補助ダム 20

そのうち、直轄の清津川ダム(新潟)、山鳥坂ダム(愛媛)を除く 32 ダムは 2001 年度から中止、

清津川ダムは 2003 年度から中止

山鳥坂ダムは中止されず、ダム検証で 2013 年 1 月に事業継続となった。

#### 5 行政が関わったダム見直し(2000 年～)

##### (1) 長野県の脱ダム宣言

田中康夫長野県知事が2001年2月に「脱ダム」宣言を行い、長野県営ダムの中止方針を発表した。そして、県営ダムごとに治水・利水等ダム検討委員会が設置され、ダムの必要性について議論が積み重ねられた。対象になったダムは次のとおりである。

信濃川水系 浅川ダム、清川治水ダム、角間ダム、黒沢ダム

天竜川水系 下諏訪ダム、駒沢ダム、蓼科ダム、郷土沢ダム

浅川ダムは村井仁知事になって推進の方針に変わり、現在、本体工事中。

下諏訪ダム、蓼科ダム、清川治水ダムは2004年度から、郷土沢ダムは2010年度から、黒沢ダム、駒沢ダムは2013年度から中止になった。

角間ダムはダム検証の対象となっているが、中止になる可能性が高い。

田中知事時代には大仏（おおぼとけ）ダム（信濃川水系碓氷川（すすきがわ））が2000年に中止されている。

田中知事時代には9つのダム事業があったが、脱ダム宣言により、浅川ダムを除く8ダムは中止されたか、中止の方向にある。

## （２） 淀川水系流域委員会

2003年1月 淀川水系流域委員会がダムを原則として建設しない提言を提出

2005年7月 近畿地方整備局が淀川水系5ダムの方針を発表

川上ダム、丹生ダム、天瀬川ダム再開発は実施する。

大戸川ダム、余野川ダムは当面実施しない。

2007年8月 近畿地方整備局が淀川水系河川整備計画原案を発表

川上ダム、大戸川ダム、天瀬川ダム再開発は実施する。

丹生ダムは最適案を検討するため、調査検討を行う。

余野川ダムは実施時期を検討する。

2008年4月 淀川水系流域委員会が原案に対する意見書を提出

「川上ダム、大戸川ダム、天瀬川ダム再開発、丹生ダムの実施を河川整備計画に位置付けることは適切ではない。」

2009年3月 近畿地方整備局が淀川水系河川整備計画を策定（原案とほぼ同じ）

### 対象5ダムの現状

余野川ダム：2008年に国交省が中止方針、2011年12月13日にダム基本計画を廃止

天瀬川ダム再開発：2013年7月に放流トンネル工事に着手（2015年度末完成予定）

川上ダム：ダム検証で2014年8月に事業継続が決定

丹生ダム：2014年1月に中止の方針が示された（中止の理由：利水は水需要の減少、治水は河川整備の方がはるかに安上がり）。

大戸川ダム：ダム検証の対象であるが、2011年1月に検討の場「第1回幹事会」が開かれたままとなっている。

### **(3) 川辺川ダムが中止へ**

2000年4月に就任した潮谷義子・熊本県知事は川辺川ダム計画に懐疑的な姿勢を示し続けた。この知事の姿勢と、球磨川流域での反対運動の盛り上がり、住民討論集会での白熱した議論の展開、川辺川農業利水裁判の控訴審での勝訴、漁業権等に関する収用委員会での闘いなどにより、川辺川ダム中止の機運が大いに高まった。

2008年8月には、ダムサイト予定地である相良村の徳田正臣村長と、川辺川ダムの最大の受益地とされていた人吉市の田中信孝市長が相次いで川辺川ダム反対の意思を表明した。それを受けて同年9月に蒲島郁夫・熊本県知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を求めた。

2009年9月に前原誠司国交大臣が川辺川ダムの中止方針を発表した。

ただし、国・県・関係市町村で構成する「ダムによらない治水を検討する場」幹事会で2012年11月に九州地方整備局が示した代替案では、人吉市付近の治水安全度は1/5～1/10程度しか確保されておらず、川辺川ダムなしの球磨川水系河川整備計画は策定の見通しが立っていない。川辺川ダム計画なしの整備計画が策定されてから、川辺川ダム基本計画の廃止の手続きが取られるので、法的には川辺川ダムはまだ中止されていない。

## **6 ダム検証（2010年度～）**

### **(1) ダム検証の経過**

2009年9月の政権交代に伴い、全国で事業中のダムの検証を行うことになり、同年11月に国土交通省に「今後の治水のあり方に関する有識者会議」が設置され、同有識者会議がダム検証の手順と基準を定めることになった。しかし、委員9人から成る同有機者会議はダム懐疑派の専門家が一切排除されたこと、さらに非公開の会議であったことにより、その後、国土交通省の思惑通りにダム事業推進の方向に進むことになった。

2010年9月27日に同有識者会議は、ダム事業見直しの評価基準や検証手続きに関する「中間とりまとめ」を国土交通大臣に提出した。この「中間取りまとめ」に基づいて作成された「再評価実施要領細目」に沿ってダム事業の検証を行うことを翌日、9月28日に国土交通大臣は各地方整備局に指示し、道府県知事に要請した。これにより、本体工事着手済みのダム事業等を除き、全国で84のダム事業の検証が行われることになった。

2011年3月からダム事業者の検証報告が上記の有識者会議にかけられ、その答申を受けて、国交省が対象ダムについて継続または中止の方針を決定してきている。

### **(2) ダム検証の当初からの問題点**

#### **① 多くのダム事業を検証対象から除外**

ダム検証では、本体工事着手済み。本体工事駆け込み契約、既存施設機能増強のダム事業を対象外としたため、早々に約60のダム計画に事業推進のお墨付きを与えてしまった。

・本体工事駆け込み契約：新内海ダム（香川県）、路木ダム（熊本県）、浅川ダム（長野

県)等

- ・ 本体工事着手済み：当別ダム（北海道）、湯西川ダム（関東地方整備局）等
- ・ 既存施設機能増強：天ヶ瀬ダム再開発（近畿地方整備局）、鹿野川ダム改造（四国地方整備局）等

## ② 検証対象ダムの工事継続

（ダム工事が次の段階に移行しない範囲で、工事継続を容認）

- ・ ダムが中止になれば、明らかに不要となる工事を続行

例 成瀬ダム（秋田県 直轄ダム）：転流工の工事を続行

川上ダム（三重県 水機構ダム）：転流工の工事を続行

思川開発（栃木県、水機構ダム）：転流工の工事を続行

## （３） ダム検証の経過

### ① 現在までの検証結果

2014年10月31日現在までのダム検証結果は下表のとおりである。検証終了ダム68ダムのうち、47ダムが継続、21ダムが中止になっている。中止ダムは補助ダムが多い。残り16ダムは検証中である。

ダムの検証状況（2014年10月末現在）

|              | 検証対象ダム | 検証終了ダム |    | 検証中のダム |
|--------------|--------|--------|----|--------|
|              |        | 推進     | 中止 |        |
| 直轄ダム・水資源機構ダム | 31     | 19     | 5  | 7      |
| 道府県ダム(補助ダム)  | 53     | 28     | 16 | 9      |
| 計            | 84     | 47     | 21 | 16     |

（検証終了ダム：国交省の対応方針が出たダム事業）

### ② 中止ダムの内容

検証終了ダムのうち、中止ダムの割合が31%あるが、このことはダム検証に意味があったことを示すものではない。ダム検証で中止となったダムの最近の予算額を見ると、ゼロか数千万円以下にとどまっていた、もともと事業推進の意欲が低いものが多い。

すなわち、ほとんどはダム事業者の意向によって中止になったのであって、適切な検証が行われた結果によるものではない。

ダム検証といっても、その内容はダム案が圧倒的に有利となる枠組みの中でダム案と非ダム案の比較を行うものであるから、ダム事業者がダム見直しの意図を持っていない限り、中止の検証結果が出ることは期待できないものである。

例外と言えるのは、兵庫県の武庫川ダム、熊本県の五木ダム、滋賀県の北川ダムである。武庫川ダムと五木ダムは流域の運動の高まり、北川ダムは嘉田由紀子知事のリーダーシップによって中止になった。

### ③ 検証が終了した注目ダムはほとんどが継続へ

検証が終了した注目ダムはほとんどが継続となっている。

継続となったダム

直轄ダム：八ッ場ダム、足羽川ダム、サンルダム、立野ダム、平取ダム、成瀬ダム、  
山鳥坂ダム、設楽ダム、川上ダム、霞ヶ浦導水事業

補助ダム：五ヶ山ダム、最上小国川ダム、築川ダム、厚幌ダム、安威川ダム、内ヶ  
谷ダム、石木ダム、平瀬ダム

### ④ 検証中の注目ダム

現在、検証が行われている注目ダムは次のとおりである。

直轄ダム：利賀ダム、大戸川ダム、城原川ダム

水資源機構ダム：思川開発、丹生ダム（中止の見込み）、木曽川水系連絡導水路

補助ダム：増田川ダム、倉渕ダム、角間ダム

この補助ダムの三つはダム事業者の意向で中止になる可能性が高い。

## 7 今までの中止ダム

国交省関連で今まで中止になったダムの数とダム名を表1と表2に示す。

中止されたダムは直轄・水資源機構ダムが33、補助ダムが104で、計137ダムである。

#### 本体工事に着手したが、中止になったダムの例 「大阪府の榎尾川ダム」

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 2009年5月 | 本体工事契約（約31億円）<br>上部工の工事（堤体より上の法面の伐採工事）、パイロット道路、防災工事 |
| 2010年2月 | 本体工事を中断して事業を検証                                      |
| 2011年2月 | ダム事業中止の決定                                           |
| 2013年秋  | ダム本体の工事業者に1億5000万円の違約金を支払うことで決着                     |

#### 〔参考1〕 ダム予算の推移

全国のダム予算の推移を表3、推進ダムの最近4カ年の予算を表4に示す。

#### 〔参考2〕 平成21年度に計画中・事業中であったダムの状況

直轄ダム・水資源機構ダムの状況を表5、補助ダムの状況を表6（1）、（2）に示す。



中止になったダムの数（国土交通省関係）

(2014年11月現在)

| 中止年     | 直轄・水機構<br>ダム | 補助ダム | 計   |
|---------|--------------|------|-----|
| 1996 年度 | 2            | 2    | 4   |
| 1997 年度 | 0            | 6    | 6   |
| 1998 年度 | 0            | 7    | 7   |
| 1999 年度 | 0            | 0    | 0   |
| 2000 年度 | 12           | 35   | 47  |
| 2001 年度 | 0            | 8    | 8   |
| 2002 年度 | 6            | 8    | 14  |
| 2003 年度 | 4            | 6    | 10  |
| 2004 年度 | 1            | 2    | 3   |
| 2005 年度 | 0            | 6    | 6   |
| 2006 年度 | 0            | 4    | 4   |
| 2007 年度 | 0            | 2    | 2   |
| 2008 年度 | 1            | 1    | 2   |
| 2009 年度 | 1            | 1    | 2   |
| 2010 年度 | 1            | 1    | 2   |
| 2011 年度 | 0            | 1    | 1   |
| 2012 年度 | 2            | 5    | 7   |
| 2013 年度 | 2            | 8    | 10  |
| 2014 年度 | 0            | 1    | 1   |
| 2015 年度 | 1            | 0    | 1   |
| 計       | 33           | 104  | 137 |

| 中止年     | ダム | 生活貯水池 | 計   |
|---------|----|-------|-----|
| 1996 年度 | 4  | 0     | 4   |
| 1997 年度 | 3  | 3     | 6   |
| 1998 年度 | 4  | 3     | 7   |
| 1999 年度 | 0  | 0     | 0   |
| 2000 年度 | 33 | 14    | 47  |
| 2001 年度 | 3  | 5     | 8   |
| 2002 年度 | 12 | 2     | 14  |
| 2003 年度 | 8  | 2     | 10  |
| 2004 年度 | 1  | 2     | 3   |
| 2005 年度 | 6  | 0     | 6   |
| 2006 年度 | 2  | 2     | 4   |
| 2007 年度 | 2  | 0     | 2   |
| 2008 年度 | 2  | 0     | 2   |
| 2009 年度 | 1  | 1     | 2   |
| 2010 年度 | 1  | 1     | 2   |
| 2011 年度 | 0  | 1     | 1   |
| 2012 年度 | 5  | 2     | 7   |
| 2013 年度 | 6  | 4     | 10  |
| 2014 年度 | 1  | 0     | 1   |
| 2015 年度 | 1  | 0     | 1   |
| 計       | 95 | 42    | 137 |

中止になったダム事業（国土交通省関連）

(2014年11月現在)

|                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1997年度から<br>〔直轄事業〕<br>日橋川上流総合開発(福島)<br>稲戸井調節池総合開発(茨城)<br><br>〔補助事業〕<br>水原ダム(福島)<br>伊久留川ダム(山形)                                                                                                                           | 1998年度から<br>〔補助事業〕<br>日野沢ダム(岩手)<br>乱川ダム(山形)<br>満名ダム(沖縄)<br>明戸生活貯水池(岩手)<br>芋川生活貯水池(新潟)<br>仁井田生活貯水池(高知)                                                                                                                                                                                | 1999年度から<br>〔補助事業〕<br>白老ダム(北海道)<br>丸森ダム(宮城)<br>河内ダム(石川)<br>所司原ダム(石川)<br>トマム生活貯水池(北海道)<br>梅津生活貯水池(長崎)<br>七ツ割生活貯水池(熊本)                                                                                                                                            |
| 2000年度から<br>〔直轄事業〕<br>千歳川放水路事業(北海道)<br>ただし、河川事業                                                                                                                                                                         | 2001年度から(続)<br>〔補助事業〕<br>松倉ダム(北海道)<br>長木ダム(秋田)<br>北本内ダム(岩手)<br>新月ダム(宮城)<br>久慈川ダム(福島)<br>緒川ダム(茨城)<br>小森川ダム(埼玉)<br>片貝川ダム(富山)<br>大野ダム(埼玉)<br>追原ダム(千葉)<br>芦川ダム(山梨)<br>羽茂川ダム(新潟)<br>大仏ダム(長野)<br>飛鳥ダム(奈良)<br>関川ダム(広島)<br>中部ダム(鳥取)                                                          | 2002年度から<br>〔補助事業〕<br>外面ダム(福島)<br>百瀬ダム(富山)<br>宮川内谷川総合開発(徳島)<br>雄川生活貯水池(群馬)<br>笹子生活貯水池(山梨)<br>片川生活貯水池(三重)<br>美里生活貯水池(和歌山)<br>黒谷生活貯水池(徳島)                                                                                                                         |
| 2001年度から<br>〔直轄事業〕<br>川古ダム(群馬)<br>印旛沼総合開発(千葉)<br>江戸川総合開発(東京)<br>荒川第二調節池総合開発(埼玉)<br>木曾川導水(愛知)<br>矢作川河口堰(愛知)<br>細川内ダム(徳島)<br>矢田ダム(大分)<br>猪牟田ダム(大分)<br>高遊原地下浸透ダム(熊本)<br><br>〔公団事業〕<br>平川ダム(群馬)<br>思川開発(栃木)<br>〔大谷川分水・行川ダム〕 | 木屋川ダム(山口)<br>多治川ダム(香川)<br>寒田ダム(福岡)<br>轟ダム(長崎)<br>白水ダム(沖縄)<br>黒沢生活貯水池(岩手)<br>正善寺生活貯水池(新潟)<br>池川生活貯水池(富山)<br>大村川生活貯水池(三重)<br>桂畑生活貯水池(三重)<br>手洗生活貯水池(宮崎)<br>アザ力生活貯水池(沖縄)<br>渡嘉敷生活貯水池(沖縄)<br>中野川生活貯水池(新潟)<br>山神生活貯水池再開発(福岡)<br>赤木生活貯水池(熊本)<br>竹尾生活貯水池(山口)<br>北松野生活貯水池(静岡)<br>丹南生活貯水池(兵庫) | 2003年度から<br>〔直轄事業〕<br>小川原湖総合開発事業(青森)<br>渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等)<br>清津川ダム(新潟)<br>紀伊丹生川ダム(和歌山)<br>高梁川総合開発事業(岡山)<br><br>〔公団事業〕<br>栗原川ダム(群馬)<br><br>〔補助事業〕<br>入川ダム(新潟)<br>湯道丸ダム(富山)<br>黒川ダム(富山)<br>伊勢路川ダム(三重)<br>南丹ダム(京都)<br>中山川ダム(愛媛)<br>大谷原川生活貯水池(茨城)<br>大原川生活貯水池(岡山) |
| 2004年度から<br>〔直轄事業〕<br>土器川総合開発(香川)<br>座津武ダム(沖縄)<br><br>〔公団事業〕<br>戸倉ダム(群馬)                                                                                                                                                | 〔補助事業〕<br>東大芦川ダム(栃木)<br>佐梨川ダム(新潟)<br>釈迦院ダム(熊本)<br>新田川ダム(福島)<br>磯崎ダム(青森)<br>高浜生活貯水池(熊本)<br>三用川生活貯水池(新潟)<br>倉渚ダム(群馬)〔凍結〕                                                                                                                                                               | 2005年度から<br>〔直轄事業〕<br>木曾川流水総合改善事業(岐阜)<br><br>〔補助事業〕<br>西万倉生活貯水池(山口)<br>福田川生活貯水池(京都)                                                                                                                                                                             |
| 2006年度から<br>〔補助事業〕<br>清瀬ダム(福岡)<br>中村ダム(青森)<br>真木ダム(秋田)<br>下諏訪ダム(長野)<br>蓼科ダム(長野)<br>清川治水ダム(長野)                                                                                                                           | 2007年度から<br>〔補助事業〕<br>姫戸ダム(熊本)<br>吹山ダム(宮崎)<br>大室川生活貯水池(栃木)<br>八鹿生活貯水池(兵庫)                                                                                                                                                                                                            | 2008年度から<br>〔補助事業〕<br>男川ダム(愛知)<br>村松ダム(長崎)                                                                                                                                                                                                                      |
| 2009年度から<br>〔直轄事業〕<br>余野川ダム(大阪)<br><br>〔補助事業〕<br>芹谷ダム(滋賀)                                                                                                                                                               | 2010年度から<br>〔直轄事業〕<br>上矢作川ダム(岐阜)<br><br>〔補助事業〕<br>郷士沢生活貯水池(長野)                                                                                                                                                                                                                       | 2011年度から<br>〔補助事業〕<br>奥間ダム(沖縄)                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2012年度から<br>〔直轄事業〕<br>七滝ダム(熊本)<br>吾妻川上流総合開発(群馬)<br><br>〔補助事業〕<br>大和沢ダム(青森)<br>大多喜ダム(千葉)<br>武庫川ダム(兵庫)<br>奥戸生活貯水池(青森)<br>大谷川生活貯水池(岡山)                                                                                     | 2013年度から<br>〔直轄事業〕<br>戸草ダム(長野)<br>荒川上流ダム再開発(埼玉)<br><br>〔補助事業〕<br>タイ原ダム(沖縄)<br>常浪川ダム(新潟)<br>北川ダム(滋賀)<br>五木ダム(熊本)<br>晒川生活貯水池(新潟)<br>黒沢生活貯水池(長野)<br>駒沢生活貯水池(長野)<br>柴川生活貯水池(徳島)                                                                                                          | 2014年度から<br>〔補助事業〕<br>猿川ダム(佐賀)<br><br>2015年度から<br>〔直轄事業〕<br>利根川上流ダム群再編(群馬)                                                                                                                                                                                      |

〔注〕生活貯水池

山間部や半島部、島しょ部などの局地的な治水対策、利水対策を目的として、昭和63年に創設された小規模ダム建設のための国の補助事業。通常のダムに比較して小規模(有効貯水容量が概ね100万立方メートル以下)のダム

表3 全国のダム予算の推移

(億円)

|              | 平成17<br>年度 | 平成18<br>年度 | 平成19<br>年度 | 平成20<br>年度 | 平成21<br>年度 | 平成22<br>年度 | 平成23<br>年度 | 平成24<br>年度 | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 直轄ダム・水資源機構ダム | 3,187      | 3,181      | 3,092      | 3,001      | 2,875      | 2,362      | 2,279      | 1,804      | 1,845      | 1,867      |
| 補助ダム         | 1,169      | 1,092      | 1,043      | 869        | 921        | 772        | 689        | 661        | 545        | 545        |
| 計            | 4,356      | 4,274      | 4,135      | 3,870      | 3,795      | 2,948      | 2,802      | 2,364      | 2,246      | 2,246      |

〔注1〕利水者負担金を含む予算を示す。ただし、平成17～21年度の補助ダムの利水負担金は推定で加算した。

〔注2〕直轄ダム・水資源機構ダムの予算は直轄堰堤改良事業と直轄堰維持事業を含む。

〔注3〕2013年度までの総会資料の同表における平成22年度以降の直轄・水機構ダムの数字は過小であったので、差し換える。

表4 推進ダムの最近4カ年の予算  
(ダム検証により事業継続の国交省方針が出たダムの予算状況(特に注目すべきダム))

| 事業主体   | 事業施設名             | 当初予算(百万円) |        |        |        | 2009年度時点の<br>事業段階 | 国交省の方針決定   |
|--------|-------------------|-----------|--------|--------|--------|-------------------|------------|
|        |                   | 平成23年度    | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |                   |            |
| 北海道開発局 | サンルダム             | 1,057     | 409    | 3,046  | 3,336  | 生活再建工事            | 2012/11/12 |
| 北海道開発局 | 沙流川総合開発<br>(平取ダム) | 391       | 611    | 3,372  | 4,641  | 生活再建工事            | 2013/1/25  |
| 東北地整   | 成瀬ダム              | 1,960     | 1,015  | 3,734  | 4,292  | 転流工工事             | 2013/1/25  |
| 関東地整   | 霞ヶ浦導水             | 607       | 548    | 449    | 422    | (工事中)             | 2014/8/25  |
| 関東地整   | 八ッ場ダム             | 15,284    | 11,678 | 9,752  | 9,931  | 転流工工事             | 2011/12/22 |
| 中部地整   | 設楽ダム              | 3,450     | 9,999  | 8,779  | 3,514  | 生活再建工事            | 2014/4/25  |
| 中部地整   | 新丸山ダム             | 532       | 710    | 1,114  | 2,346  | 生活再建工事            | 2013/8/1   |
| 近畿地整   | 足羽川ダム             | 525       | 460    | 3,688  | 4,806  | 調査・地元説明           | 2012/7/23  |
| 水資源機構  | 川上ダム              | 1,010     | 1,520  | 1,579  | 783    | 転流工工事             | 2014/8/25  |
| 四国地整   | 山鳥坂ダム             | 201       | 135    | 1,776  | 3,044  | 調査・地元説明           | 2013/1/28  |
| 九州地整   | 立野ダム              | 371       | 478    | 2,832  | 3,450  | 生活再建工事            | 2012/12/6  |
| 北海道    | 厚幌ダム              | 264       | 2,418  | 3,660  | 4,282  | 生活再建工事            | 2011/8/26  |
| 山形県    | 最上小国川ダム           | 100       | 550    | 550    | 236    | 調査・地元説明           | 2011/8/12  |
| 岐阜県    | 内ヶ谷ダム             | 99        | 448    | 1,142  | 1,142  | 生活再建工事            | 2012/.6/11 |
| 大阪府    | 安威川ダム             | 4,000     | 1,885  | 2,750  | 5,000  | 生活再建工事            | 2012/.6/11 |
| 山口県    | 平瀬ダム              | 977       | 532    | 934    | 1,535  | 転流工工事             | 2012/7/30  |
| 長崎県    | 石木ダム              | 297       | 300    | 840    | 1,490  | 生活再建工事            | 2012/.6/11 |

表5 直轄ダム・水資源機構ダム（平成21年度に計画・事業中であったダムの状況）

（平成26年10月末現在）

|    | 事業主体   | 事業施設名             | 総貯水容量<br>(千m <sup>3</sup> ) | 事業費<br>(億円) | 平成20年度<br>末までの事<br>業費進捗率<br>(%) | 当初予算（百万円）  |            |            |            |            |            | 平成21年度時点の<br>事業段階 | 事業者<br>の検証<br>結果 | 有識者会議          |    | 国文省の方針<br>決定 |
|----|--------|-------------------|-----------------------------|-------------|---------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------------|------------------|----------------|----|--------------|
|    |        |                   |                             |             |                                 | 平成21年<br>度 | 平成22年<br>度 | 平成23年<br>度 | 平成24年<br>度 | 平成25年<br>度 | 平成26年<br>度 |                   |                  |                |    |              |
| 1  | 九州地整   | 七滝ダム              | (未定)                        | (未定)        | —                               | 17         | 17         | 33         | —          | —          | —          | 調査・地元説明           | 中止               | 2011/3/1       | 追認 | 2011/5/19    |
| 2  | 関東地整   | 吾妻川上流総合開発         | (未定)                        | (未定)        | —                               | 100        | 55         | 41         | —          | —          | —          | 調査・地元説明           | 中止               | 2011/9/26      | 追認 | 2011/10/27   |
| 3  | 関東地整   | ハツ場ダム             | 107,500                     | 4,600       | 70                              | 22,500     | 15,450     | 15,284     | 11,678     | 9,752      | 9,931      | 転流工工事             | 推進               | 2011/12/1,12/7 | 追認 | 2011/12/22   |
| 4  | 近畿地整   | 足羽川ダム             | 28,700                      | 1,450       | 8                               | 1,314      | 701        | 525        | 460        | 3,688      | 4,806      | 調査・地元説明           | 推進               | 2012/6/26      | 追認 | 2012/7/23    |
| 5  | 九州地整   | 大分川ダム             | 24,000                      | 967         | 48                              | 2,900      | 1,556      | 1,418      | 1,666      | 4,526      | 5,179      | 転流工工事             | 推進               | 2012/7/11      | 追認 | 2012/7/30    |
| 6  | 中部地整   | 三峰川総合開発(戸草ダム)     | 61,000                      | 下記№371に含む   |                                 |            |            | —          | —          | —          | —          | 調査・地元説明           | 中止               | 2012/10/29     | 追認 | 2012/11/12   |
| 7  | 北海道開発局 | サンルダム             | 57,200                      | 528         | 47                              | 2,370      | 1,166      | 1,057      | 409        | 3,046      | 3,336      | 生活再建工事            | 推進               | 2012/10/29     | 追認 | 2012/11/12   |
| 8  | 水資源機構  | 小石原川ダム            | 40,000                      | 1,960       | 10                              | 8,200      | 2,800      | 1,110      | 1,110      | 7,208      | 8,240      | 生活再建工事            | 推進               | 2012/11/22     | 追認 | 2012/12/6    |
| 9  | 関東地整   | 荒川上流ダム再開発         | (未定)                        | (未定)        | —                               | 28         | 11         | 22         | 25         | —          | —          | 調査・地元説明           | 中止               | 2012/11/22     | 追認 | 2012/12/6    |
| 10 | 九州地整   | 立野ダム              | 10,100                      | 425         | 95                              | 553        | 418        | 371        | 478        | 2,832      | 3,450      | 生活再建工事            | 推進               | 2012/11/22     | 追認 | 2012/12/6    |
| 11 | 北海道開発局 | 沙流川総合開発(平取ダム)     | 45,800                      | 1,313       | 71                              | 2,100      | 399        | 391        | 611        | 3,372      | 4,641      | 生活再建工事            | 推進               | 2012/12/17     | 追認 | 2013/1/25    |
| 12 | 東北地整   | 成瀬ダム              | 78,700                      | 1,530       | 14                              | 2,290      | 2,726      | 1,960      | 1,015      | 3,734      | 4,292      | 転流工工事             | 推進               | 2012/12/17     | 追認 | 2013/1/25    |
| 13 | 北海道開発局 | 幾春別川総合開発 新桂沢ダム    | 147,300                     | 835         | 43                              | 5,444      | 2,405      | 823        | 947        | 3,081      | 2,728      | 転流工工事             | 推進               | 2013/1/22      | 追認 | 2013/1/28    |
| 14 |        | 幾春別川総合開発 三笠ぼんべつダム | 8,620                       |             |                                 |            |            |            |            |            |            | 転流工工事             | 推進               | 2013/1/22      | 追認 | 2013/1/28    |
| 15 | 四国地整   | 山鳥坂ダム             | 24,900                      | 850         | 20                              | 1,244      | 558        | 201        | 135        | 1,776      | 3,044      | 調査・地元説明           | 推進               | 2013/1/22      | 追認 | 2013/1/28    |
| 16 | 四国地整   | 中筋川総合開発(横瀬川ダム)    | 7,300                       | 400         | 31                              | 1,711      | 844        | 558        | 773        | 1,645      | 1,970      | 転流工工事             | 推進               | 2013/1/22      | 追認 | 2013/1/28    |
| 17 | 中部地整   | 新丸山ダム             | 146,350                     | 1,800       | 34                              | 2,225      | 930        | 532        | 710        | 1,114      | 2,346      | 生活再建工事            | 推進               | 2013/7/23      | 追認 | 2013/7/31    |
| 18 | 九州地整   | 本明川ダム             | 8,600                       | 780         | —                               | 349        | 253        | 127        | 125        | 135        | 851        | 調査・地元説明           | 推進               | 2013/8/8       | 追認 | 2013/8/23    |
| 19 | 東北地整   | 鳥海ダム              | (未定)                        | (未定)        | —                               | 330        | 290        | 209        | 255        | 257        | 975        | 調査・地元説明           | 推進               | 2013/8/8       | 追認 | 2013/8/23    |
| 20 | 東北地整   | 鳴瀬川総合開発           | (未定)                        | (未定)        | —                               | 155        | 155        | 175        | 263        | 247        | 1,045      | 調査・地元説明           | 推進※              | 2013/8/8       | 追認 | 2013/8/23    |

※鳴瀬川総合開発として計画されていた田川ダムは中止し、宮城県の間砂子ダム計画の規模を拡大して鳴瀬川総合開発事業として推進する。（宮城県の間砂子ダム計画は中止）

|    |         |                  |         |        |    |         |         |         |         |         |         |           |               |           |       |           |          |
|----|---------|------------------|---------|--------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------------|-----------|-------|-----------|----------|
| 21 | 中部地整    | 設楽ダム             | 9,800   | 2,070  | 11 | 1,990   | 2,766   | 3,450   | 9,999   | 8,779   | 3,514   | 生活再建工事    | 推進            | 2014/4/22 | 追認    | 2014/4/25 |          |
| 22 | 関東地整    | 霞ヶ浦導水            | —       | 1,900  | 76 | 920     | 650     | 607     | 548     | 449     | 422     | (工事中)     | 推進            | 2014/8/6  | 追認    | 2014/8/25 |          |
| 23 | 水資源機構   | 川上ダム             | 33,000  | 850    | 66 | 3,800   | 1,700   | 1,010   | 1,520   | 1,579   | 783     | 転流工工事     | 推進            | 2014/8/6  | 追認    | 2014/8/25 |          |
| 24 | 関東地整    | 利根川上流ダム群再編       | (未定)    | (未定)   | —  | 200     | 80      | 53      | 51      | 53      | 53      | 調査・地元説明   | 中止            | 2014/8/6  | 追認    | 2014/8/25 |          |
| 25 | 北陸地整    | 利賀ダム             | 31,100  | 1,150  | 27 | 2,212   | 1,875   | 1,592   | 1,756   | 1,836   | 2,002   | 生活再建工事    | 検証中           |           |       |           |          |
| 26 | 近畿地整    | 大戸川ダム            | 33,600  | 740    | 83 | 500     | 773     | 602     | 1,135   | 1,541   | 1,334   | 生活再建工事    |               |           |       |           |          |
| 27 | 九州地整    | 筑後川水系ダム群連携       | —       | (未定)   | —  | 150     | 73      | 80      | 81      | 88      | 81      | 調査・地元説明   |               |           |       |           |          |
| 28 | 九州地整    | 城原川ダム            | (未定)    | (未定)   | —  | 255     | 95      | 96      | 96      | 105     | 98      | 調査・地元説明   |               |           |       |           |          |
| 29 | 水資源機構   | 思川開発〔南摩ダム〕       | 51,000  | 1,850  | 40 | 9,500   | 4,044   | 730     | 1,170   | 1,472   | 1,900   | 転流工工事     |               |           |       |           |          |
| 30 | 水資源機構   | 丹生ダム             | 150,000 | 1,100  | 50 | 620     | 360     | 340     | 320     | 287     | 413     | 生活再建工事    |               |           |       |           |          |
| 31 | 水資源機構   | 木曽川水系連絡導水路       | —       | 890    | 10 | 1,800   | 500     | 350     | 290     | 263     | 273     | (調査中)     |               |           |       |           |          |
| 32 | 九州地整    | 川辺川ダム            | 133,000 | 2,650  | 80 | 2,100   | 1,650   | 1,483   | 2,409   | 427     | 427     | 転流工工事済み   | 中止方針のため、検証対象外 |           | 検証対象外 |           |          |
| 33 | 北海道開発局  | 夕張シューパロダム        | 427,000 | 1,470  | 71 | 5,450   | 7,698   | 9,935   | 8,536   | 1,537   | 697     | 本体工事      |               |           |       |           |          |
| 34 | 東北地整    | 津軽ダム             | 140,900 | 1,620  | 36 | 6,010   | 10,177  | 15,926  | 19,251  | 15,104  | 13,665  | 本体工事      |               |           |       |           |          |
| 35 | 中部地整    | 三峰川総合開発〔美和ダム再開発〕 | 34,300  | 1,080  | 49 | 555     | 368     | 623     | 727     | 429     | 547     | 既存施設の機能増強 |               |           |       |           |          |
| 36 | 中部地整    | 天竜川ダム再編          | 343,000 | 790    | 4  | 965     | 956     | 2,078   | 2,160   | 621     | 487     | 既存施設の機能増強 |               |           |       |           |          |
| 37 | 近畿地整    | 天ヶ瀬ダム再開発         | 26,280  | 330    | 21 | 135     | 351     | 1,427   | 5,035   | 5,542   | 6,613   | 既存施設の機能増強 |               |           |       |           |          |
| 38 | 四国地整    | 長安ロダム改造          | 54,278  | 400    | 8  | 1,011   | 1,417   | 2,977   | 4,598   | 4,788   | 4,031   | 既存施設の機能増強 |               |           |       |           |          |
| 39 | 四国地整    | 鹿野川ダム改造          | 48,200  | 420    | 10 | 1,640   | 1,609   | 3,392   | 3,985   | 7,324   | 8,970   | 既存施設の機能増強 |               |           |       |           |          |
| 40 | 九州地整    | 鶴田ダム再開発          | 123,000 | 460    | 6  | 1,006   | 3,220   | 5,102   | 8,358   | 10,734  | 12,622  | 既存施設の機能増強 |               |           |       |           |          |
| 41 | 水資源機構   | 武蔵水路改築           | —       | 700    | 10 | 1,550   | 4,200   | 8,060   | 8,846   | 10,169  | 14,700  | 既存施設の機能増強 |               |           |       |           |          |
| 42 | 東北地整    | 胆沢ダム             | 143,000 | 2,440  | 66 | 22,837  | 18,494  | 16,230  | 14,430  | 5,483   | —       | 本体工事      | 検証対象外         |           |       |           | 平成25年度完成 |
| 43 | 沖縄総合事務局 | 沖縄東部河川総合開発 億首ダム  | 8,560   | 850    | 72 | 5,418   | 6,110   | 7,724   | 2,339   | 2,489   | —       | 本体工事      |               |           |       |           | 平成25年度完成 |
| 44 | 関東地整    | 湯西川ダム            | 75,000  | 1,840  | 58 | 15,600  | 21,937  | 34,959  | —       | —       | —       | 本体工事      |               |           |       |           | 平成24年度完成 |
| 45 | 近畿地整    | 大滝ダム             | 84,000  | 3,640  | 95 | 5,254   | 3,791   | 6,131   | 2,298   | —       | —       | 本体工事      |               |           |       |           | 平成24年度完成 |
| 46 | 水資源機構   | 大山ダム             | 19,600  | 1,400  | 54 | 9,300   | 10,000  | 9,140   | 2,460   | —       | —       | 本体工事      |               |           |       |           | 平成24年度完成 |
| 47 | 東北地整    | 森吉山ダム            | 78,100  | 1,750  | 95 | 3,150   | 1,971   | 2,382   | —       | —       | —       | 本体工事      |               |           |       |           | 平成23年度完成 |
| 48 | 中国地整    | 殿ダム              | 12,400  | 950    | 62 | 8,455   | 13,913  | 8,559   | —       | —       | —       | 本体工事      |               |           |       |           | 平成23年度完成 |
| 49 | 九州地整    | 嘉瀬川ダム            | 71,000  | 1,780  | 82 | 16,798  | 11,548  | 3,127   | —       | —       | —       | 本体工事      |               |           |       |           | 平成23年度完成 |
| 50 | 中国地整    | 尾原ダム             | 60,800  | 1,510  | 68 | 10,360  | 13,008  | —       | —       | —       | —       | 本体工事      |               |           |       |           | 平成23年度完成 |
| 51 | 中国地整    | 志津見ダム            | 50,600  | 1,450  | 84 | 4,371   | 3,086   | —       | —       | —       | —       | 本体工事      |               |           |       |           | 平成23年度完成 |
| 52 | 東北地整    | 長井ダム             | 51,000  | 1,600  | 85 | 12,107  | 2,416   | —       | —       | —       | —       | 本体工事      | 平成22年度完成      |           |       |           |          |
| 53 | 中部地整    | 横山ダム再開発          | 40,000  | 360    | 84 | 2,000   | 1,244   | —       | —       | —       | —       | 既存施設の機能増強 | 平成22年度完成      |           |       |           |          |
| 54 | 沖縄総合事務局 | 大保ダム             | 20,050  | 1,370  | 69 | 1,052   | 255     | —       | —       | —       | —       | 本体工事      | 平成22年度完成      |           |       |           |          |
| 55 | 沖縄総合事務局 | 奥間ダム             | 3,550   |        |    |         |         | —       | —       | —       | —       | 調査・地元説明   | 平成22年11月中止決定  |           |       |           |          |
| 56 | 水資源機構   | 滝沢ダム             | 63,000  | 2,320  | 97 | 2,200   | 4,098   | —       | —       | —       | —       | 本体工事      | 平成22年度完成      |           |       |           |          |
| 計  |         |                  | —       | 61,168 | —  | 215,101 | 187,167 | 173,002 | 123,058 | 127,512 | 130,466 |           |               |           |       |           |          |

表6(1) 補助ダム（平成21年度に計画・事業中であったダムの状況）その1

（平成26年10月末現在）

|    | 事業主体 | 事業施設名       | 総貯水容量<br>(千㎡)               | 平成21年度時点<br>の事業費<br>(億円) | 平成20年度<br>末までの事<br>業費進捗率<br>(%) | 当初予算（百万円）  |            |            |            |        |        | 平成21年度時点の<br>事業段階 | 事業者の<br>検証結果 | 有識者会議      |      | 国交省の方<br>針決定 |
|----|------|-------------|-----------------------------|--------------------------|---------------------------------|------------|------------|------------|------------|--------|--------|-------------------|--------------|------------|------|--------------|
|    |      |             |                             |                          |                                 | 平成21年度     | 平成22年度     | 平成23年度     | 平成24年度     | 平成25年度 | 平成26年度 |                   |              |            |      |              |
| 1  | 青森県  | 大和沢ダム       | (未定)                        | (未定)                     | —                               | 20         | 20         | 0          | —          | —      | —      | 調査・地元説明           | 中止           | 2011/3/1   | 追認   | 2011/5/19    |
| 2  | 福岡県  | 五ヶ山ダム       | 40,200                      | 1,050                    | 41                              | 3,857      | 4,994      | 4,627      | 5,450      | 7,534  | 12,536 | 生活再建工事            | 推進           | 2011/3/1   | 追認   | 2011/5/19    |
| 3  | 福岡県  | 伊良原ダム       | 28,700                      | 678                      | 24                              | 4,599      | 5,851      | 5,808      | 6,899      | 4,645  | 3,234  | 生活再建工事            | 推進           | 2011/3/1   | 追認   | 2011/5/19    |
| 4  | 千葉県  | 大多喜ダム       | 2,100                       | 145                      | 46                              | 0          | 0          | 0          | —          | —      | —      | 生活再建工事            | 中止           | 2011/6/13  | 追認   | 2011/8/12    |
| 5  | 島根県  | 矢原川ダム       | (未定)                        | (未定)                     | —                               | 100        | 50         | 40         | 40         | 40     | 341    | 調査・地元説明           | 推進           | 2011/6/13  | 再審議要 | 2013/7/31    |
|    |      |             |                             |                          |                                 |            |            |            |            |        |        |                   |              | 2012/7/23  | 追認   |              |
| 6  | 島根県  | 波積ダム        | 3310                        | 169                      | 26                              | 560        | 346        | 248        | 376        | 376    | 505    | 生活再建工事            | 推進           | 2011/6/13  | 再審議要 | 2013/7/31    |
|    |      |             |                             |                          |                                 |            |            |            |            |        |        |                   |              | 2012/7/23  | 追認   |              |
| 7  | 山形県  | 最上小国川ダム     | 2,400                       | 70                       | 17                              | 240        | 204        | 100        | 550        | 550    | 236    | 調査・地元説明           | 推進           | 2011/6/29  | 付帯意見 | 2011/8/12    |
| 8  | 兵庫県  | 金出地ダム       | 4,700                       | 170                      | 46                              | 334        | 247        | 224        | 1,000      | 3,200  | 2,000  | 生活再建工事            | 推進           | 2011/6/29  | 追認   | 2011/8/12    |
| 9  | 兵庫県  | 西紀生活貯水池     | 383                         | 54                       | 39                              |            | 43         | 43         | 2,172      | 639    | 0      | 生活再建工事            | 推進           | 2011/6/29  | 追認   | 2011/8/12    |
| 10 | 兵庫県  | 武庫川ダム       | 9,500                       | 290                      | 5                               | 0          | 0          | 0          | —          | —      | —      | 調査・地元説明           | 中止           | 2011/6/29  | 追認   | 2011/8/12    |
| 11 | 和歌山県 | 切目川ダム       | 3,960                       | 159                      | 34                              | 1,683      | 1,400      | 1,389      | 1,970      | 1,892  | 500    | 生活再建工事            | 推進           | 2011/7/20  | 追認   | 2011/8/12    |
| 12 | 岩手県  | 築川ダム        | 19,100                      | 530                      | 49                              | 1,200      | 1,095      | 1,084      | 500        | 740    | 1,210  | 生活再建工事            | 推進           | 2011/7/20  | 追認   | 2011/8/12    |
| 13 | 高知県  | 和食ダム        | 730                         | 128                      | 13                              | 304        | 280        | 279        | 763        | 309    | 1,979  | 生活再建工事            | 推進           | 2011/7/20  | 追認   | 2011/8/12    |
| 14 | 北海道  | 厚幌ダム        | 47,400                      | 360                      | 36                              | 315        | 265        | 264        | 2,418      | 3,660  | 4,282  | 生活再建工事            | 推進           | 2011/8/23  | 追認   | 2011/8/26    |
| 15 | 青森県  | 駒込ダム        | 7,800                       | 450                      | 16                              | 469        | 132        | 130        | 330        | 500    | 450    | 生活再建工事            | 推進           | 2011/8/23  | 追認   | 2011/8/26    |
| 16 | 青森県  | 奥戸生活貯水池     | 1,590                       | 90                       | 21                              |            | 98         | 20         | —          | —      | —      | 生活再建工事            | 中止           | 2011/8/23  | 追認   | 2011/8/26    |
| 17 | 福井県  | 河内川ダム       | 8,000                       | 415                      | 41                              | 1,084      | 457        | 453        | 1,420      | 1,760  | 2,125  | 生活再建工事            | 推進           | 2011/9/26  | 追認   | 2011/10/27   |
| 18 | 福井県  | 吉野瀬川ダム      | 7,800                       | 415                      | 50                              | 450        | 310        | 303        | 560        | 560    | 560    | 生活再建工事            | 推進           | 2011/9/26  | 追認   | 2011/10/27   |
| 19 | 大分県  | 竹田水害緊急 玉来ダム | 4,550                       | 640                      | 62                              | 3,787      | 1,807      | 151        | 1,364      | 1,364  | 1,000  | 調査・地元説明           | 推進           | 2011/9/26  | 追認   | 2011/10/27   |
| 20 | 香川県  | 柁川ダム        | 10,560                      | 480                      | 12                              | 294        | 290        | 290        | 1,975      | 2,375  | 2,675  | 生活再建工事            | 推進           | 2011/11/9  | 追認   | 2012/2/13    |
| 21 | 高知県  | 春遠生活貯水池     | 770                         | 66                       | 27                              |            | 20         | 20         | 20         | 53     | 90     | 生活再建工事            | 推進           | 2011/11/9  | 追認   | 2012/2/13    |
| 22 | 広島県  | 庄原生活貯水池     | 701                         | 60                       | 28                              |            | 342        | 342        | 420        | 953    | 1,330  | 生活再建工事            | 推進           | 2011/11/9  | 追認   | 2012/2/13    |
| 23 | 岡山県  | 大谷川生活貯水池    | 422                         | 61                       | 17                              |            | 48         | 34         | —          | —      | —      | 生活再建工事            | 中止           | 2011/11/9  | 追認   | 2012/2/13    |
| 24 | 大阪府  | 安威川ダム       | 18,000                      | 1,314                    | 56                              | 6,700      | 5,750      | 4,000      | 1,885      | 2,750  | 5,000  | 生活再建工事            | 推進           | 2012/4/26  | 追認   | 2012/6/11    |
| 25 | 岐阜県  | 内ヶ谷ダム       | 11,500                      | 260                      | 68                              | 140        | 99         | 99         | 448        | 1,142  | 1,142  | 生活再建工事            | 推進           | 2012/4/26  | 追認   | 2012/6/11    |
| 26 | 沖縄県  | 儀間川総合 タイ原ダム | 420                         | 下記№.631に含む               | 下記№.631に含む                      | 下記№.631に含む | 下記№.631に含む | 下記№.631に含む | 下記№.631に含む | —      | —      | 用地買収              | 中止           | 2012/4/26  | 追認   | 2012/6/11    |
| 27 | 長崎県  | 石木ダム        | 5,480                       | 285                      | 46                              | 277        | 300        | 297        | 300        | 840    | 1,490  | 生活再建工事            | 推進           | 2012/4/26  | 付帯意見 | 2012/6/11    |
| 28 | 新潟県  | 儀明川ダム       | 2,880                       | 120                      | 60                              | 40         | 39         | 33         | 50         | 35     | 120    | 生活再建工事            | 推進           | 2012/6/13  | 追認   | 2012/7/2     |
| 29 | 新潟県  | 新保川生活貯水池再開発 | 1,150                       | 56                       | 22                              |            |            | 20         | 20         | 20     | 0      | 用地買収              | 推進           | 2012/6/13  | 追認   | 2012/7/2     |
| 30 | 新潟県  | 常浪川ダム       | 33,300                      | 364                      | 32                              | 40         | 39         | 20         | 0          | —      | —      | 生活再建工事            | 中止           | 2012/6/13  | 追認   | 2012/7/2     |
| 31 | 新潟県  | 晒川生活貯水池     | 490                         | 86                       | 31                              |            | 20         | 20         | 0          | —      | —      | 生活再建工事            | 中止           | 2012/6/13  | 追認   | 2012/7/2     |
| 32 | 長野県  | 黒沢生活貯水池     | 743                         | 150                      | 5                               |            | 0          | 0          | 0          | —      | —      | 調査・地元説明           | 中止           | 2012/6/26  | 追認   | 2012/7/23    |
| 33 | 長野県  | 駒沢生活貯水池     | 540                         | 60                       | 6                               |            | 0          | 0          | 0          | —      | —      | 調査・地元説明           | 中止           | 2012/6/26  | 追認   | 2012/7/23    |
| 34 | 滋賀県  | 北川ダム        | 第一ダム<br>10,400<br>第二ダム9,940 | 430                      | 26                              | 73         | 37         | 20         | 0          | —      | —      | 生活再建工事            | 中止           | 2012/7/11  | 追認   | 2012/7/30    |
| 35 | 熊本県  | 五木ダム        | 3,500                       | 162                      | 90                              | 40         | 39         | 38         | 0          | —      | —      | 転流工工事             | 中止           | 2012/7/11  | 追認   | 2012/7/30    |
| 36 | 山口県  | 平瀬ダム        | 29,500                      | 740                      | 65                              | 2,789      | 1,044      | 977        | 532        | 934    | 1,535  | 転流工工事             | 推進           | 2012/7/11  | 追認   | 2012/7/30    |
| 37 | 長崎県  | 長崎水害緊急 浦上ダム | 1,895                       | 775                      | 65                              | 1,440      | 1,580      | 416        | 290        | 305    | 532    | 調査・地元説明           | 推進           | 2012/10/29 | 追認   | 2012/11/12   |
| 38 | 山口県  | 木屋川ダム再開発    | (未定)                        | (未定)                     | —                               | 40         | 20         | 20         | 20         | 344    | 344    | 調査・地元説明           | 推進           | 2012/12/17 | 追認   | 2013/1/25    |
| 39 | 徳島県  | 柴川生活貯水池     | 252                         | 80                       | 44                              |            | 48         | 29         | 0          | —      | —      | 生活再建工事            | 中止           | 2012/12/17 | 追認   | 2013/1/25    |
| 40 | 静岡県  | 布沢川生活貯水池    | 816                         | 170                      | 33                              |            | 99         | 73         | 127        | 0      | —      | 生活再建工事            | 中止           | 2013/1/22  | 追認   | 2013/1/28    |
| 41 | 宮城県  | 川内沢ダム       | (未定)                        | (未定)                     | —                               | 0          | 0          | 0          | 20         | 20     | 400    | 調査・地元説明           | 推進           | 2013/7/23  | 追認   | 2013/7/31    |
| 42 | 佐賀県  | 有田川総合(猿川ダム) | (未定)                        | (未定)                     | —                               | 0          | 0          | 0          | 0          | 0      | —      | 調査・地元説明           | 中止           | 2013/7/23  | 追認   | 2013/7/31    |
| 43 | 三重県  | 鳥羽河内ダム      | 4,820                       | 197                      | 13                              | 100        | 34         | 34         | 34         | 34     | 150    | 調査・地元説明           | 推進           | 2013/8/8   | 追認   | 2013/8/23    |
| 44 | 宮城県  | 筒砂子ダム       | 30,900                      | 800                      | 4                               | 50         | 33         | 32         | 20         | 20     | —      | 調査・地元説明           | 中止※          | 2013/8/8   | 追認   | 2013/8/23    |

※宮城県の筒砂子ダムは県の事業としては中止であるが、その規模を拡大して東北地方整備局の鳴瀬川総合開発事業として推進する。

表6(2) 補助ダム（平成21年度に計画中・事業中であったダムの状況）その2

(平成26年10月末現在)

|    | 事業主体 | 事業施設名            | 総貯水容量<br>(千㎡) | 平成21年度時点<br>の事業費<br>(億円) | 平成20年度<br>末までの事<br>業費進捗率<br>(%) | 当初予算（百万円）  |            |            |        |        |        | 平成21年度時点の<br>事業段階 | 事業者の<br>検証結果                                 | 有識者会議 |  |  | 国交省の方<br>針決定 |
|----|------|------------------|---------------|--------------------------|---------------------------------|------------|------------|------------|--------|--------|--------|-------------------|----------------------------------------------|-------|--|--|--------------|
|    |      |                  |               |                          |                                 | 平成21年度     | 平成22年度     | 平成23年度     | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |                   |                                              |       |  |  |              |
| 45 | 岩手県  | 津付ダム             | 5,600         | 141                      | 25                              | 850        | 520        | 508        | 1,068  | 516    | 0      | 生活再建工事            | 中止                                           |       |  |  |              |
| 46 | 群馬県  | 倉瀬ダム             | 11,600        | 400                      | 40                              | 0          | 0          | 0          | 0      | 0      | 0      | 生活再建工事            | 検証中<br>（検証終了が不明なものを含む）                       |       |  |  |              |
| 47 | 山口県  | 大河内川ダム           | 4,330         | 165                      | 51                              | 247        | 145        | 144        | 319    | 294    | 264    | 生活再建工事            |                                              |       |  |  |              |
| 48 | 岐阜県  | 大島ダム             | 4720          | 168                      | 15                              | 40         | 0          | 0          | 0      | 0      | 0      | 用地買収              |                                              |       |  |  |              |
| 49 | 群馬県  | 増田川ダム            | 5,800         | 378                      | 7                               | 37         | 20         | 20         | 20     | 20     | 20     | 調査・地元説明           |                                              |       |  |  |              |
| 50 | 長野県  | 角間ダム             | 2,610         | 250                      | 6                               | 0          | 0          | 0          | 0      | 0      | 0      | 調査・地元説明           |                                              |       |  |  |              |
| 51 | 岐阜県  | 水無瀬生活貯水池         | 1,042         | 60                       | 6                               |            | 0          | 0          | 0      | 0      | 0      | 調査・地元説明           |                                              |       |  |  |              |
| 52 | 香川県  | 五名ダム再開発          | 6,750         | 230                      | 5                               | 40         | 20         | 20         | 20     | 20     | 20     | 調査・地元説明           |                                              |       |  |  |              |
| 53 | 香川県  | 綾川ダム群（長柄ダム）9,750 | 104           | 12                       | 40                              | 20         | 20         | 20         | 20     | 20     | 20     | 調査・地元説明           |                                              |       |  |  |              |
| 54 | 大阪府  | 横尾川ダム            | 1,400         | 128                      | 37                              | 1,092      | 1,052      | 0          | —      | —      | —      | 本体工事→中止           | 中止（検証対象外であったが、大阪府が検証）                        |       |  |  |              |
| 55 | 新潟県  | 鶴川ダム             | 4,700         | 320                      | 33                              | 500        | 638        | 1,200      | 700    | 742    | 998    | 本体工事              |                                              |       |  |  |              |
| 56 | 長野県  | 浅川ダム             | 1,100         | 380                      | 53                              | 1,700      | 2,490      | 1,990      | 1,790  | 1,790  | 1,709  | 駆け込み本体工事          |                                              |       |  |  |              |
| 57 | 福島県  | 千五沢ダム再開発         | 13,000        | 76                       | 41                              | 40         | 105        | 330        | 275    | 295    | 660    | 既存施設の機能増強         |                                              |       |  |  |              |
| 58 | 長野県  | 松川生活貯水池再開発       | 7,450         | 162                      | 42                              |            | 388        | 582        | 485    | 485    | 685    | 既存施設の機能増強         |                                              |       |  |  |              |
| 59 | 新潟県  | 奥胎内ダム            | 10,000        | 330                      | 47                              | 696        | 1,765      | 1,897      | 394    | 2,145  | 2,145  | 本体工事              | 平成30年度末完成予定<br>奥胎内ダム完成後に着手、<br>完成時期未定（ゲート増設） |       |  |  |              |
| 60 | 新潟県  | 胎内川ダム再開発         | 17100         |                          |                                 |            |            |            |        |        |        | 既存施設の機能増強         |                                              |       |  |  |              |
| 61 | 島根県  | 浜田川総合 第二浜田ダム     | 15,470        | 389                      | 36                              | 2,100      | 2,225      | 3,052      | 3,286  | 3,829  | 4,652  | 本体工事              | 平成27年度末完成予定<br>（穴あきダム）                       |       |  |  |              |
| 62 | 島根県  | 浜田ダム再開発          | 4,125         |                          |                                 |            |            |            |        |        |        | 既存施設の機能増強         | 平成31年度末完成予定<br>（穴あきダムに改造）                    |       |  |  |              |
| 63 | 沖縄県  | 儀間川総合 儀間ダム       | 575           | 130                      | 45                              | 1,356      | 1,362      | 1,018      | 1,009  | 639    | 116    | 本体工事              | 平成27年度完成予定                                   |       |  |  |              |
| 64 | 宮城県  | 長沼ダム             | 31,800        | 780                      | 88                              | 3,603      | 2,680      | 2,680      | 2,950  | 2,148  | —      | 本体工事              | 平成26年度完成予定                                   |       |  |  |              |
| 65 | 北海道  | 徳富ダム             | 36,000        | 532                      | 69                              | 1,537      | 1,731      | 1,958      | 6,169  | 874    | —      | 本体工事              | 平成26年度完成予定                                   |       |  |  |              |
| 66 | 兵庫県  | 与布土生活貯水池         | 1,080         | 120                      | 42                              |            | 1,681      | 2,083      | 3,000  | 1,576  | 119    | 駆け込み本体工事          | 平成26年度完成                                     |       |  |  |              |
| 67 | 香川県  | 内海ダム再開発          | 1,060         | 185                      | 23                              | 790        | 3,263      | 2,163      | 1,377  | 177    | —      | 駆け込み本体工事          | 平成25年度完成                                     |       |  |  |              |
| 68 | 熊本県  | 路木ダム             | 2,290         | 90                       | 42                              | 580        | 828        | 1,568      | 1,185  | 1,296  | —      | 駆け込み本体工事          | 平成25年度完成                                     |       |  |  |              |
| 69 | 広島県  | 野間川生活貯水池         | 560           | 74                       | 35                              |            | 795        | 1,060      | 760    | 0      | —      | 駆け込み本体工事          | 平成25年度完成                                     |       |  |  |              |
| 70 | 京都府  | 畑川ダム             | 1,960         | 77                       | 48                              | 212        | 480        | 2,045      | 775    | 0      | —      | 本体工事              | 平成25年度完成                                     |       |  |  |              |
| 71 | 鹿児島県 | 西之谷ダム            | 793           | 176                      | 63                              | 900        | 1,508      | 1,930      | 940    | 0      | —      | 本体工事              | 平成25年度完成                                     |       |  |  |              |
| 72 | 宮城県  | 弘川生活貯水池          | 950           | 60                       | 51                              |            | 1,075      | 1,155      | 174    | —      | —      | 本体工事              | 平成25年度完成                                     |       |  |  |              |
| 73 | 北海道  | 当別ダム             | 74,500        | 684                      | 59                              | 5,340      | 8,739      | 8,063      | 2,448  | —      | —      | 本体工事              | 平成24年度完成                                     |       |  |  |              |
| 74 | 富山県  | 舟川生活貯水池          | 600           | 100                      | 29                              |            | 1,444      | 903        | 150    | —      | —      | 本体工事              | 平成24年度完成                                     |       |  |  |              |
| 75 | 石川県  | 辰巳ダム             | 6,000         | 240                      | 53                              | 2,800      | 2,980      | 2,982      | 2,300  | —      | —      | 本体工事              | 平成24年度完成                                     |       |  |  |              |
| 76 | 福井県  | 大津呂生活貯水池         | 485           | 108                      | 42                              |            | 1,860      | 1,703      | 0      | —      | —      | 本体工事              | 平成24年度完成                                     |       |  |  |              |
| 77 | 岐阜県  | 丹生川ダム            | 6,200         | 280                      | 69                              | 2,191      | 2,380      | 2,375      | 685    | —      | —      | 本体工事              | 平成24年度完成                                     |       |  |  |              |
| 78 | 奈良県  | 大門生活貯水池          | 177           | 54                       | 40                              |            | 1,182      | 1,149      | 0      | —      | —      | 本体工事              | 平成24年度完成                                     |       |  |  |              |
| 79 | 佐賀県  | 井手口川ダム           | 2,180         | 171                      | 47                              | 2,455      | 2,175      | 490        | 0      | —      | —      | 本体工事              | 平成24年度完成                                     |       |  |  |              |
| 80 | 長崎県  | 長崎水害緊急 本河内ダム     | 1,103         | 上記No.37に含む               | 上記No.37に含む                      | 上記No.37に含む | 上記No.37に含む | 上記No.37に含む | —      | —      | —      | 本体工事              | 平成23年度完成                                     |       |  |  |              |
| 81 | 山形県  | 留山川生活貯水池         | 1,120         | 69                       | 58                              |            | 1,140      | 541        | —      | —      | —      | 本体工事              | 平成23年度完成                                     |       |  |  |              |
| 82 | 広島県  | 仁賀ダム             | 2,710         | 240                      | 69                              | 1,750      | 1,223      | 786        | —      | —      | —      | 本体工事              | 平成23年度完成                                     |       |  |  |              |
| 83 | 山口県  | 黒杭川上流生活貯水池       | （未定）          | 100                      | 74                              |            | 430        | 526        | —      | —      | —      | 本体工事              | 平成23年度完成                                     |       |  |  |              |
| 84 | 山口県  | 黒杭川ダム再開発         | 1550          | 上記No.84に含む               | —                               | —          | —          | —          | —      | —      | —      | 既存施設の機能増強         | 平成23年度完成                                     |       |  |  |              |
| 85 | 新潟県  | 広神ダム             | 12,400        | 370                      | 93                              | 2094       | 494        | 0          | —      | —      | —      | 本体工事              | 平成23年度完成                                     |       |  |  |              |
| 86 | 石川県  | 北河内ダム            | 2,860         | 178                      | 85                              | 1382       | 301        | —          | —      | —      | —      | 本体工事              | 平成22年度完成                                     |       |  |  |              |
| 87 | 大分県  | 竹田水害緊急 稲葉ダム      | 7,270         | 上記No.19に含む               | 上記No.19に含む                      | 上記No.19に含む | 上記No.19に含む | —          | —      | —      | —      | 本体工事              | 平成22年度完成                                     |       |  |  |              |
| 88 | 秋田県  | 砂子沢ダム            | 8,650         | 215                      | 90                              | 1950       | 113        | —          | —      | —      | —      | 本体工事              | 平成22年度完成                                     |       |  |  |              |
| 89 | 岩手県  | 遠野第二生活貯水池        | 248           | 135                      | 79                              |            | 427        | —          | —      | —      | —      | 本体工事              | 平成22年度完成                                     |       |  |  |              |
| 計  |      |                  | —             | 20,473                   | —                               | 67,347     | 77,159     | 68,918     | 64,272 | 54,461 | 57,174 |                   |                                              |       |  |  |              |